

平成30年度文書館古文書実践講座（2班）  
令和元年度文書館古文書実践講座（2班）

# 萩藩主参勤交代の記録を読む

— 「元文二年宗広公御参勤御道中記録 但惣陸」 —

## 第2版



江家陣列図絵（毛利家文庫 15文武70）

目次

目次	.....	1
解説	.....	2
元文2年参勤行程表	.....	9
参勤ル―卜図	.....	10
凡例	.....	11
元文二年宗広公御参勤御道中記録	.....	12
但総陸	.....	12
〈附録〉「諸事小々控」より		
江戸被成御着候事	付、上使并御参勤御礼被仰上候事	.....
		94



「元文二年宗広公御参勤御道中記録 但惣陸」(右：原表紙題箋と中扉、左：本文)

## 解説

平成三十年・令和元年度の古文書実践講座2班は、元文二年「宗広公御参勤御道中記録 但惣陸」(毛利家文庫47参勤11(7の3))をテキストとした。これは萩藩六代藩主宗広一行が、元文二年(一七三七)三月五日から四月六日までの三十一日間、参勤のため萩から江戸へ向かった際の記録である。平成三十年度は三月五日から二十一日途中までの一七日分(萩→京都)を、令和元年度は二十一日の残りから四月六日江戸到着までの一六日分(京都→江戸)を解説した。

### 一、藩主宗広の参勤交代

宗広は、父である五代藩主吉元の死去に伴い、享保十六年(一七三一)十月に家督を継ぎ萩藩主となった。翌十七年五月二日、初入国のため江戸を発ち、閏五月三日萩城に入った。翌十八年三月四日、萩を発ち四月五日に江戸に戻る。この往復では、往路・復路とも播磨国佐越湊→三田尻間で海路を用いた『毛利十一代史』。享保十九年四月二十三日、宗広は二度目の帰国のため江戸を発ち、五月二十二日萩城に入る。同二十年(一七三五)三月三日萩を発ち、四月四日江戸に戻った。この往復ではいずれも陸路のみを用いている(同前)。

元文元年(一七三六)四月二十一日、宗広は三度目の帰国のため江戸を発ち、五月二十三日萩に帰城した。テキストに用いた「御参勤御道中記録 但惣陸」は、この三度目の帰国後、江戸に戻る行程を記録したものである。すべて陸路を用いている。

南方長「萩藩参勤交代の行程―瀬戸内海通行から中国路通行への移行―」(『山口県文書館研究紀要』第二九号 二〇〇二年)によれば、萩藩主の参勤ルートは、享保十年(一七二五)の御供船天長丸遭難事件を境に、瀬戸内海通行から陸路の山陽道通行へと大きく変化した。「宗広公御参勤御道中記録 但惣陸」は、陸路(山陽道通行)による参勤となつて一〇年ほど経った時期の記録である。

ただし先述のように、宗広初入国時には以前同様海路が用いられた。これにつき『毛利十一代史』(巻五十八 観光公記一九頁)は、「播州佐越湊ヨリ上船防府三田尻ニ達ス、是時村上図書国元ヨリ佐越ニ到リ公ヲ迎フ、是レ初入国ニ由テ也」と記す。天長丸遭難事件を機に陸路を用いるようになったものの、初入国時だけは旧例にならい海路を用いたようである。

なお、平成二十八・二十九年度の実践講座で、三代藩主吉就一行の参勤の記録、貞享四年「御参勤御船中御道中諸事」(47参勤1)を解説した。この行程では三田尻→室津(現兵庫県たつの市御津町室津)間で海路を使った(全行程一九日)。山陽道通行以前、瀬戸内海通行時代の記録であり、今回の記録と読み比べることで参勤のあり方の違いを知ることが出来る。

### 二、参勤の行程および概略

参勤の行程は後掲「元文2年参勤行程表」および「ルート図」に示したとおりである。以下、参勤の概略を述べる。

(1) 三月五日・六日／萩〜三田尻（萩往還）

三月五日、辰中刻（午前八時頃）萩発。事前に宮崎八幡宮へ参詣し同社に納めていた鼓・弓懸（ゆがけ）・菅笠を、この日小使に受取に行かせこれを携帯する。昼、佐々並の御茶屋で休憩。夕方、申下刻（午後五時頃）山口の御茶屋着、同所泊。翌六日辰中刻、山口発。午下刻（午後二時頃）三田尻に着き、御茶屋に入る。

道中、藩主一族、支藩主からの使者、家臣、代官、寺社、村町役人などの見送り、献上品があり、それに対する御目見、披露（名披露、都合披露）、その際の担当役人などが書き留められている。道中の儀礼行為、贈答の先例を残しておくことが記録のひとつの目的であった。

(2) 三月七日・八日／三田尻〜玖波（安芸国広島藩領）

七日、辰下刻（午前九時頃）三田尻発。陸路山陽道を進み、徳山藩領を通り、申上刻（午後三時半頃）花岡の御茶屋着、同所泊。途中、浮野峠、戸田赤坂に駕籠立場、富田・猪鼻・しほりか峠に駕籠立場と腰掛が設営された（富田〜しほりか峠は徳山藩が準備）。徳山藩領通過にあたり、徳山藩は先乗（先導の騎馬）を派遣したほか、道橋掃除、先払い足軽や所々への役人派遣などの便宜を計った。これに対し、宗広より徳山藩主へ挨拶の使者が派遣されるとともに、先乗役人をはじめ徳山藩領の者へ金銀を下賜した。花岡では、花岡八幡宮、地藏院、閑伽井坊が安全を祈念し御札守を献上している。

八日、朝やや早く卯上刻（午前五時半頃）花岡発。高森で昼休後、岩国藩領を通り、国境小瀬川を越えて広島藩領に入り、酉中刻（午

後六時頃）玖波着。岩国藩領通行時には、道橋の掃除、欽明坂の駕籠立場設置、御庄川渡河時の御召船・御供船提供などの便宜を岩国藩から受けた。岩国藩主吉川経永、同母正理院から贈り物があり、萩藩から岩国藩領の者へ拝領物の下賜があった。玖波では広島藩の役人が待機しており、必要なことは仰せ付けて欲しいこと、また、以前は通行時に贈り物などしていたが、萩藩からの申し入れもあり差し控えた旨が口上で伝えられた。玖波にも岩国藩から見送りの使者と献上品があった。萩藩から本陣亭主や頭庄屋（大庄屋）・玖波庄屋などに銀子が下賜されている（道中いずれの本陣でも下賜品の記載がある。以下省略）。

(3) 三月九〜十二日／安芸・備後（広島藩・福山藩領）通過

九日から十二日にかけて広島藩領を通過する。

九日、辰上刻（午前九時半頃）玖波発。廿日市で昼休。広島城下を通り、申中刻（午後四時頃）海田着。広島城下通過時、市中の掃除、見合役人・先払い足軽の派遣などの便宜を広島藩から受ける。廿日市、海田では広島藩の役人が待機。宗広から広島藩主へ御札の使者を派遣する。使者の口上が記録される。海田に江戸藩邸より使者があり、馬場先御前様（二代藩主綱広娘、桑名藩主松平忠雅室）の容体が悪いことが伝えられたため、急遽使者が派遣された。

十日、辰中刻（午前八時頃）海田発。未上刻（午後一時半頃）西条の御茶屋着。同所にも広島藩が出迎への役人を派遣している。

十一日、卯上刻（午前五時半頃）西条発。本郷で昼休、申下刻（午後五時頃）尾道着。本郷・尾道には広島藩より郡代が派遣された。

本郷川渡河に際し、広島藩より御召船・添船の提供を受ける。尾道では町年寄等へ銀子下賜。なお、小瀬川から尾道までの間で使者・先触を務めた広島藩役人への下賜品は省略されたが、途中出迎えや掃除などを務めた村役人等へはその都度下賜品が遣わされた。

十二日、辰中刻(午前八時頃) 尾道発。福山藩領に入り、今津を通過して神辺着、同所泊。福山藩からは、今津に郡代や庄屋、中津川渡河時に家臣や肝煎などが派遣された。

(4) 三月十三日・十四日／備中・備前(岡山藩領等)通過

十三日、辰中刻(午前八時頃) 神辺発、高屋川、七日市川、矢掛川を渡り、矢掛(庭瀬藩領)で昼休。庭瀬藩より先払いが派遣される。夕方、川辺着。岡田藩より郡代が派遣される。

十四日、卯上刻(午前五時半頃) 川辺発。川辺川、吉井川渡河。

岡山藩から郡奉行、庄屋などが派遣されたほか、御召船の便宜を受けた。岡山城下通過。岡山藩の町奉行が出迎えたほか、道橋の掃除、先払いの派遣などの便宜を受ける。宗広から岡山藩主、同藩主母、鴨方藩主、生坂藩主へ使者が遣わされる。板倉を通過、板倉右近が先払いを派遣、昼、藤井で休息。申中刻(午後四時頃) 片上着。

(5) 三月十五日〜十八日／播磨・摂津

十五日、卯中刻片上発。三石通過後、播磨国に入り有年で昼休み。森伊勢守から挨拶のため家臣が派遣される。有年川を渡り、片島を通過し、正条川・阿蘇川を渡り、申中刻鶴着、同所泊。

当初宗広一行は、この日の本陣を、従来の鶴ではなく片島とする計画であった。聖徳太子ゆかりの斑鳩寺(お太子さん)の門前町で

ある鶴は、この時期御開帳で芝居などが催されるため、参詣人で賑わうことが予想され、その混雑を避けるためであった。ところが、この変更に驚いた本陣五百井十兵衛をはじめとする鶴の者たちは、萩藩一行が宿泊する日を臨時に閉帳とすることを龍野藩に願い出て許可をもらい、その上で事前に萩まで出向き、従来どおり鶴を本陣として欲しい旨懇願した。これにより鶴を本陣とすることに戻された。この変更に伴う迷惑料の意味を込め、萩藩から片島本陣へ銀子が下賜されている。

十六日、卯中刻鶴発。姫路城下を通過。姫路藩の役人が挨拶。御用向きがあれば承ることを告げるとともに、萩藩の申し入れに従い使者派遣を控えたことを伝える。青山川、市川、加古川を渡り、御着で昼休。市川・加古川渡河時には姫路藩より御召船・添船の提供があり、庄屋や川肝煎なども出る。未中刻(午後二時頃) 加古川着。

十七日、辰上刻加古川発。明石城下を通過。明石藩主へ挨拶の使者を遣わす。明石川渡河に際し明石藩より人足の提供を受ける。大蔵谷で昼休。明石藩より使者が派遣される。申中刻(午後四時頃) 兵庫着。兵庫通行にあたり、尼崎藩より市中掃除、先払い足軽の派遣などの便宜を受ける。折しも、萩藩永代家老益田越中(元道)が、昨年秋より病氣療養のため有馬温泉に湯治滞在中であった。益田越中は御機嫌伺いとして同宿を訪れ、宗広に御目見し有馬細工の見台などを献上した。

十八日、卯中刻兵庫発。西宮で昼休み。同所で尼崎藩役人が挨拶。武庫川、池田川を渡り、申中刻郡山(茨木)着。飛地の領地をもつ

忍藩阿部正喬の役人が本陣まで挨拶に来る。

(6) 三月十九〜二十一日／山城(伏見・京)

十九日、辰中刻郡山発。午中刻(正午頃)伏見着。途中、高槻藩との間で挨拶の使者を遣り取りする。鳥羽川渡河につき大坂屋敷より御召船を用意する。以前には淀藩より御馳走船の供出などがあつたが、今回は無く、足輕が派遣されるのみであつた。

伏見では木津屋与左衛門邸を本陣とする。到着にあたり、萩藩京都留守居・大坂留守居、京都御用商人らが出迎える。鷹司中納言より挨拶の使者あり。小室藩主へ挨拶の使者を派遣し贈り物を届ける。京都所司代に伏見着の届け出をする。今回伏見まで山崎路を通り大坂に立ち寄らなかつたことから、大坂城代と町奉行へ使者を遣わして伏見着を知らせ、贈物を届けた。京都の寺社、商人の献上品多数。二十日、引き続き伏見滞在。朝食後、大坂・京都留守居役や前日献上品を持参した京・大坂町人、寺社などに御目見を許し返礼品を下賜する。

二十一日、早朝七つ時(午前四時頃)伏見を発ち、卯中刻(午前六時頃)京都藩邸(京都河原町三条)へ入る。修業のため上京していた藩医日野宗庵・栗山元喜らに御通懸の御目見を許す。宗広は京に帰住していた養心院(四代藩主吉広室・鷹司兼熙養女)と対面。その後、京都所司代土岐丹後守頼稔へ挨拶に出向き、続いて鷹司中納言、一条右府、有臨軒(鷹司輔信)らに挨拶に行った。有臨軒からは掛軸二幅を進上された。帰宅後宗広は、あらためて京都所司代、京都町奉行、公家、西本願寺、興正寺らに使者を遣わし進物(広折

紙、串海鼠など)を届けた。進物先のひとつ梨木左京大夫は、下鴨神社禰宜梨木家当主と推測される。毛利家と梨木家は、二代藩主綱広継室が梨木右京大夫永祐娘(元禄三年死去)であつたという縁をもつ。進物先からは返礼の使者、返礼品などがあり、それに対して宗広は再びお礼の使者を遣わした。大和郡山藩主柳沢吉里が使者を送り「南都酒」二樽を届けている。昼食後、京都藩邸の役人およびお部屋付の者たちへ御目見があつた。

(7) 三月二十二〜二十五日／近江・美濃

二十二日、京都発。出立前、養心院へ挨拶。公家との間で使者の遣り取り。稻荷社など七社への代参を京都留守居平川長左衛門へ命じる。申の刻(午後四時頃)、京都藩邸出立。酉の中刻(午後六時頃)大津着。本陣は大坂屋嘉右衛門邸。小浜藩六代藩主酒井忠存より挨拶の使者が遣わされ、宗広も返礼の使者を送った。毛利家と酒井家は、三代藩主吉就に小浜藩三代藩主忠隆長女が嫁いだ縁をもつ。二十三日、辰中刻(午前八時頃)大津発。草津の佐藤四郎左衛門茶屋で休憩。草津は東海道と中山道の分岐点にあたるが、今回の参勤では草津より中山道を進み、午の中刻(午後〇時頃)守山着、同所泊。本陣は宇野忠右衛門邸。

二十四日、辰中刻(午前八時頃)守山発。途中、野須川、横関川渡河。横関川のある西横関村は福知山藩(朽木家)の飛び地で、見分のため同藩が派遣した同村年寄・庄屋に対し銀子を下賜した。昼に武佐着。本陣は下川七左衛門邸。武佐出發後、彦根藩領内の愛知川、高宮川を渡河。両川の見分、あるいは街道の先払いとして彦根

藩より派遣された家臣らに対し金銀を下賜。

申刻（午後四時頃）高宮着。本陣は北川四郎右衛門邸。彦根藩より使者が遣わされ、活鯛と名産松尾茶が進呈された。これ以外にも生肴（川鱒・鮒・鮒）と野菜（蕨・ウド・クワイ）が本陣へ差し入れられた。宗広からも返礼の使者を彦根藩へ派遣し、蘇鉄と粕漬鮑を贈った。また、火の用心のため高宮へ派遣された彦根藩家臣・足軽らへ金銀を下賜。多賀大社への代参を祖式又右衛門に命じている。

二十五日、寅中刻（午前四時頃）高宮発。摺針峠の田中九郎左衛門茶屋で休憩。昼、醒ヶ井着。本陣は松井新介邸。醒ヶ井を預り地とする大和郡山藩より本陣へ使者が遣わされる。この日、藩境までの各宿に派遣された彦根藩家臣、および鳥居から垂井までの各宿場本陣へ金銀を下賜する。

近江・美濃国境を越え、関ヶ原を通り、垂井から美濃路に入つて未の中刻（午後二時頃）大垣着。本陣は沼波吉助邸。大垣藩の町奉行が本陣へ挨拶に訪れる。宗広からも大垣藩へ使者を遣わし、大垣止宿の挨拶を申し述べる。大垣のひとつ前の宿場垂井に、参勤途上の福井藩主一行が止宿するとの報が届く（宗広室は福井藩九代藩主松平宗昌娘）。今後、一行との同宿も予想されることから、失礼のないよう、また渡河時には込み合うことのないよう家臣に注意を促す触が出された。

（8）三月二十六〜二十八日／美濃・尾張・三河

二十六日、寅中刻（午前四時頃）大垣発。沢渡川、墨俣川、起川渡河。昼、起着。本陣は加藤右衛門七邸。起出立後、立ち寄った街

道沿いの各本陣（墨俣・萩原・稻葉・清州）に銀子を下賜。申の刻（午後四時頃）宮着。本陣は森田八郎右衛門邸。名古屋藩に使者を派遣し、城下通過の挨拶を申し述べる。熱田神宮、伊勢神宮へ代参をした栗屋与一右衛門、内藤新左衛門がそれぞれ祓禊斗を持ち帰る。大和小泉藩主一行と筑前秋月藩主一行がひとつ先の宿場鳴海に止宿との情報が入り、家臣に対し、この先失礼のないようにとの触が出される。

二十七日、卯上刻（午前五時半頃）宮発。祖式又右衛門に笠寺観音への代参を命じる。柄本惣兵衛が宗広一行に「例之通」草花を献上する。三河刈谷藩より町奉行が派遣され、池鯉鮒通過の際、御用があれば仰せ付けてほしい旨伝えられる。同藩より先払派遣、道掃除などの便宜を受ける。大浜の高井善兵衛茶屋で休憩。昼、岡崎着。本陣は磯貝久右衛門邸。岡崎通過時、岡崎藩より人馬方役人や先払の派遣、道掃除などの便宜を受ける。池鯉鮒・岡崎間通行時、以前は拳母藩からも使者が派遣されていたが、今回使者の派遣はなかった。申の下刻（午後五時頃）赤坂着。本陣は赤坂彦十郎邸。二十九日の新居渡海につき家臣へ触を出す。

二十八日、卯中刻（午前六時頃）赤坂発。昼、二川着。本陣は後藤五左衛門邸。未の中刻（午後二時頃）、新居着。本陣は引田八郎右衛門邸。容体悪化の伝えられていた馬場先御前様（二代藩主綱広娘、桑名藩主室）逝去の報が届く。急遽江戸に使者を送り、桑名藩主はじめ各所に弔意を伝える。明日の新居渡海、明後日の大井川渡河につき混雑ないよう家臣に触が出される。また、馬場先御前様御逝去

のことも伝えられる。

(9) 三月二十九日～四月二日／遠江・駿河

二十九日、卯中刻(午前六時頃) 新居発。浜名湖渡海。三河吉田藩主より渡海船の提供を受ける。昼、浜松着。本陣は梅屋市左衛門邸。同藩から使者の派遣は無く、こちらからも使者の派遣は行わない。浜松発後、長森の高羽屋新左衛門茶屋で休憩。同晩、袋井着。本陣は田代八郎左衛門邸。馬場先御前様逝去につき派遣された桑名藩主松平忠雅の使者と面会。

晦日、卯上刻(午前五時半頃) 袋井発。掛川通行時、掛川藩より使者。宗広からも返礼の使者を送る。矢根を献上した菊川鍛冶五条清次郎へ銀子下賜(矢根は受納せず)。昼、金谷着。本陣は佐塚左次右衛門邸。出立後、大井川渡河。島田の鍛冶貞助へ銀子下賜。田中藩領通行時、駅々へ同藩より家臣が派遣される。同晩、申の下刻(午後五時頃) 岡部着。本陣は二刀清左衛門邸。名古屋藩主一行が東海道を下向中との報が入り、今後の対応につき家臣へ触が出る。

四月朔日、卯刻(午前六時頃) 岡部発。宇津谷峠通行時、石川忠左衛門が杵を献納。安倍川渡河。駿府通過。駿府城代へ使者を送り挨拶。昼、興津着。本陣は市川新左衛門邸。興津休泊時に尾張藩主一行が通過し、のち江尻(興津よりひとつ前の宿場)に泊。宗広より使者を送る。興津川、伊原川、鳩打川、由井川渡河。薩埵峠の片嶋勘兵衛茶屋で休憩。薩埵海士から蛇の献納があり銀子を下賜。申の中刻(午後四時頃) 蒲原着。本陣は瀧縫殿右衛門邸。佐賀藩主一行が明日、原(蒲原よりふたつ先の宿場。沼津市)で休泊との報が

あり、一行と一緒になった場合には失礼のないよう家臣へ触が出る。

二日、卯中刻(午前六時頃) 蒲原発。柏原通行時、浮島利右衛門茶屋で休憩。柏原と原との間で佐賀藩主一行と行き会い、双方とも挨拶の使者を派遣する。原で宿泊もしくは休憩の予定であったが、変更になったため、同所本陣渡辺平左衛門へ銀子を下賜する。

同晩申の刻(午後四時頃)、沼津着。本陣は間宮喜右衛門邸。定本陣は清水助左衛門邸であるが、龍野藩主一行が先に止宿となり脇本陣間宮邸への変更となった。相宿の龍野藩との間で使者を遣り取りする。三嶋(沼津よりひとつ先の宿)に止宿した福井藩主一行から挨拶の使者があり、今後の江戸までの宿泊地を知らせてほしいとの依頼がある。萩藩からも使者を送る。三嶋の本陣樋口伝左衛門が肴一種を持参して沼津本陣を訪れ、明日は諸大名の通行が重なり混雑が予想されることを注進する。樋口に金子を下賜。伊豆代官斎藤喜六郎が使者を送る。今後江戸までの行程で混雑が予想されることから、家臣らに対し注意を促す触を出す。

(10) 四月三～六日／伊豆・相模・江戸

三日、辰中刻(午前八時頃) 沼津発。三嶋神社への粟屋与一右衛門を代参に遣わす。昼、三嶋着。山中の獵師三名が獵物を献上、銀子を下賜する。宗閑寺で休憩。未の中刻(午後二時頃) 箱根着。本陣は川田角右衛門邸。今晚箱根で相宿となる鴨方藩主一行と挨拶の使者を遣り取りする。

四日、卯刻(午前六時頃) 箱根発。関所通過。畑の茗荷屋畑右衛門茶屋で休憩。そのち梅沢、南湖の茶屋でも休憩。酉の中刻(午

後六時頃）藤沢着。本陣は蒔田源右衛門邸。馬場先御前様逝去につき江戸に派遣した竹田弥左衛門が役目を終え当駅に帰着する。

五日、辰上刻（午前七時半頃）藤沢発。昼、新宿（小田原、小田原市）着。本陣は蒔部清兵衛邸。未の中刻（午後二時頃）川崎着。本陣は田中兵庫邸。相宿の明石藩主一行と挨拶の使者を遣り取りする。長府・徳山・清末藩主らより使者が派遣され、当駅着のお悦びの口上を述べる。江戸御用聞、諸町人らが出迎えに訪れ、菓子・酒などを献上する。

江戸より注進があり、明日、將軍吉宗が本所（墨田区）・猿江（江東区）へ、一橋（徳川）宗尹が川崎へ御出になるとの報が寄せられた。一行を避けるため、夜中九ツ時（午前〇時）に川崎を発つことが家臣へ触れられた。

六日、夜、子中刻（午前〇時）川崎発。六郷川渡河。鈴森で長府藩主・徳山藩主らの使者、江戸御用聞、諸町人らが出迎える。卯の中刻（午前六時頃）江戸着、江戸藩邸に入る。江戸留守居役ら江戸藩邸の役人らが出迎えた。三十一日間の旅が終わった。

### 三、「諸事小々控」収録記事

毛利家文庫「諸事小々控」に、四月六日江戸藩邸到着後の宗広の動静を記した記事がある（31小々控9（16の2）の6）。「江戸被成御着候事 付、上使并御参勤御礼被仰上候事」と題された記事で、前半「江戸被成御着候事」は、到着日における江戸藩邸での支藩主使者および関係深い大名家使者との面会、当役・江戸加判・手廻頭ら藩

重臣との会食などについて記す。後半「付、上使并御参勤御礼被仰上候事」は、九日、上使・老中本多忠良の藩邸来訪、十二日、老中松平乗邑よりの奉書到来のことや、將軍吉宗および家重あて参勤御礼の進物のこと、十三日、参勤御礼のため宗広の江戸城登城のようすなどを記す。同記事も2班が解読したのであわせて収録した。

### ○平成30年度古文書実践講座2班 受講生

中村睦美・高橋由多子・吉田圭子・武波博行・田村寛（順不同）

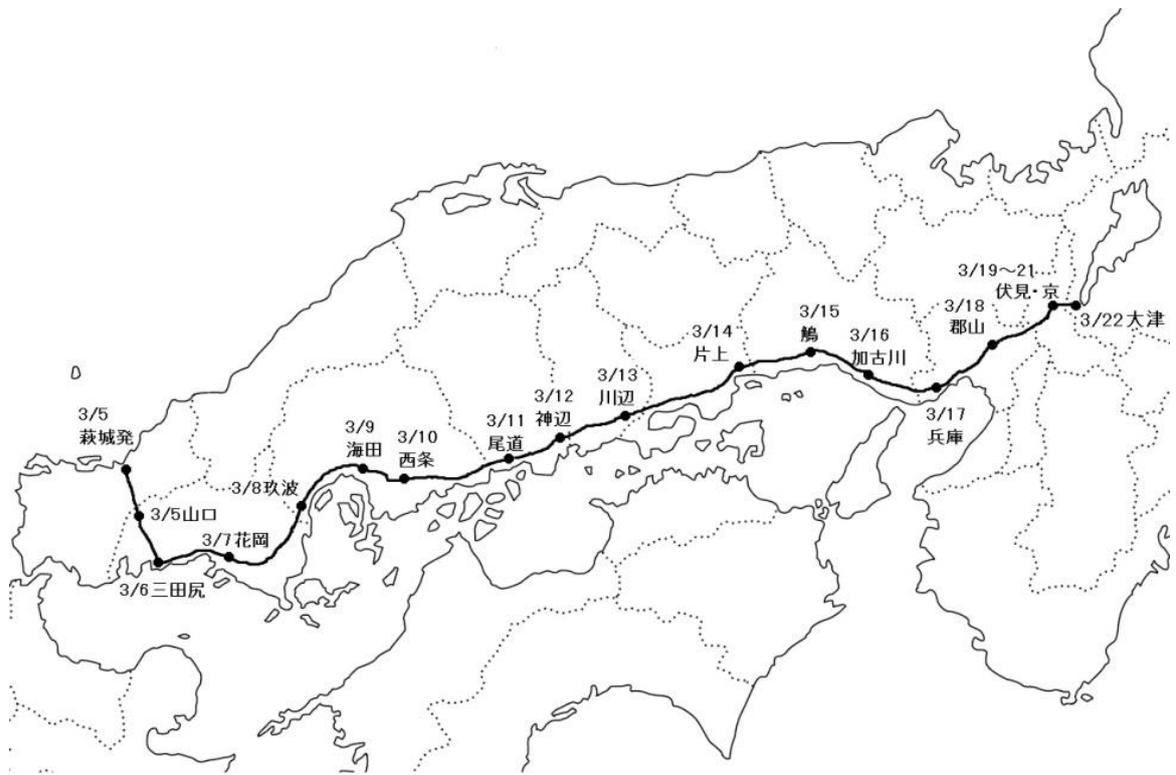
### ○令和元年度古文書実践講座2班 受講生

中村睦美・高橋由多子・吉田圭子・武波博行・田村寛・小林光雄（順不同）

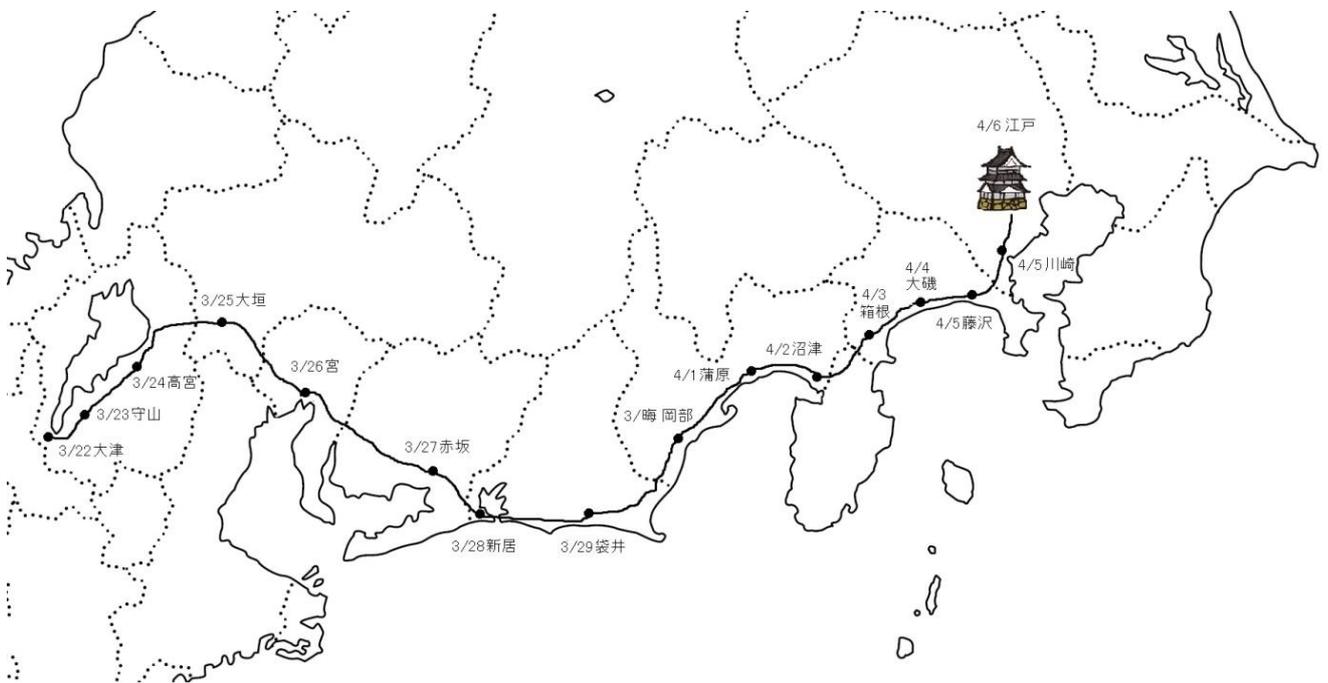
（サポート）山崎一郎・和田秀作（山口県文書館）

元文2年<sup>(1737)</sup>参勤行程表 (宿泊地、昼休憩等)

月日	国名	経路	宿泊地
1	3月5日 長門・周防	萩城発 → 佐々並 →	山口(御茶屋)
2	6日 周防	山口 →	三田尻(御茶屋)
3	7日 周防	三田尻 →	花岡(御茶屋)
4	8日 周防・安芸	花岡 → 高森(鮎川次郎兵衛邸) →	玖波(本陣平田七三郎邸)
5	9日 安芸	玖波 → 廿日市(本陣山田治右衛門邸) → 広島 →	海田(本陣豊島源七郎邸)
6	10日 安芸	海田 →	西条(御茶屋)
7	11日 安芸・備後	西条 → 本郷(御茶屋) → 三原 →	尾道(本陣笠岡屋作右衛門邸)
8	12日 備後	尾道 → 今津 →	神辺(本陣藤井幾右衛門邸)
9	13日 備後・備中	神辺 → 矢掛(本陣石井源次郎邸) →	川辺(本陣難波弥三兵衛邸)
10	14日 備中・備前	川辺→岡山→板倉→ 藤井(本陣安井長十郎邸)→	片上(本陣長岡五郎右衛門邸)
11	15日 備前・播磨	片上→有年(本陣柳原与三左衛門邸)→片島→	鵜(本陣五百井十兵衛邸)
12	16日 播磨	鵜 → 姫路 → 御着(本陣天川久兵衛邸) →	加古川(本陣中川与三左衛門邸)
13	17日 播磨・摂津	加古川 → 明石 → 大蔵谷(本陣広瀬治兵衛邸) →	兵庫(本陣鷹見右近右衛門邸)
14	18日 摂津	兵庫 → 西宮(本陣松村儀左衛門邸) →	郡山(茨木・本陣梶善左衛門邸)
15	19日 摂津	郡山 →	伏見(本陣木津屋与左衛門邸)
16	20日 山城	(伏見滞在)	
17	21日 山城	伏見 →	京都藩邸(河原町)
18	22日 山城・近江	京都藩邸→	大津(本陣大坂屋嘉右衛門邸)
19	23日 近江	大津 → 草津 →	守山(本陣宇野忠右衛門邸)
20	24日 近江	守山 → 武佐(本陣下川七左衛門邸) →	高宮(本陣北川四郎右衛門邸)
21	25日 近江・美濃	高宮 → 醒井(本陣松井新介邸) →	大垣(本陣沼波吉助邸)
22	26日 美濃・尾張	大垣 → 起(本陣加藤右衛門七邸) →	宮(本陣森田八郎右衛門邸)
23	27日 尾張・三河	宮 → 岡崎(本陣磯貝久右衛門邸) →	赤坂(本陣赤坂彦十郎邸)
24	28日 三河	赤坂 → 二川(本陣後藤五左衛門邸) →	新居(本陣疋田八郎右衛門邸)
25	29日 三河・遠江	新居 → 浜松(本陣梅屋市左衛門邸) →	袋井(本陣田代八郎左衛門邸)
26	晦日 遠江・駿河	袋井 → 金谷(本陣佐塚左次右衛門邸) →	岡部(本陣二刀清左衛門邸)
27	4月1日 駿河	岡部 → 興津(本陣市川新左衛門邸) →	蒲原(本陣瀧縫殿右衛門邸)
28	2日 駿河	蒲原 →	沼津(本陣間宮喜右衛門邸)
29	3日 駿河・伊豆・相模	沼津 → 三嶋(本陣樋口伝左衛門邸) →	箱根(本陣川田角右衛門邸)
30	4日 相模	箱根 → 大磯(本陣尾上市右衛門邸) →	藤沢(本陣蒔田源右衛門邸)
31	5日 相模・武蔵	藤沢 → 新宿(本陣荏部清兵衛邸) →	川崎(本陣田中兵庫邸)
32	6日 武蔵	川崎 →	江戸藩邸



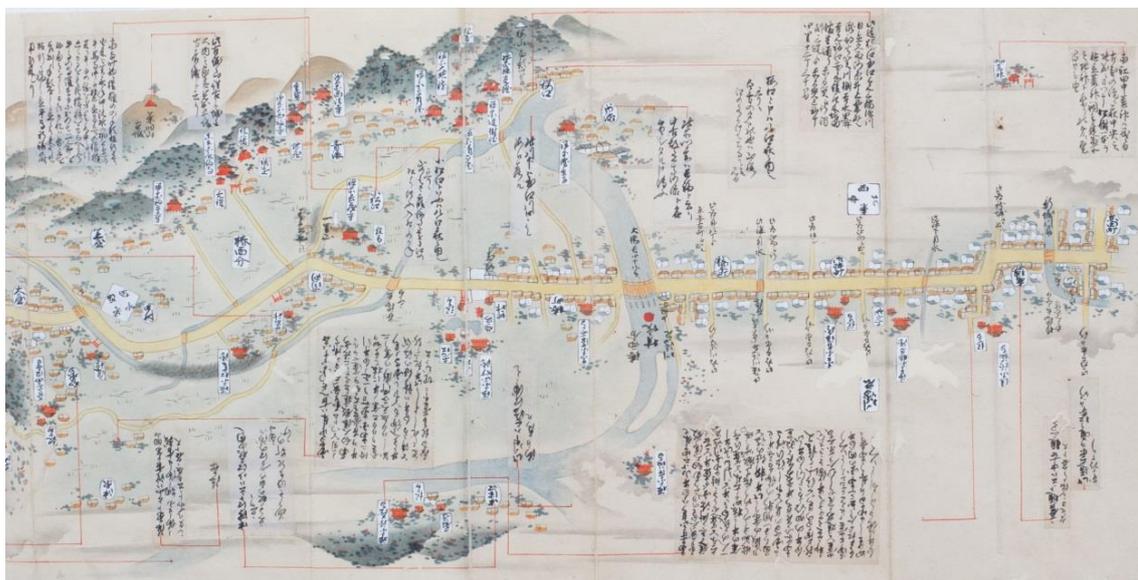
参勤ルート図 (3/5 萩~3/22 大津)



参勤ルート図 (3/22 大津~4/6 江戸)

## 凡例

- 一、当史料は平成三十年度・令和元年度古文書実践講座2班が解読したものである。
- 一、漢字は原則として常用漢字を使用した。
- 一、変体仮名及び慣用的合字は、「江」(え)、 「而」(て)、 「者」(は)を除いて、原則として平仮名に改めた。
- 一、適宜、読点および並列点を付した。
- 一、抹消部分は原則として省略し、訂正部分をそのまま本文とした。
- 一、説明として加えた傍注は( )で示した。
- 一、本文右上に小活字( )書きで付した数字は、講座で用いたテキストの頁数を示している。頁の区切りには破線を入れた。



行程記 (萩周辺)

元文二年宗広公御参勤御道中記録

但惣陸

① (原表紙題箋)

元文二年巳年  
宗広公  
御参勤御道中記録  
但物陸  
(当役・広保)  
桂主殿役中

(二七三七年)  
元文二年

中国路・東海道御道中記録

② (秋藩八代藩主)

宗広公二度目御参勤控

三月五日

元文二ノ巳三月五日雨天

萩城筥

一 今朝卯ノ刻御供揃二而、辰ノ中刻萩

御発駕被成候事、

対面之間御目見得  
一 御発駕前於御対面之間御目見

一卷、御膳御相伴并七種之御菓子

③

御熨斗等被遣候次第芳、委細御首

途帳記候事、

宮崎八幡宮 一 宮崎八幡宮江為御首途前廉被遊

鼓 御社参、其節御込置被成候御鼓・御弓

弓懸 懸・御管等等、今朝御供之内方御步行

管笠 二 曲輪一本松 小使等被差越請取、二ノ曲輪一本

松江持出、夫方御備之内御持せ被成候事、  
御発駕御見一 御発駕之節、御式台前・古御蔵元之前・  
送り  
四本松・唐樋・橋本・大屋繩手等江為  
御見送り罷出候面々、御供之内方披露  
仕候事、

毛利彦次郎  
(天野毛利・広保)  
毛利彦次郎

右幼年付而今朝登城不仕候故、前々  
之通屋敷門前へ罷出居候付而、御通り懸

④

御駕籠被為立、御目見被仰付、披露

御手廻頭相勤候事、

(徳山藩二代藩主元次女・厚狭毛利元連室)

於幸様使者 一 於幸様方為御見送り、前々大屋橋際江

御使者被差出候处、去年徳山へ御越被成

于今御滞留付而、此度者御使者不被差出

事、

(五代藩主吉元側室・宗広母)

永昌院使者 一 永昌院様方為御見送り悴坂江御使者

友近与一左衛門を以被仰進、御口上乃美蔵人

承之達御聞、御返答同人を以被仰入候、

左候而与一左衛門義、御通懸及披露候事、

佐々並着 一同昼佐々並御着、御茶屋被為入御着座之上、

御熨斗御小姓差上、御前被為取之、

当島代官

御三方御三之間へ引下ケ置、御代官河瀬

五郎右衛門被召出之、御目見披露記録所役

⑤

則御熨斗被遣取下、御三方御小姓引候事、

一同所御着之節、御茶屋御門前江為御迎御代官并手子中罷出並居、御通懸

御目見被仰付、代官計名披露、其外ハ都合二而及披露候、尤御發駕之節も右二準候事、

一同所御門番、御供之大与(天組)・物頭組共二就被仰付候、御往来共及披露候事、

一 佐々並御着之段、萩留守居中江御代官方遂注進候付而、同便を以各方も申遣候事、

山口着  
一同晩申ノ下刻山口御着、御茶屋被為入、御着座ノ上御熨斗御小姓差上ケ、

山口代官  
御前被為取、御三方縁類二下置、御代官(山口代官)村上弥左衛門被召出之、御目見披露記録所役、則御熨斗被遣取下、御三方御小姓引之、檢使神保市郎右衛門被召出之、御目見披露前準候事、

木町  
一 当駅御着之節、木町之頭江為御迎、代官・檢使役人中并社家・町人等例之通罷出並居、代官・檢使計名披露、其外

都合二而遂披露候事、

生花 一 生花一桶 包熨斗

村上弥左衛門 村上弥左衛門方

右例之通差上及披露候事、

鮮鯛 一 鮮鯛一折

永昌院 永昌院様方

右当駅御着之御悦御見廻為旁、御便を以

被進之及披露、石津平右衛門・友近与一左衛門方へ

桂主殿方奉書を以申遣候事、

一 鮮鯛一折

山内縫殿 加判役(広通) 山内縫殿方

右今朝御發駕前、加判役就被仰付候、

為御礼当駅へ以飛札差上之及披露、

(当役・広通) 桂主殿方奉書を以申遣候事、

吉敷毛利・間 吉敷毛利・広通 毛利外記方 使者

太田十郎右衛門

(吉敷毛利・元直) 同 市正方

使者

伊秩七兵衛

(間田益田・元芳) 益田図書方

使者

村田作右衛門

右孰も知行所近辺二付而為可相伺御機嫌

使者を以披露状差越候付而達御聞、

桂主殿を以奉書申遣候、且又使者孰も

御目見被仰付候物通り二付而、翌朝被召出之、

御登駕之節、御式台前於白洲御通懸

御目見被仰付、銘々名披露有之事、

但、老中江口上有之、記録所付之

御陣僧承次候付而、則於記録所

相對返答申達候事、

御相伴

一 今晩一ノ御泊付而、御膳之節毛利宇右衛門・  
(江旨加判・阿川毛利・広規)

桂主殿・内藤与三右衛門并医師被召出之、  
(御手廻頭・元慶)

御相伴二而御料理被遣候、尤御意之旨

御手廻頭申聞せ候事、

召下羽織

一 御召下御羽織巻つ充 包熨斗

⑨

毛利宇右衛門

桂 主殿

内藤与三右衛門

右道中可致着用之旨二而、御膳相濟於

御前拝領被仰付候事、

真光院

氷上山

真光院

右御着早速為伺御機嫌御茶屋罷出

達御聞、於御座之間老中列座之上

被召出之、御目見被仰付、披露記録所役

勤之、二三之間着座之上、相伺御機嫌致  
退去事、

常栄寺・妙寿寺・大通院・周慶寺・乘福寺・瑠璃光寺・泰雲寺・禅昌寺

常栄寺  
妙寿寺  
大通院

⑩

周慶寺

乘福寺

瑠璃光寺

病氣 泰雲寺

同 禅昌寺

右為伺御機嫌御茶屋罷出、於記録所

老中相對仕候、尤達御聞、記録所

役を以被成御意及退去事、

一 御札守一折充

山口十社

山口 十社神主

右例之通御祈祷物持參御茶屋罷出、

於御式台一同二記録所役相對及挨拶

罷下候事、

一 御香典金三百疋

⑪

常栄寺

妙寿寺

大通院  
周慶寺

右為御代參、例之通今晚表番頭祖式

又右衛門を以被備御香典候、且又為介添足輕  
之者差出候事、

一御初尾青帛三百疋充

八幡 三ノ宮

御祈禱所 多賀

今天神 祇園

諏訪 山王

殿島 伊勢

熊野

右例之通以御代參被備御初尾候付而、

御發駕已後、御代參村上弥左衛門可相勤  
之通記録所役申渡候、左候而相勤御祈禱  
物、便を以御途中迄差贈候事、

直目付末国  
与左衛門

一御直目付末国与左衛門当馱迄御供被仰付候、  
左候而於三田尻御暇被下被差戻候事、

一当馱御着之段、萩御留守居中江御代官方

遂注進付而、同便を以各方も以書状申遣  
事、

一当馱御門番、御供之大与・物頭組共被仰付候

依之御往来共於御門及披露候事、

一明朝五時之御供揃二而山口御發駕被成候  
付而、御供中江相触候事、

三月六日

三月六日晴天

山口発

一今朝辰ノ中刻山口被遊御發駕、午之

三田尻着

下刻三田尻御着、御茶屋被為入候事、

一御發駕前毛利宇右衛門御茶屋罷出

達御耳、御發駕之節御座之間御

縁類江罷出及披露候事、

木村甚右衛門

木村甚右衛門

右永昌院様へ御由緒之者付而、去年

上方る罷下山口ニ住宅仕居候、依之

今朝御茶屋被召出之、御發駕之節御

座敷御縁通りニ而御通懸之御目見

被仰付、披露記録所役勤之、尤御座敷

被召出候儀、御式台一畳敷之方御縁

通り江呼出候事、

鰐石

一鰐石江為御見送り御代官・檢使・役人

并十社之社人・町人等迄罷出候付而、

代官・檢使計名披露、其外ハ都合ニテ

遂披露候事、

水上山

一此度者水上山江御參詣無之事、  
一御初尾青蛭三百疋充

积迦堂

妙見堂

山王社

愛宕社

真光院

一御初尾青蛭三百疋

防府

天満宮

防府天満宮

御用心騎馬

右例之通為御代參御用心騎馬

就被仰付候、前晚申渡、先達而罷越相勤

御札・御久米取帰、於三田尻差出披露

仕候事、

(右田毛利・匡達)

鯖川橋

一鯖川橋有之候得共、毛利采女方家来

差出見合等申付候故、御通懸及披露候事、

宮市

一宮市御通路之節、天下送り之役人并

町年寄例之通罷出及披露候事、

明覺寺

一三田尻明覺寺門前へ為御迎、御船手兩

組頭、同嫡子、兩組中、御船頭中、町人

等迄罷出並居候付而、兩組并証人迄

記録所役披露之、其外ハ御用心騎馬相

勤事、

三田尻代官

(三田尻代官)  
一御茶屋御門前へ飯田与一左衛門其外役人

中并与一左衛門手子中罷出並居候付而、

与一左衛門を始役人中、医師迄記録所役

披露之、手子中之儀、御用心騎馬披露仕候

事、

一同昼午ノ下刻三田尻御着、御茶屋

被為入御着座之上、御熨斗御小姓持出之

差上、御前被為取、御三方御三之間江

引下ケ置、飯田与一左衛門被召出御目見、

披露記録所役、則御熨斗被遣取、御三方

御小姓引候事、

御船手組

一御船手兩組中御着前方代りく御

茶屋罷出御番相勤、今日詰懸り之

者共被為入候節、御式台ニ並居御通懸之

御目見及披露候、尤番頭計名披露

(マ) 其外兩組中と都合ニ而遂披露候、

左候而孰も引取候様ニと記録所役申

聞せ候、且又前々之通番帳迄ハ不差出候事、

但、兩組中御式台話居候節者、

御供之大番入交り不申候様に

上之間ニ話居候事、

生花

一 生花壺桶 包熨斗

飯田与一左衛門

右例之通献上之、及披露候事、

一 御初尾銀式両充

護摩堂

聖天堂

一同青蚨二百疋

薬師堂

国分寺

(18)

国分寺

右御着已後為御代參、例之通御小姓

井原小四郎を以被備御初尾候、尤介添

足輕之者差出候事、

一 御祈禱物壹包充

春日 宮崎八幡

椿八幡 伊予八幡

満願寺

南明寺

真光院

国分寺

右御道中御安全之御祈禱執行就

被仰付候、当職所方差贈書立を以

及披露候事、

(19)

一 御祈禱物一折

一 供物壹箱

一 草花一桶

防府

国分寺

右為伺御機嫌、例之通自分持參

差上筈候処、病氣付而使僧を以差上

遂披露、使僧呼出記録所役相對、

御意之旨申聞せ候、且又披露状差越

候へ者、御手廻頭方以奉書申達候故

御意二不及候へ共、病氣付而披露状

不差越候故、御意申聞せ候事、

但、国分寺持參差上候へ者

御目見被仰付、御白無垢拝領

被仰付候へ共、今日者不及其儀候事、

(20)

一 御祈禱物一折

真光院

右御道中御安全之御祈禱、自分方

相調披露状相添、使僧を以差上及

披露、御手廻頭方以奉書申遣候事、

一 粕漬鯛一桶

倉府毛利・馬駈

毛利岩之允様方

御使者

六戸吉右衛門

五代權吉元次女・宗広姉

但、心涼院様方も御口上被仰

越候付而、御目見之節御一同二御

直答被仰入候事、

一 塩鯛一桶

徳山藩主・広惠

毛利但馬守様方

御使者

奈古屋頼母

御祈禱物  
真光院

粕漬鯛

毛利岩之允使  
者六戸吉右衛  
門

心涼院

塩鯛

徳山藩使者  
奈古屋頼母

(21)

右当駅御着之御悦御見廻為旁、長府・

徳山方御使者を以被差越届有之、御

茶屋呼出、於御式台御奏者番出会

御口上承之、於御内証記録所役達

御耳候、左候而於菊之間上之御座敷

徳山方之御使者、同次之間長府方之

御使者置之、老汁三菜之御料理被下、

相伴孰も役人通り被仰付候、畢而御書院

惣之御目見之節被召出之、御目見

被仰付、而使共二御直答被仰入候事、

一銀子式枚

奈古屋頼母

一金子式百疋

六戸吉右衛門

右被对苦勞拜領就被仰付候、於菊之間

記録所役申聞せ致退去候事、

魴粕漬

一魴粕漬一桶

岩国藩使者  
中村彦左衛門

(岩国藩上・經水)  
吉川左京殿方

使者  
中村彦左衛門

正理院

但、奥方・正理院との方も口上に

申含被相伺御機嫌候事、

右殿様当所被遊御着候、為可被相伺

御機嫌、岩国方以使者被献之、使者着之

届有之候付而御茶屋呼出、於御式台二

中村彦左衛門

一金子式百疋

中村彦左衛門

右被对苦勞拜領就被仰付候、於同所

記録所役申聞せ致退去候事、

右田毛利家使  
者石井藤右衛  
門

(石田毛利)  
毛利采女方

使者

石井藤右衛門

右知行所近辺二付而、為伺披露状相添、以

使者申越候付而達御聞、桂主殿方

奉書を以申遣候、尤使者御目見被仰付候

物通り二付而、翌朝御参駕之節被召出之、

御式台二之間之末襖障子之際二而御

通懸之御目見被仰付、名披露有之候

(24)

但、老中江口上有之、記録所付之

御陣僧承次候付而、翌朝罷出候

御目見

節桂主殿相對返答申達候事、

御目見之次第

長府御使者  
御眞容 穴戸吉右衛門

村上図書

村上三郎兵衛

村上式部

図書次男

村上八十郎

飯田市郎左衛門

沓屋五兵衛

山縣善右衛門

檢使

栗屋忠兵衛

勘場向人

冷泉九郎兵衛

(25)

藤井伝右衛門

村上縫殿

同 長七郎

岩国使者

中村彦左衛門

徳山使者

御眞容 奈古屋頼母

右夕御膳已後、殿様御書院被遊

御出、老中列座之上孰も被召出之、

御目見被仰付披露有之候、尤長府・徳山

御使者江者右御目見之節御直答被

仰入候事、

但、徳山方之御使者物通り二付而、

引はなし被召出候事、

一 毛利宇右衛門義、一宿二宿充御先へ旅

(26)

行就被仰付候、御暇被下退去仕候事、

一 当駅御門物頭、御供之大与・物頭組共被仰付候、

依之御往来共二及披露候事、

一 御道中毎朝六半時之御供揃二而御発駕

被成候付而、相図之拍子木打様等之儀旁

書立、御用所方差出、於当駅御供中江

相触候、尤右書附奥二記候事、

相図拍子木

三月七日

三田尻筓

置熨斗

三月七日雨天

一 今朝辰ノ下刻、三田尻御発駕被成候、尤

御日並二付而御置熨斗出候事、

(置付)

一 末国与左衛門当駅方萩就被差戻候、今朝

御発駕前被召出之御目見仰付候、左候而

(宗広母)

永昌院様へ御見廻之御口上御直二被仰含

(27)

御暇被下候、且又萩御留守居中・御手廻

頭・御城代江与左衛門を以被成御意候付而、

於御次御意書桂主殿申合候事、

一 大備御持せ被成候へ者、御発駕已後船積任大坂

御門前二備居、御発駕已後船積任大坂

迄被差越候へ共、此度も御持せ不被成候故

大備

不及其沙汰候事、

一 御発駕之節、三田尻頭人・檢使役人中

御茶屋御門前へ罷出、御船手向組中

共二国衛江罷出、川究役・御船頭中

一本松へ罷出、町年寄等之儀ハ江川江

罷出並居及披露候、且又頭人之義浮野

坂下迄御先へ罷越、於同所及披露候事、

浮野峠駕籠  
立場

一 浮野峠へ御駕籠立場相調、三田

尻役人差出見合申付候事、

一 毛利采女領分浮野へ家老差出之

見合申付候故、及披露候事、

戸田赤坂駕  
籠立場

堅田安房家来

差出見合申付候事、

富田・猪鼻・しほりか峠三ヶ所江  
ほりか峠駕籠  
立場・腰懸

徳山方御駕籠建場・御腰懸被仰

付、役人被差出見合申付候事、

一 徳山御領境方福間十兵衛御先乗被

徳山領境  
福間十兵衛

出、其外諸所へ役人被差出、道橋掃

道橋掃除  
先払足輕

除等被仰付、先払之足輕をも段々  
被差出候事、

徳山藩への使者口上  
一 徳山御通路之節、毛利但馬守様へ為御  
見廻、御使者大和嘉七郎を以左之通  
被仰入候事、

毛利但馬守様

右御口上弥御無異御座候由珍重思  
召候、

大膳様御勇健被成御座、今日

此筋被成御通路候、昨日ハ三田尻

迄御使者被差越、殊御目録之通

被進之、御満悦被思召候、且又近々

御発駕之由、御無異御旅行候様二と

思召候、御見廻旁御使者を以被仰

入候との御事、

右之通被仰入候付而、於三田尻沙汰被

仰付、嘉七郎先達而被差越候、徳山二而

御直答有之由二而、花岡於御泊御返答

申上候、蓮性院様江者御口上無之候、

且又於幸様萩二御座被成候節ハ御口上

畢而演説被仰付候へ共、此度ハ徳山御

滞留之内二付、不及其沙汰候事、

徳山藩領の者へ下賜  
一 徳山御領諸所へ被差出候者共二、如例

拝領物被仰付候得共、其駄く二而難

相成、其上物通り旁不相知候故、於江戸

御着之上及其沙汰、萩御留守居方江

申遣、彼方承合名付差出候、尤引

統御俚約之中二付減少被仰付

左之通拝領被仰付候事、

一銀子貳枚 粟屋内蔵

但、徳山市中江被差出候事、

一金子貳百足充

福間十兵衛

但、徳山御領分御先乗

林与一兵衛

但、徳山方花岡迄御跡乗

代官役

光井五郎右衛門

但、富海方水落迄押

往還道都合役

福間与三左衛門

但、同所迄見合都合役

羽仁要人

但、富海町押役

奈古屋弥一兵衛

但、福川町同断

但、久保市同断 中川大吉

一金子百足充

石川喜右衛門

但、富海町掃除見合

吉屋長兵衛

但、戸田町同断

宮原三右衛門

但、夜市町同断

柳平内

但、福川町同断

和田藤左衛門

但、平野町同断

原仲介

但、猪鼻御水茶屋見合

野田太左衛門

但、富田新町掃除見合

山田三左衛門

但、政所町同断

浅海吉左衛門

但、川崎町同断

河内六郎右衛門

但、徳山町同断

河内弥五右衛門

但、遠石町同断

田中佐右衛門

但、久保市同断

雑賀長右衛門

但、埴市同断

須美文内

但、御領内明松支配

林吉左衛門

但、富海水落方御先掃除見合役

西村権右衛門

但、同所方埤市迄御跡諸事見合

右之通於諸所被差出見合等仕候二付拝領

被仰付候、依之於江戸書立相調御家老

鳥羽衛士

鳥羽衛土方へ桂主殿方奉書を以

申遣、金子之儀者御陸持参仕候事、

花岡着

一同晩申ノ上刻花岡御着、御茶屋被

為入被遊御止宿候事、

一当駅御着之節、御所務代手子中

③⑤

并萩方被差出候人馬方役人等御道

筋並居及披露候、尤庄屋・年寄例之通

御所務代召連罷出、都合二而及披露候

事、

御茶屋

一御茶屋被為入、御日並二付而御置熨斗

都濃代官

出、御所務代山県市郎兵衛被召出之、

御目見披露記録所役相勤候事、

但、近例御所務代江御熨斗被下

付而、御日並能候へハ御茶屋被為入

御着座之上、御熨斗御小姓差上

御前被為取之、御三方御二之間末二

御茶屋番

下ヶ置、御熨斗被遣取下候事、

一御茶屋御門番、前々萩方大与物頭被

差出候処、御俵約付而御供之御手廻物頭

③⑥

被仰付、組之者差置候事、

一御札守一折

花岡八幡社  
人村上采女

花岡八幡社人  
村上采女

右御往来共二八幡鳥居前罷出披露

有之、御祈祷物之儀者御茶屋持参、

差上上納相成候事、

一御札守一折充

社僧

地蔵院

地蔵院

同

関伽井坊

関伽井坊

右同断、御茶屋御式台前罷出及

披露候、御祈祷物之儀者上納相成候事

但、関伽井坊事、中国路御

往来之節、前々方御目見

無之、地蔵院計御目見

③⑦

仕来候、然所関伽井坊中国路

御旅行初度病氣、其後無住

之節も有之、当住入院已後出世

も不仕候故打過申候、御上下之節も

御茶屋御祈祷地蔵院同様二被

仰付、其外諸事同様之寺並二

而候、其去年出世をも仕候付而、御

往来之節地藏院同様二

御目見被仰付被下候様二と、御登駕

前於萩満願寺方段々願之趣

有之、御沙汰之上右之通御目見

被仰付候事、

生花 一 生花一桶 山県市郎兵衛

右例之通差上及披露候事、

(38)

徳山藩使者  
林与一兵衛

毛利但馬守様方

林与一兵衛

右徳山方花岡迄御跡乘被仰付候故、御茶

屋被為入候上、相伺御機嫌候様二被仰付由二而

罷出候故、記録所役相对及退去候、前々

御使者之様二相見御目録被遣候へ共、右之

趣二付於江戸一同二被遣候故、此度不被遣候事、

枝柿 一 枝柿 一椀

蓮性院使者  
安田七兵衛

蓮性院様方

御使者

安田七兵衛

右当駅へ為御見廻御使者を以被差越、御

口上御奏者番承之、記録所役達

御耳、同人を以御返答被仰入候、尤前々

之通、御目見不被仰付、御料理も不

(39)  
被遣候事、

一金子貳百疋 安田七兵衛

右被对苦勞拝領就被仰付候、同時記

録所役申聞せ候事、

於幸様使者本  
城九郎左衛門

於幸様方

御使者

本城九郎左衛門

右徳山御滞留二付而為御見廻被差越、

御返答記録所役を以被仰入候事、

一金子貳百疋 本城九郎左衛門

右被对苦勞拝領就被仰付候故、記録所役

申聞せ候事、

阿川毛利家  
使者

(阿川毛利)

毛利宇右衛門方

使者

右知行所近辺御旅行被成候付、使者

を以相伺御機嫌、宇右衛門義御供二而一宿

二宿充御先へ罷越候へ共、身柄御供仕候故

披露状不差越、使者口上二申含差越候

付而、桂主殿方及返答候、依之奉書二

不及候、尤先格之通使者江御目見不

仰付事、

宍戸・阿川毛  
利・堅田家使  
者

(一門・広圍)  
宍戸志摩方  
使者

山県市右衛門  
(阿川毛利・広圍)

毛利権之助方  
使者

杉二郎左衛門  
使者

堅田安房方  
使者

池永八左衛門

右孰も知行所近辺二付而、相伺御機嫌

桂主殿方江披露状差越、達

(4)

御聞、同人方以奉書申遣候、左候而御発

駕之節、使者孰も御式台前於白洲

御通懸之御目見名披露有之候事、

但、前々一種充献上仕候へ共御俵

約二付而被差留、使者計差出候事、

三月八日

三月八日雨天

花岡発

一今朝卯ノ上刻、花岡御発駕被成候事、

一宍戸志摩・毛利彦次郎・栗屋帯刀  
(大野毛利) (寄組)

領分御通路被成候付、家来差出御道筋

駕籠立場

見合申付候、尤御駕籠御建場等

申付候事、

高森着  
旅館鮎川二  
郎兵衛亭

一同昼高森御着、御旅館鮎川二郎兵衛

亭被為入、御昼休被成候事、

(4)

一当駅御着之節、御所務代同手子中

市尻へ罷出及披露候、且又庄屋・年寄・

目代等召連罷出、都合二而及披露候事、

鮎川次郎兵衛

右御旅館御門前二而御通懸御目見

被仰付候、尤名披露無之御宿主と計及

披露候事、

一御旅館御門番、前々萩方大与物頭

被差出候処、御俵約付而御手廻物頭江

被仰付組之者計差置候事、

一御旅館被為入御着座之上、御熨斗御

小姓差上之、御前被為取御三方  
(熊毛代官)

引下ケ置之、木梨弥右衛門被召出

御目見被仰付、御熨斗取下候事、

(4)

一生花一桶 包熨斗

木梨弥右衛門

右例之通差上及披露候事

大野毛利家使  
者品川孫太夫

毛利彦次郎方  
使者

品川孫太夫

右知行所近辺御旅行被成候付而、

為伺御機嫌使者を以申上、尤桂主殿  
(當役)

方へ披露状差越、達御聞、同人方

以奉書申遣候、左候而御發駕之節、御式台  
前於白洲使者御通懸之御目見  
名披露有之候事、

一御祈禱物一折充

神護寺

神護寺

普賢寺

普賢寺

(44)

持參物無之

寿光寺

寿光寺

右為伺御機嫌御旅館罷出、達

御聞、弥右衛門二引統御目見、披露

記録所役相勤候事、

枝柿 一 枝柿一器

岩国藩使者  
桂頼母

吉川左京殿方  
使者中老通り

桂 頼母

吉野葛 一 吉野葛一捲

同 奥方方

薯蕷 一 薯蕷一折

(吉川経永母)

正理院使者

正理院との方  
使者

栗屋源右衛門

右御旅中為伺御機嫌当駅迄使者

を以献上之、口上御奏者番承、記録

(45)

所役及御聞候、左候而両使其御座敷

被召出之、御目見披露記録所役也、  
畢而御返答之御意記録所を以被  
仰出候事、

但、左京殿方老中江口上有之付而、

桂主殿相对返答申達候事、

桂頼母

一 銀子貳枚

桂 頼母

栗屋源右衛門

一 金子三百疋

栗屋源右衛門

右例之通拝領被仰付候故、記録所役

申聞せ候、尤御繁多二付而御料理不被遣候

段申聞せ候事、

但、御目録員数御俵約已前之通

被遣候事、

一 玖珂御領境方小瀬川迄左京殿方

(46)

道橋掃除

道橋掃除被申付、諸所へ役人等被差

出之、尤御先払・御跡押之役人をも

被差出事、

但、於諸所庄屋・畔頭其外共二

罷出見合仕候事、

御庄川  
御召船供舟

一 御庄川江左京殿方御召船并御供舟

中村新太郎  
山県源右衛門

等被差出、為見合御庄地江中村新太郎、

多田地江山県源右衛門被差出及披露候事、

但、同川江為見合御供之内御目付

目付山名惣  
右衛門 山名物右衛門御昼方御先へ被遣候事、

梨蜜柑 一籠

岩国藩使者  
宇都宮李之允

吉川左京殿方  
使者  
宇都宮李之允

欽明坂駕籠  
立場

(欽明)  
右金命坂御駕籠御建場被申付

④

同所二而使者を以献上之、口上御奏者役  
承之、尤奥方・正理院との方も同使を以

口上被申上之、記録所役達御耳、御返

答之御意同人を以被仰出候、左候而右

使者御通懸及披露候事、

但、御目録追日於江戸一同二被遣候事、

岩国藩家老  
香川兵部

吉川左京殿方  
使者家老  
香川兵部

小瀬川

右為伺御機嫌小瀬川端へ被差出之

口上御奏者番承之、御返答之御意

記録所役を以被仰出候、左候而兵部儀御通懸之

御目見被仰付候事、

但、御目録之儀ハ追而被遣候事、

一吉川左京殿方玖珂境方小瀬川迄

⑤

見合為旁諸所へ左之者共就被差出候、

徳山二準及其沙汰於江戸屋敷番呼出

申聞せ候事、

岩国藩領の一銀子三枚  
者へ下賜

家老  
香川兵部  
但、小瀬川端へ被差出候事、

一金子五百疋充  
取次  
宇都宮李之允

但、金命坂へ使者

番頭  
若林孫兵衛

但、御先乗

一金子三百疋充

物頭  
熊谷木工

但、玖珂市押

物頭  
久津摩市之允

但、柱野市押

⑥

物頭  
中村新太郎

但、御庄船場押

物頭  
山泉源右衛門

但、多田船場押

物頭  
進藤彦左衛門

但、関戸市押

物頭  
森脇七郎左衛門

但、小瀬押

一銀子壹枚充

代官  
大草伊兵衛

但、高森境押

代官  
米原与一兵衛

但、関戸市押

一金子二百足充

(50)

組外

田中治右衛門

同 寺本権右衛門

小組 中野六兵衛

同 森脇徳右衛門

但、人馬方

小組

深井利左衛門

但、御道筋掃除方

右之通被遣候付書立相調、於江戸

屋敷番呼出、記録所役申聞候、左候而

金銀之儀者御陸持参申付候事、

周防・安芸一 小瀬川向地方芸州御領二付而、川端江  
国境

下役人并庄屋・肝煎等及披露候、尤

被遣物有之付而川割より令沙汰候、依之

大和嘉七郎被差出候故、先達而罷越

(51)

見合等仕候事、

同 晚酉ノ中刻久芳御着、御本陣  
(秋遊)

平田七三郎亭被為入、被遊御止宿候

依之亭主方一種差上之及披露候事、

広島藩使者池  
谷三郎左衛門

(広島藩主浅野吉良  
松平安芸守殿)方

御使者等所支配役人  
池谷三郎左衛門

右当駄御着之御見廻、且又御用等御座

候ハ、被仰付候様ニと御口上被仰越、尤御使者

演説、御通路之節前々者輕キ御音物

等致進上候へ共、兼而御断二付差控可申候、

此段御用人中迄申達候様ニとの義二付、

孰も記録所役及御聞、同人を以

御返答被仰入候、尤右演説之挨拶をも

仕候事、

(52)

一御祈祷物一折充

敬島座主  
大願寺

多聞坊  
祝師玄蕃

難波右京  
熊野内記

敬島座主

大願寺

多聞坊

祝師玄蕃

難波右京

熊野内記

右為伺御機嫌、例之通使僧・使者等

を以差上之及披露候、左候而為御初尾

金子式百足充御神納被成候付右之者

共へ申聞せ候、尤使僧・使者等へハ被遣物

無之事、

児玉新五右 一御札守一折 児玉新五右衛門  
衛門

右同断二付、当駄罷出差上之披露

(53)

仕候、左候而金子式百足被遣候故、同時

申聞せ候、且又前々肥前罷出候へ共此  
度者不罷出候付而被遣物不及沙汰候事、  
塩松茸一箱

岩国藩使者  
河野伝右衛門

吉川左京殿方  
使者  
河野伝右衛門

右為伺御機嫌例之通当駅迄以使者  
献上之、奥方・正理院との方も口上有之、  
孰も及御聞、御返答之御意記

録所役を以被仰出候事、

一金子三百疋 河野伝右衛門

右被对苦勞拜領被仰付候故、同時申聞候  
尤御料理不被遣候事、

玖波駅の者一銀子五枚 平田七三郎  
〜下賜

54

右御止宿被成候付而被下候事、

一銀子壹両充 頭庄屋彦人

久芳庄屋彦人

一銀子三匁充

組頭三人

用所役式人

肝煎彦人

本陣  
脇亭主彦人

御白所  
御用聞式人

人馬ノ  
肝煎三人

右之者共御本陣相詰世話仕候付而、  
例之通被遣候故、書立相調御本陣江  
申聞せ候事、

一明日広島御通路被成候付而、左之通増

55

御供被仰付候、尤備前岡山御通路之節も

右之通被仰付候故、今晚及其沙汰候事、

御小姓式人

御書院小姓彦人

大番彦人

御歩行式人

右之通増御供被仰付候故、御城下跡

先十丁程充被召連、夫方増御供御引せ

被成候事、

三月九日

三月九日晴天

玖波発

一今朝辰ノ上刻、久芳被成御発駕候事、

一厳島江之御代参之儀、二度目御通

路之節方無之付而不及沙汰候事、

56

一吉田江之御代参同断、

一同昼廿日市御着、御本陣山田治右衛門

亭被為入被遊御休候、依之亭主方一種

差上及披露候事、

廿日市着  
本陣山田治  
右衛門邸

広島藩士津田  
半兵衛

一 当駅御着之上、安芸守殿御家来当所之  
役人津田半兵衛と申者罷出、御用等御

座候ハ、被仰付候様ニと申二付、記録所役  
相対及挨拶候事、

一 銀子三枚

山田治右衛門

右御昼休被成候付、例之通被遣候事、

広島藩主への  
使者口上

（広島藩主淺野吉長）  
松平安芸守様江

右御口上

（将軍徳川吉宗・徳川家重）

公方様・大納言様益御機嫌

能被成御座恐悦奉存候、次御自分様

（57）

弥御堅固可為御在府珍重存候、拙者

儀為参勤順々致旅行、今日御城

下罷通り候、依之御見廻旁以使者

得御意候、将又昨晚者久芳之駅へ

預御使者被入御念候儀忝存候、乍

序右御礼をも申達候との御事、

栗屋与一右  
衛門

右今日御使者栗屋与一右衛門を以被仰入候

付而、於久芳之駅申渡先達而罷越相

勤候事、

広島城下連行

一 広島御通路之節、市中掃除被仰付之、

見合之役人・先払之足輕等被差出候、且又

広島藩士寺尾  
源六

広島入口へ御使者寺尾源六と申者

被差越御返答被仰入候、左候而御使者

御通懸及披露候事、

（58）

海田着  
本陣豊嶋源  
七郎郎

一同晩申ノ中刻海田御着、御本陣

豊嶋源七郎亭被為入被遊御止宿候、

依之亭主方一種差上及披露候事、

一 当駅御着之上、松平安芸守殿郡代

広島藩郡代  
田中金藏

田中金藏と申者御本陣罷出、御用

等御座候ハ、被仰付候様ニと申付、記録所役

相対及披露候事、

一 銀子五枚

豊嶋源七郎

右御止宿被成候付而被遣候事、

馬場先御前

一 江戸方飛脚到着、馬場先

（代藩士藤田女・秀藩志立忠雅丞）

御前様御様体御勝不被成、先月四日方

河野仙寿院菓

河野仙寿院御菓二御改被成候由申来候、

御書院小姓山  
崎權左衛門

依之早速為御見廻、御使者御書院小姓

之内山崎權左衛門今晚出足被仰付候、

（59）

来ル廿一日相勤候様ニ被仰付候、尤御祈禱物

其外被進物有之ニ付、先達而飛脚差

江戸留守居  
益田凶書

越益田凶方江申遣候事、

（書脱）江戸留守忠

一 御祈禱物

御氏神麻布於神明御祈禱  
被仰付候事

一 鱧子披一箆

（は）先（馬場先）

御前様江

御使者

山崎權左衛門

(桑名藩主忠雅)  
松平下総守様  
(忠雅八男・忠憲)  
同 飛騨守様

岩姫様

妙薫院様

右御同使を以御見廻之御口上被仰進候事、

(益雅五男・越後与板藩主・直存)  
井伊伊賀守殿江

右同人を以御見廻之御口上被仰入候事、

(9)

益田図書

大多和物兵衛

春尾

須摩野

西尾

右同人を以被成御意候事、

(吉元室)  
法林院様

(吉就室)  
長寿院様

宇多川(吉広養女・越前丸岡藩主有馬一進室)  
御奥様

心涼院様

右権左衛門被差登候付而、御見之御口上被仰

進候事、

黒豆食にしめ  
一大重一組 黒豆食にしめ

白鳥  
一白鳥一対

(6)

は、先

御前様へ

右権左衛門御使者相済候上、翌廿二日  
公儀人使者ニ而可被進との御事ニ付、飛脚  
便を以益田図書方江申遣候事、

三月十日晴天

三月十日  
海田発

一今朝辰ノ中刻、海田御発駕被成候、

尤御道程近ク御昼休無之事、

一同晚未ノ上刻西条御着、御茶屋被

西条着  
茶屋預り後  
藤九右衛門

為入被遊御止宿候、尤御茶屋預り後藤

九右衛門を差上物無之候事、

広島藩士八  
木治兵衛

一御茶屋被為入、安芸守殿御家来八木

治兵衛与申者罷出、御用等御座候ハ、

被仰付候様ニと於式台御奏者番へ申

(7)

達置引取候事、

海田の者へ  
下賜

一銀子三両充

御茶屋御用聞

門番 三人

帳引 一人

町中掃除人駕肝煎 三人

人馬差 三人

一銀子壹両充

四日市年寄

式人 二人

同 庄屋 一人

式人 一人

右於御茶屋、心遣仕候付候而例之通被下候事、

後藤九右衛門

一 銀子五枚

後藤九右衛門

右御止宿被成候付被遣候事、

(63)

一 明朝七半時之御供揃二而御發駕

被成候付而、御供中江及舳候事、

三月十一日

三月十一日陰天 昼方雨天

西条發

一 今刻卯ノ上刻、西条御發駕被成候事、

本郷大渡り

一本郷大渡り御越被成候付而、為見合大和

嘉七郎被差出、前晚申渡先達而

罷越見合等仕候、尤御舟松平安芸守殿方

御召船・添舟

御召船・添舟等為御馳走被差出候故、広

島方差廻船頭・舳共守護仕罷出候、

依之船頭并年寄・庄屋等及披露候、

且又被遣物之儀ハ川割方令沙汰候事、

本郷着

一同昼本郷御着、御茶屋被為入御休昼

御茶屋預り伊藤宇右衛門

被成候、且又御茶屋預り伊藤宇右衛門方

(64)

差上物無之候事、

広島藩郡代 沢井正右衛門

一 当駅御着之上、松平安芸守殿方郡代

沢井正右衛門と申者罷出、御用等御座

候ハ、被仰付候様ニとの義ニ付、記録所役相對

及退去候事、

三原

一 銀子三枚

伊藤宇右衛門

右御昼休被成候付而例之通被遣候事、

一 三原御通路之節、役人其外年寄・目代

等罷出見合仕候、尤先払之足輕をも

被差出、道橋掃除被仰付候事、

尾道着  
本陣笠岡屋  
作右衛門邸

一同晚申ノ下刻尾道御着、御本陣

等岡屋作右衛門亭被為入被遊御止宿候事、

依之亭主方一種差上及披露候事、

広島藩郡代  
寺尾平八

一 当駅御着之上、松平安芸守殿郡代

(65)

寺尾平八と申者罷出、御用等御座候ハ、

被仰付候様ニとの義ニ付、記録所役相對

及挨拶引取候事、

一 銀子貳両充

尾道

町年寄三人

一 銀子壹両充

町組頭壹人

同庄屋壹人

入作庄屋壹人

帳引三人

右御本陣詰居世話仕候付被遣候事、

一 小瀬川方当駅迄之内、於諸所松平

安芸守殿方御使者并役人・先払等

被差出候へ共、前々之通被遣物不及沙汰候、

(66)

其外庄屋・年寄・肝煎・目代等之儀ハ  
其駄ノ二而小到来方仕出、例之通被遣  
物有之候事、

笠岡屋作右一 銀子五枚  
衛門 笠岡屋作右衛門

右御止宿被成候付而例之通被遣候事、  
一 明朝五時之御供揃二而御発駕被成候付、  
御供中江及触候事、

三月十日

三月十二日

朝之内雨天  
昼陰天  
晚晴天

尾道驛 一 今朝辰ノ中刻、尾道御発駕被成候事、  
福山藩代 一 今津之駄御通路之節、(福山藩主阿部正徳)  
阿部伊勢守殿方  
郡代役人罷出、其外庄屋・年寄罷出候故  
及披露候事、

中津川船渡 一 中津川船渡二付而、為見合山名惣、右衛門  
(67)

被差出候付、前晚申渡先達而罷越及  
諸沙汰候、且又川見合為旁伊勢守殿方  
御家来被差出、其外肝煎等罷出及

披露候、左候而被遣物川割方及沙汰候事、

神辺着 一 同晚未ノ上刻神辺御着、御本陣  
本陣藤井幾  
右衛門邸

藤井幾右衛門亭被為入被遊御止宿候、  
依之亭主方一種差上及披露候事、

一 銀子五枚 藤井幾右衛門

右御止宿被成候付而例之通被遣候事、

三月十三日

三月十三日晴天

神辺寢  
高屋川

一 今朝辰ノ中刻神辺御発駕被成候事、  
(高屋川)  
一 鷹屋川少々水有之二付而、為見合先達而  
足輕之者式人差越候事、

七日市川

矢掛川

(68)  
一 七日市川水有之候付而、見合粟や与一右衛門  
被差出候故、足輕之者付遣候事、  
(矢掛)  
一 矢懸川水少々有之付而、為見合足輕  
之者二人差越候事、

矢掛着  
本陣石井源  
次郎邸

一 同昼矢懸御着、御本陣石井源次郎亭  
被為入被遊御昼休候、依之亭主方一種差  
上及披露候事、

一 銀子三枚 石井源次郎

備中庭瀬藩  
主板倉勝興

川辺着  
本陣難波弥  
三兵衛邸

右御昼休被成候付而被遣候事、  
(備中庭瀬藩主板倉勝興)  
一 板倉右近殿方先弘等被差出候事、  
一 同晚川辺御着、御本陣難波弥三兵衛  
亭被為入被遊御止宿候、依之亭主方  
一種差上及披露候事、

一 銀子五枚 難波弥三兵衛

(69)  
右同断付而例之通被遣候事、

一 金子貳百疋 御本陣下宿

右御本陣手狭二付而、下宿へ御道具等  
差置候付而被遣候事、

岡田藩代  
(備中岡田藩主存長正)  
一伊東若狭守殿方郡代当町へ罷出居、

御用等御座候ハ、被仰付候様ニと本陣を以  
申越候付而、同人を以相応之及挨拶候事、  
一明朝七半時之御供揃ニ而御発駕被成候故、  
御供中江及触候事、

三月十四日  
三月十四日晴天

川辺  
一今朝卯ノ上刻、川辺御発駕被成候事、

河辺川  
一河辺川御越被成候付而、為見合山名惣右衛門  
被差出候故、前晚申渡先達而罷越

及其沙汰候事、

吉井川  
但、御無人ニ付而、吉井川江も同人

被差出候事、

岡山藩郡奉行  
岡山藩主池田繼政  
一同川江松平大炊頭様方郡奉行被差出

并庄屋等罷出見合仕候故及披露候、

左候而被遣物川割方令沙汰候事、

岡山  
一岡山御通路ニ付而、広島御通路之通 御

書院小姓老人・大番老人・御陸四人増御供

被仰付候故、於久芳之駅及其沙汰候事、

岡山藩主への  
使者口上  
松平大炊頭様江

右御口上

公方様・大納言様益御機嫌能

被成御座奉恐悦候、将又御自分様

弥御無異可被成御在府珍重存候、

拙者儀為参勤今日御城下罷通候、

依之以使者申達候、何様着府之上

可得御意候との御事、

(池田繼政母)  
栄光院様

岡山藩主母栄  
光院への使者  
口上

右御口上、弥御息災可被成御座と珍重  
存候、拙者儀致参勤候付今日此筋

罷通候、依之大炊頭様江以使者得

御意候付、御見廻申進候との御事、

但、栄光院様方御返答被仰出候上

池田政純

(池田繼政弟・池田政純)  
二て御取次へ、和泉様御替之儀も

有御座間敷と珍重被存候、口上之儀ハ

御六敷きと被差控候、御安否承

帰候様ニと被申付候、此段自然被仰達

被下候様ニと申入可被置候事、

鴨方藩主への  
使者口上

(備中鴨方藩主池田政倫)  
池田内匠頭様

右御口上

公方様・大納言様益御機嫌能

被成御座奉恐悦候、将又御自分様弥

御無異頃日可為御発足珍重存候、拙者

義致参勤候付今日此筋罷通候、

依之為御見廻以使者申達候、何様

於江府可得御意候との御事、

生坂藩主への  
使者口上

(備中生坂藩主池田政晴)  
池田丹波守様

右御口上

公方様・大納言様益御機嫌能

被成御座奉恐悦候、将又御自分様弥

御無異可為御在府珍重存候、拙者

義致参勤候付此筋罷通候、依之

73

為御見廻以使者申達候、何様於江府

可得御意候との御事、

右岡山御通路被成候付而、御使者中村丹下

を以被仰入候付、丹下儀前晚申渡、先達而

罷越相勤候事、

松平大炊頭様方

御使者

竹内武右衛門

栄光院様方

御同使

池田内匠頭様方

御使者

土方源之允

池田和泉殿方

使者

勝山八太夫

右岡山町入口江御見廻為旁以御使者

74

被仰越御返答被仰入候、左候而三使者二

御通懸及披露候事、

岡山町奉行 一同所御通路之節、為御馳走町奉行押之

役人等被差出及披露候、其外御先払

をも被差出、道橋掃除被仰付候事、

板倉駅 一板倉之駅御通路之節、板倉右近殿方

先払等被差出候事、

藤井着 一同昼藤井御着、御本陣安井長十郎

本陣安井長十郎邸 亭被為入御昼休被成候、依之亭主方一種

差上及披露候事、

岡山藩郡代 一於当駅松平大炊頭様方役人被差出、其外

庄屋等罷出見合仕及披露候、尤郡代

御本陣罷出御用等御座候ハ、被仰付候様二

と申二付及挨拶候事、

75

一銀子三枚 安井長十郎

右御昼休被成候付而例之通被遣候事、

吉井川 一吉井川御越被成候付、見合為旁山名

河辺川 惣右衛門被差出候付、河辺川方先達而罷越

及其沙汰候事、

一同川江松平大炊頭様方見合之役人被差出

及披露候、其外庄屋等罷出被遣物之

御召船添舟 義川割方及沙汰候、且又御召船・添舟等

為御馳走被差出候事、

片上着  
本陣長岡五  
郎右衛門邸

一同晩申ノ中刻片上御着、御本陣長岡  
五郎右衛門亭被為入被遊御止宿候、依之亭主方

一種差上及披露候事、

(岡山藩土池田継政)

岡山藩郡奉  
行・町奉行

一当駄御着之上、大炊頭様方郡奉行・町

奉行罷出、何之御用等御座候ハ、被仰付候様ニと

(26)

御本陣を以申越候付而、同人を以相応之

及挨拶候事、

一銀子壹両充

大庄屋老人

名主 老入

町年寄庄屋二人

右之者共御本陣詰居何角世話仕候故、

例之通被遣候事、

岡山藩使者  
梶田清右衛門

松平大炊頭様方

御使者

梶田清右衛門

右当駄御着之御悦為旁、御相応之御口上

被仰越候付而、記録所役を以御返答被仰

入候事、

一銀子五枚

長岡五郎右衛門

右御止宿被成候付、例之通被遣候事、

(27)

一明朝六時之御供揃ニ而御発駕被成付而、

其段御供中江及触候事、

三月十五日

三月十五日雨天 昼時ノ晴天

片上着

一今朝卯ノ中刻片上御発駕被成候事、

三石

一三石御通路之節、松平大炊頭様方御家

来被差出、其外先払をも被差出候事、

有年着

一同昼有年御着、御本陣柳原与三左衛門亭

本陣柳原与三  
左衛門邸

被為入被遊御休候、依之亭主方一種差上

及披露候事、

一銀子三枚

柳原与三左衛門

右御昼休被成候付而例之通被遣候事、

赤穂藩使者  
松井武兵衛

一当駄御着之節、見合為旁森伊勢守殿方

御家来松井武兵衛と申者被差出候付及

(28)

披露候事、

有年川

一有年川御越被成候付、見合為旁栗屋

正条川

与一右衛門被差出、正条川江山名惣右衛門

被差出候付、孰も前晩申渡、先達而罷

越相勤候事、

片島

一片島御通路之節、脇坂淡路守殿方御家

龍野藩使者

来被差出見合等仕候故及披露候事、

正条川

一正条川御越被成候付而、脇坂淡路守殿方

御家来式人被差出、其外庄屋・川肝煎等

罷出候付而及披露候、尤被遣物川割方

令沙汰候事、

阿曾川 一阿曾川水少々有之付而、足輕之者式人

為見合先達而差越候事、

鷗着 一同晩申ノ中刻鷗御着、御本陣

本陣五百井  
十兵衛郎

五百井十兵衛亭被為入被遊御止宿候、

依之亭主方一種差上及披露候事、

龍野藩主衣笠  
市郎右衛門

一当駒御着之節、宿口へ脇坂淡路守殿方  
御家来衣笠市郎右衛門と申者被差出、

何そ御用等御座候ハ、被仰付候様二との義付

及披露候、尤町役人三人罷出及披露

事、

太子開帳

一当所太子之開帳二付而芝居等有「虫摺」

夥敷人集二付御止宿不相成候故、片

島御止宿之筈付而御関札御打せ被成候、然所

御代々鷗之駒御止宿被成来候处、此度

片島御止宿被成候様二有之二而八宿中

別而気毒奉存候故、今日一日閉帳之

御願、御領主江申出被遂御許容候間、

(80)

御止宿被成被下候様二と、御本陣五百井十兵衛

御発駕前萩罷越、段々願之訳有之

付而、当所二御止宿被成候、依之領主脇坂

淡路守殿方大目付役并御馬廻り足輕

三十人被相添、為御用心宿中昼夜

打廻り被仰付候故、江戸御着之上、御礼公儀

所手紙勤被仰付候事、

宮崎祈禱物  
一宮崎御祈禱物志箱

山内縫殿方

右縫殿儀、御発駕之朝萩加判役

被仰付候故、御道中御安全之御祈禱物

当役中一同之節献上不相成候故、追日

御祈禱相調披露状相添便を以献上之、

遂披露以奉書申遣候事、

(81)

鷗の者へ下賜  
一銀子五枚

五百井十兵衛

一金子貳百足

本陣下宿

右御止宿被成候付而例之通被遣候事、

一銀子壹両充

庄屋老人

年寄式人

右於御本陣何角心遣仕候故被遣候事、

片島本陣へ  
下賜

一銀子三枚

片島御本陣

右最前彼者宅御止宿被成筈二付而

御関札御打せ被成候处、趣有之鷗之駒

御泊相成候、依之少々用意等仕候故御

通路之節被遣候事、

一明朝六時過御発駕被成候付、其段

御供中江及舳候事、

三月十六日

三月十六日雨天 昼之中  
陰天

鷗登

一今朝卯ノ中刻鷗御登駕被成候事、

姫路

一姫路御通路之節、(姫路藩主榊原政宗)  
榊原式部大輔殿方

姫路藩家来  
中山勘十郎

御家来当所役人中山勘十郎と申者

被差出、何ぞ御用等御座候ハ、被仰付候様、前々

使者差出候得共、任御断使者差控申

之由演説有之、及披露相心之挨拶

被仰付候事、

青山川

一青山川水少々有之付而、為見合山名惣右衛門

被差出、前晚申渡先達而罷越候事、

市川船渡

一市川船渡二付而、為見合山名惣右衛門

青山川方直様罷越相勤候事、

加古川船渡

一加古川船渡二付而、為見合中村丹下

(83)

被差出候故、前晚申渡先達而罷越候

一市川・加古川、榊原式部大輔殿方為

御召船添船

御馳走御召船・添舟等被差出候故、守護

人於川端及披露候、且又庄屋・川肝煎

等罷出見合仕候故、被遣物川割方

令沙汰候事、

御着  
本陣天川久  
兵衛郎

一同昼御着村、御本陣天川久兵衛亭

被為入被遊御休候、依之亭主方一種差  
上及披露候事、

一銀子三枚 天川久兵衛

右御昼休被成候付而被遣候事、

一同晚未ノ中刻加古川御着、御本陣

加古川着  
本陣中谷与  
三左衛門邸

中谷与三左衛門亭被為入被遊御止宿候、

依之亭主方一種差上及披露候事、

(84)

一銀子五枚 中谷与三左衛門

右同断二付而例之通被遣候事、

三月十七日

三月十七日晴天 晚雨降

加古川登

一今朝辰ノ上刻加古川御登駕被成候事、

明石藩主(の  
使者口上

(明石藩主松平直常)  
松平左兵衛督様

右御口上、

公方様・大納言様益御機嫌能

被成御座奉恐悦候、次御自分様弥

御堅固頃日可為御登足珍重存候、

(松平直常長男・直絶)  
所次郎様二も御息才可有御座と

存候、拙者儀為參勤順々致旅行

今日御城下罷通り候、依之為御見廻

以使者得御意候との御事、

(85)

但、所次郎様二も御出府被成候付而、

此節御發駕被成候様被承候、弥御

障も不被成御座いつ比御發駕

被成哉、各様迄御様子承罷帰候

様ニ被申付候者演説可被仕候事、

右之通粟屋与一右衛門御使者被仰付、明石

市中御通路被成候而相勤候事、

一明石川為見合山名惣右衛門被差出候付而、

前晚申渡先達而罷越候事、

一同川江為御馳走左兵衛督様方人足

被差出候へハ、小橋有之御渡被成候付、川越

等二不及之由川割方及挨拶候へ共、

橋御通り被成候とも橋之下川内立切

居候、尤被遣物前格無之付而川割方

(86)

不及沙汰候、其外為見合御家来井上

新介と申者被差出候故及披露候事、

明石藩家老美濃部九郎三郎古市主水

松平左兵衛督様御家老

美濃部九郎二郎

古市主水

右明石御通路之節市中江罷出披露

有之候、其外役人先払之足輕をも

被差出道橋掃除等被仰付候事、

多類川

一多類川少々水有之付而、為見合足輕

式人先達而差越候事、

大蔵谷着本陣広瀬治兵衛邸

一同昼大蔵谷御着、御本陣広瀬治兵衛亭被為入被遊御昼休候、依之亭主方

一種差上及披露候事、

一銀子三枚 広瀬治兵衛

(87)

右同断二付而被遣候事、

一松平左兵衛督様方大蔵谷御休江当駅

御着之御悦御見廻為旁以御使者被仰越、

達御聞、御座敷被召出御直答被仰入候

事、

兵庫着本陣鷹見右近左衛門邸

一同晚申ノ中刻兵庫御着、御本陣

鷹見右近左衛門亭被為被遊御止宿候、

依之亭主方一種差上及披露候事、

益田越中

(蘇藩水代家老・二彦) 益田越中

有馬入湯

右近年病身二付有馬入湯被差免

去秋罷越今以滞留仕候付、為伺御機嫌

当駅罷出御着之上御本陣罷出候付、

達御聞、被召出之御目見被仰付候

事、

(88)

有馬細工喜舎一有馬細工御見合老箱

鮑 一鮑一折

益田越中

右以使者献上仕候付而及披露、御手廻頭方

以奉書申遣候事、

一銀子五枚 鷹見右近左衛門

右御止宿被成候付而例之通被遣候事、

一金子貳百足 本陣下宿

右御本陣手狭付而御道具差置候故

被遣候事、

先右近左事

一金子百足 鷹見正甫

右隠居仕候へ共、前々之通御目見

扇子

をも被仰付、扇子一箱差上候付被遣候事、

(尼崎藩主松平忠憲)

尼崎藩主 一兵庫御通路之節、松平遠江守殿方

市中掃除被仰付、先払之足輕をも

被差出候事、

一明朝六時之御供揃二而御發駕被成候付、

其段御供中へ及触候事、

三月十八日

三月十八日晴天

兵庫発

一今朝卯ノ中刻、兵庫御發駕被成候事、

西宮着

一同昼西ノ宮御着、御本陣松村儀左衛門

本陣松村儀左衛門邸

亭被為入被遊御休候、依之亭主方

一種差上之及披露候事、

尼崎藩役人

一当駅御着之上、遠江守殿方当所役人

(尼崎藩主松平忠憲)

本陣を以、何ぞ御用等御座候ハ、被仰付

候様ニ、御本陣罷出候義ハ差控候由

同人を以及挨拶候、尤先払之足輕等

被差出候事、

一銀子三枚 松村儀左衛門

右御昼休被成候付、例之通被遣候事、

一銀子壹両

西ノ宮

西宮惠美須堂

惠美須堂

右例之通御代參御用心騎馬被

仰付候筈候へ共、御無人付而御供之御目付

山名惣右衛門被仰付候事、

武庫川

一武庫川陸渡り水有之二付而、為見合中村

丹下被差出候故、前晚申渡先達而

罷越候事、

池田川

一池田川陸渡り其外小川段々有之付、

先達而足輕之者差越見合申付候、

左候而水有之候ハ、御備之内江注進仕候

⑨

山名惣右衛門被差出筈之処ニ、不及其沙汰候事、

郡山着

一同晚申ノ中刻郡山御着、御本陣

本陣梶善左衛門邸

梶善左衛門亭被為入被遊御止宿候、依之

亭主方一種差上及披露候事、

忍藩主阿部正喬

一当駅阿部豊後守殿御領分ニ付而、御着之

(武蔵忍藩主阿部正喬)

上、当所役人之由ニ而、御用等御座候ハ、被仰

付候様ニとの義ニ而本陣罷出、記録所役

(マ)  
記録所役相対及挨拶候事、

一 銀子五枚 梶善左衛門

右御止宿被成候付而例之通被遣候事、

三月十九日

三月十九日晴天

郡山発

一 今朝辰ノ中刻郡山御発駕被成候、

御道程近夕御昼休無之事、

一 金子貳百足

山崎

山崎丹喜庵

丹喜庵

右御通路之内御駕籠被為建候付而

被遣候事、

高槻藩主への  
使者口上

(高槻藩主永井直則)  
永井飛驒守様

右御口上

公方様・大納言様益御機嫌

能被成御座奉恐悦候、将又御自分様

弥御堅固可為御在城珍重存候、

拙者儀為参勤今日御領内令

旅行候、依之御見廻為旁以使者

申達候との御事、

右之通御口上ニ而御使者粟屋与一右衛門

を以被仰入候故、与一右衛門義前晚申渡

先達而罷越相勤候事、

高槻藩使者  
沢地武兵衛

一 永井飛驒守様方御見廻為旁御使者

沢地武兵衛と申者被差出候付而、御口上

御奏者番承之、達御聞、記録所役

を以御返答被仰入候事、

鳥羽川

大坂御召船

一 鳥羽川御渡被成候付而、大坂方御召船

差上せ御召御渡り被成候、依之御船頭正木

船頭正木岸  
右衛門

岸右衛門守護仕罷出候、尤御供中

渡船之義為見合大和嘉七郎被差出候故、

前晚申渡先達而罷越及其沙汰候事、

淀藩前藩主  
御馳走船

但、前々稲葉佐渡守様方御馳走

船等被差出候処ニ、此度ハ御船并

御使者役人等一切不被差出候、

尤為押足輕二人被差出候事、

94

一 郡山方伏見迄之中段々小川有之付、

為見合足輕之者先達而被差越候事、

一 今昼午ノ中刻伏見御着、御本陣木津屋

伏見着  
本陣木津屋  
与左衛門邸

与左衛門亭被為入被遊御止宿候、依之亭主方

一種差上及披露候事、

大坂御留守居

井上源二郎

京都御留守居

平川長左衛門

京都検使

粟屋権兵衛

京・大坂役人

大文字屋弥四郎

竹田紹旦

同 紹慶

三木権太夫

銭屋善兵衛

右伏見御着之節、御道口罷出並居候付及披露候事、

一毛利宇右衛門儀、御先へ旅行就被仰付候、

先達而着仕、御本陣罷出、御着之節

式台へ御迎罷出及披露候、左候而御座

敷御着座之上被召出御目見被仰付候事、

養心院様へ平川長左衛門当駅罷出候

付而御見廻之御口上被仰越、記録所役

達御耳、長左衛門帰京之節御返答被

仰入候付而記録所役申合候事、

一鷹司中納言様へ昨日京都御屋敷へ

以御使者左之通御口上被仰越候故、長左衛門

当駅罷出申上候付而及御聞、長左衛門

被差戻候節御返答被仰入候事、

鷹司中納言  
使者口上

右御口上、先頃中納言御昇進為御  
悦御使者被差越御満悦被思召候、

為御礼以御使者被仰進候、且又就御

参勤此間御旅行無御障十九日

伏見之駅御止宿之由被聞召目出度

被思召候、乍序御見廻之御口上をも

被仰進との御事、

御太刀小馬代

一広折紙二十束

小室藩主への  
使者口上

右御口上、

公方様・大納言様益御機嫌能

被成御座御同意奉恐悦候、次御自分様

弥御無異可為御勤と珍重存候、拙者

義為参勤罷登り今日当所致

着候、依之以使者申達候、随而目録

之通致進覽候との御事、

右之通御着早速御使者中村丹下を以

被仰入候事、

一御初穂金百疋

住吉神社  
大坂堺ノ  
住吉

右例之通御代参大坂役人之内

就被仰付候、御祈祷物取帰置当駅差出

及披露候事、

但、右住吉へ御着、前廉井上

井上源三郎

源三郎御代參相勤御祈禱  
物取帰置、当駅へ一同二差出之  
及披露候事、

一御祈禱物一箱

田明院  
田明院方

右御道中御安全之御祈禱、例之通二夜

三日執行就被仰付候、大坂迄差上せ候故、  
彼地方差出及披露候事、

一御祈禱物一箱充

法林院  
法林院様

長寿院  
長寿院様

馬場先御前  
は、先  
御前様

一御祈禱物一箱充

千鯛  
一干鯛一箱充

宇田川御奥様  
宇多川  
御奥様

心涼院  
心涼院様方

右御道中御安全之御祈禱於田明院

就被仰付候、御書相添御便を以大坂迄

被差下候故、当駅へ差出及披露候、左候而

孰も御返書被成候付而、御飛脚便之節差  
越候事、

山崎路  
一此度山崎路御越被成付而、大坂御立寄

大坂御用聞・町  
奉行  
不被成候、依之今日当駅御着之段大坂

御城代并町御奉行江御届之儀、

且又右之御方々御在留之御衆中江

御勤之儀、去御帰国之節御務之通御

音物等被差越候付而、井上源三郎大坂

罷帰候上、諸事御勤被仰付候事、

大坂御用聞・  
諸町人  
一同断付而、大坂御用聞・諸町人御当地

罷出候儀一向二被差留候、其内訳

有之罷出候者之儀、先達而井上

源三郎方江申達候事、

一今度京都御立寄御一宿をも被成候

儀、於江戸御用番之御老中之被得御

京都所司代  
土岐頼忠  
内意御差函有之、京都御諸司代土岐

丹後守殿へ前廉平川長左衛門を以御届

被成候、左候而御旅行之中嘉古川之駅方

廿一日御上京可被成之由、御飛札を以被仰入候

付而、御返答之趣旁長左衛門当駅罷出

節申上候、且又廿一日丹後守殿へ為御

相对御出被成候御時分之儀をも長左衛門

聞合被仰付、其段をも申上候事、

一当駅御着之御届、御伺御機嫌為旁

江戸御老中方江例之通御飛札を以

被仰入候故、廿一日御飛脚出足被仰付候事、

(10)

同断付而、江戸上々様方江御知せ為旁

御書を以被仰入并御付々迄老中々

以書状も申遣候、尤御末家方御家老

中江も書状を以申遣候、

一同断付而、萩御留守居中江も伏見御着

之段相知候故、飛脚廿一日出足申付候

且又吉川左京殿江も相知せ候故、家老

衆へ各々以書状申遣候付而当職方迄

差越候事、

西本願寺御門跡方

西本願寺使者  
藤井典膳

御使者  
藤井典膳

右当駅御着之為御悦以御使者被仰越、

達御聞、御返答被仰入候、尤御音物

被差越候得共、御俟約之中付而御断

(11)

被差戻候事、

但、右御礼之儀、京都へ御使者を以

被仰入候節、御口上御込被仰入候事

一御祈禱之卷敷一箱

御祈禱之卷敷  
二月堂半王  
昆布

一二月堂半王卷箱

一昆布卷箱

東大寺沙汰  
所十玄院

東大寺沙汰所  
十玄院

卷昆布  
一 卷昆布卷箱

黄梅院

紫野  
黄梅院

一 御札守卷折

吉野葛

一 吉野葛一曲物

龍松院

南都  
龍松院方  
代僧

油煙

一 油煙卷箱

後藤玄順

後藤玄順

(12)

右孰も持参差上之及披露候、左候而

翌日被召出之御目見被仰付候事、

扇子

一 扇子卷箱充

小堀和泉守殿与方

小堀和泉守  
与方

杉山六郎兵衛

杉山平太左衛門

横田彦左衛門

田原貞右衛門

御茶

一 御茶二種 初昔後昔

木の花酒

一 木の花酒卷樽

竹田紹旦

扇子

一 扇子卷箱充

同 紹慶

大黒屋善四郎

同 円純

(13)

三木権治

万屋又兵衛

秦 十左衛門

大文字屋手代 武兵衛

孫兵衛

錢屋善兵衛

右当駄御着之為御悦、御本陣持参

御帳付候事、

千鯛 一干鯛壹箱

長樽 一長樽壹つ 薩摩屋仁兵衛

右御屋代被仰付候以後先頃俵敷被遣候、

為御礼差上之及披露候、左候而呼出記録

所役相对及挨拶候事、

硝子菊花 一硝子菊花壹箱

薩摩屋仁兵衛

舞扇 一御舞扇壹箱

上田長次郎

御手口壹箱 (手燭の誤りカ。写真参照)

同 三郎左衛門

船之御根付 一船之御根付

鴻池善八

利休形印籠 一利休形印籠壹箱

鴻池善右衛門

菓子盆 一御菓子盆壹箱

大塚屋源右衛門



右之通差上之及披露候、左候而いづれも

呼出遂披露候段、挨拶旁記録所

役相对申聞せ候事、

毛利岩之允様

林与右衛門

御留守居

林 与右衛門

毛利但馬守様

庄原庄右衛門

同 庄原庄右衛門

右為伺御機嫌御本陣罷出、御奏者

番へ相对引取候事、

松平大炊頭様方

岩井吉内

御使者

岩井吉内

右兼而被仰付置候付而、当駄御着之御悦御

見廻為旁御使者を以被仰越、御返答被

仰入候事、

一御初尾金三両 御神楽料

殿様方

一御初尾金五百足

法林院様

養心院様

長寿院様

は、先

御前様

宇多川

御奥様

心涼院様

真寿院様

永昌院様

小姓内藤新左衛門

右伊勢江為御代參御小姓内藤新左衛門

被仰付被備御初尾候、依之今日被仰渡明日

出足被仰付候故、御前被召出之御目見

被仰付候事、

一 小判三両

内藤新左衛門

右同断付而、先格を以拝領被仰付候事、

御相俣

一 今晩夕御膳之節、前々之通毛利宇右衛門・

桂主殿・内藤与三右衛門被召出之、御相伴二而

御料理被下等候処、今明日共御日並付而

不被召出、廿三日於守山之駅被召出之御相伴

御料理被遣候事、

三月二十日

三月廿日晴天

伏見藩在

一 今日者当駅被遊御滞留候事、

御目見

一朝御膳已後、左之者共被召出之御目見

被仰付候事、

大坂御留主居

井上源三郎

京都御留主居

平川長左衛門

同檢使

栗屋権兵衛

但、長左衛門・権兵衛儀御用意之帰京

仕候付而不及沙汰候事、

大坂役人

京都役人

源三郎嫡子

井上新次郎

東大寺沙汰所

十玄院

龍松院代僧

義門

紫野

黄梅院

御国

洞春寺

黄梅院弟子

般首座

御国

養学院

東大寺沙汰所役人

森岡立哲

後藤玄順

伏見与方

御用支り 横田彦左衛門

杉山平太左衛門

田原貞右衛門

杉山六郎兵衛

毛利岩之允様大坂御留主居

林与右衛門

毛利但馬守様同断

相支り 庄原正右衛門

町人 薩摩屋仁兵衛

鴻池善八

鴻池善右衛門

大塚屋源右衛門

万屋又兵衛

秦 十左衛門  
上田長次郎手代  
奥田市郎兵衛

大文字屋弥四郎

竹田紹且

同 紹慶

三木権太夫

同 権治

大黒屋善四郎

同 円純

錢屋善兵衛  
大文字屋市兵衛手代  
武兵衛

孫兵衛

羽織屋二郎兵衛

右京大坂御用聞町人共孰も被差留

候へ共、当駅罷出差上物等仕候付被召出之、

右寺院を始其外共井上源三郎・平川

長左衛門方々名付差出、達御聞、於御

座之間老中列座之上、忝人充被召出

御目見被仰付、披露記録所役相勤候事、

但、洞春寺・養学院事在京

仕居候付而、此度御目見之儀前廉

萩へ相願越、御沙汰之上今日一同二

被召出之御目見被仰付候事、

紋付呉服 一御紋付呉服老つ充 包熨斗

上田長次郎

同 三郎左衛門

右惣之御目見之節ハ差控させ、席を改

於御座之間被召出之御目見被仰付、御所

帶之儀付而何角心遣仕候段桂主殿御

取入申上之、則於御前拝領仰付被候

事、

召下麻カ 一御召下麻御上一具

井上源三郎

右御所帶事付而別而心遣仕候故、御心入

を以拝領就被仰付候、於記録所老中列座

之節内藤与三右衛門申聞せ候事、

終麻カ 一御紋付麻御上一具充

鴻池善八

鴻池善右衛門

右同断之義付而心遣之使有之付而拝領

被仰付候故、同時内藤与三右衛門申聞せ候事、

紋付呉服 一御紋付呉服老つ

大文字屋市兵衛

右於干時拝領被仰付候、依之市兵衛儀病氣

付而当駄不罷出、世倅弥四郎罷出候故  
呼出、同時内藤与三右衛門申聞せ候事、

(徳山藩主毛利広豊)  
毛利但馬守様方

鳥羽衛士

鳥羽衛士

右但馬守様為御參勤今日当駄御着

被成候付而、御見廻り知せ為旁以御使者被仰越、  
御返答被仰入候事、

一同断付而此御方方も御着之御悦、右御使者

被差越候御礼為旁、御使者中村丹下を以

被仰入候事、

葛煎餅

一葛せんへい志箱

(葛煎餅)  
養心院様方

右今日当駄御滞留被成候御見廻為旁、從

京都御使者柿並勘右衛門を以被仰越候、御

口上及御聞、記録所役を以御返答被

仰入候事、

扇子

一扇子志箱

干鯛

一千鯛志箱

(致季)  
西園寺前内府様方

右年始之為御祝儀、御状相添京都御

屋敷迄御使者を以被差越候故、当駄差越

及御耳、御返書被成候付而、於京都相調

御返答旁御使者を以被仰入候事、

一明日京都御立寄御一宿をも被成候付而、  
前々之通及諸沙汰候事、

一同断付而御供中江左之通今晚相触候事、

明朝七時之御供揃二而当駄被成

御発駕京都御越被成候条、御供之

面々右之刻限御本陣可被

相揃候、且又京都御待請之面々

之義ハ勝手次第先達而可被

罷越候事、

一当駄御本陣二御備道具其外

被残置候間、京都御供無之面々

明日者令滞留、明後廿二日当駄

可有出足候事、

一大津之駄毛利但馬守様其外

御大名方御昼休有之候間、惣御供

人数荷物等至迄当駄緩々と

令出足、御昼休之御障り不相成様二

可被仕候、刻限早ク大津江入込候

時者宿々差間之作廻相成間敷

事候間可有其考候事、

一当駄相宿之内京都御供之面々

有之、残少数又は下人御荷物等

計当駅ニ残置、少人数之宿

之義ハ一括切ニ申談、人数相応之

宿へ相宿可被仕候、少人数ニ而両日

宿被仕候時者宿主及迷惑候廉も

有之、旁右之通ニ被仰付候条左様

可相心得候事、

表番頭

祖式又右衛門

御手廻物頭

中村丹下

同

大和嘉七郎

右明日京都御使者就被仰付候、今晚

申渡先達而相勤、御返答旁京都於

御屋敷記録所役へ申達候、左候而伏見罷

帰、翌日大津罷越候様申渡候事、

但、右介添足輕今晚令沙汰候、

尤御進物之儀者於京都仕出被

仰付候事、

一御具足箱一荷

一御唐櫃壹竿

一御判紙箱・御印判箱壹荷ニして

守護御使番

栗屋与一右衛門

右明日京都就被差越候、御往来与一右衛門

守護被仰付候、左候而与一右衛門義於京都御

具足箱  
唐櫃  
判紙箱  
印判箱

奏者役被仰付候故、其段於御国被仰渡候事、

一御中備之義、御発駕翌日迄御本陣ニ

被差置、廿二日大津追分迄差越彼駅ニ

控居、夫方御供被仰付候故、大和嘉七郎

守護被仰付候事、

祖式又右衛門

御書院小姓

大番

右伏見御本陣ニ御道具被差置候故、

御本陣詰被仰付候、其段記録所役申渡候

尤御書院小姓・大番、京都御供之外、御発

駕已後代りく御本陣相詰候様ニと

表番頭へ申渡候事、

中村丹下

大和嘉七郎

右京都御使者相済、伏見罷帰折く

御本陣罷出見合仕候様ニと記録所役

申聞せ候事、

御目付

南方又八郎

右伏見ニ残居候付而折く御本陣罷出

(18)

見合仕候様并御陸目付之儀、夜番申付

候様ニと記録所役申渡候事、

御本陣幕

一 御本陣二幕御打せ、夜中挑灯をも

御灯させ被成候付而、其段御台所頭へ申渡候事

刀筒

一 御刀筒

持弓

一 御持弓一肩

掛硯

一 御掛硯

茶瓶番事

一 御茶瓶・御茶単(茶籠)

右京都御持せ被成候付而支配方へ申聞せ候、

尤御刀筒・御持弓・御茶瓶之儀者御備

之内御持せ被成、御懸硯之義者御備之外

被差越候事、

一 御召替御乗物

右同断付而御駕籠奉行江申聞せ候、尤

.....

御中備之義、京都御登駕当日大津

追分迄差越、夫方御供仕候様二との義

をも申渡候、依之右守護大和嘉七郎江

被仰付候段をも申聞せ候事、

但、京都へ合羽籠人荷御持せ

被成候付而、於当駅支配人江申聞せ候事、

一 御控箱(マ、控箱カ、下写真参照)四荷

一 同桐油控箱(マ、右側)壹荷

右御道具御備之外京都就被差越候、小

御納戸江申達及沙汰候事、



一 京都御供之記録所役一人、奥番頭老入、

御目付、医師、御右筆、御茶堂、御備之

外罷越候、尤番頭之義者御供頭相勤

事、

.....

一 御駕籠廻り御供、御供頭自分備添肩

衣役老入、御小姓三人、御書院小姓二人、

大番一人并御陸番頭共、御厩方、小到

来方共二十四人、外二御陸目付、下横目

御中間頭一人、手明御中間召連御供被

仰付候、且又御召馬之外御供馬式疋

又鐘有懸り二被仰付候、且又江戸御ありき之

格にしてハ大番不足二候へ共、増御供不

仰付候、於京都者御側小姓増御供被仰付候事、

但、表番頭京都江之御供不被仰付候事、

一 銀子拾五枚

御本陣

木津屋与左衛門

右三日之御日附二而御関札被建置候付而

被遣之候、尤羽織之儀付而御儉約之中

.....

不被遣候事、

三月二十一日  
朝之内陰天  
伏見発  
京都屋敷着

三月廿一日晴天  
夜中雨天

一今晝七時過伏見被遊御發駕、卯之

中刻京都御着御長屋被為入候事、

日野宗庵  
栗山元喜

日野宗庵

玄孝嫡子

栗山元喜

右為稽古在京仕居候付而、御目見之儀

前廉相願当馱罷出候故、達御聞、今朝

被召出之、御發駕之節式台上之間衝立

屏風之脇二而御通懸之御目見被仰付、

披露記録所役相勤候事、

万福寺

黄檗山

万福寺方

.....

右今度為御參勤当馱御着之為御悅

当御本陣江以使僧被申越候処、京都

御越被成候段申聞せ使僧引取候、左候而右

御礼之儀於江戸瑞聖寺迄御使者を以

被仰入候事、

養心院使者

一養心院様方為御迎稻荷近所迄御

被官使を以御口上被仰進、達御耳、

御返答被仰入候、左候而右御被官御通り懸

及披露候事、

一京都御着御長屋被為入、御着座之上平川

(秋藩京都留守所)

長左衛門被召出之、御目見披露記録所

役也、左候而御熨斗長左衛門持出差上之、  
御前被為取、御手目長左衛門へ被遣、御三方  
御小姓引候事、

⑮

但、御着之節為御迎西ノ御門江平川

長左衛門、檢使并役人中、大文字屋

弥四郎、竹田紹且父子罷出並居、且又

御部屋付之兒玉伝右衛門、医師、御取

次役、御被官、御膳夫等迄御部や御門前江

罷出並居、孰も記録所役及披露候、

尤平川長左衛門、檢使兒玉伝右衛門、

医師、御取次役迄八名披露、其外ハ

都合二而遂披露候事、

⑯

一御長屋被為入、早速

養心院様へ御見廻為旁御使者原権左衛門

を以被仰入候、且又養心院様方も御悅

為旁御使者兒玉伝右衛門を以被仰達、御口上

達御聞、伝右衛門義被召出之御目見、

御直答被仰入候事、

但、為御待請前晚方奥番頭兒玉

勘兵衛被差越候節、

養心院様へ御見廻之御口上被仰入候

事、

一 御諸司代土岐丹後守殿江御当地御着之  
為御届、平川長左衛門を以被仰入候事、  
一 於御長屋朝御膳被召上候故、御料理道具  
養心院様方被進候事、  
一 御札守一折

養心院様方

右於下御靈御道中御安全之御祈禱

就被仰付候、御被官使を以被進之、及披露

御返答被仰入候事、

(四)  
一 御初尾金百足

清水觀音

右当所御着之上為御代参在京之役人

被仰付、殿様・養心院様江御祈禱物

取歸候付而及披露候、左候而養心院様江之

御祈禱物、児玉伝右衛門方へ桂主殿方以

奉書申遣、御陸持参仕候事、

一 五社御祈禱物一折

一 草花一桶 包熨斗

平川長左衛門方

一 草花一桶 包熨斗

児玉伝右衛門方

右例之通差上之及披露候、左候而遂披露候

段、記録所役申聞せ候事、

(五)

干鯛  
白銀  
煙草入  
鼻紙

一 干鯛一箱  
一 白銀 三枚 但、御参勤之御祝儀物  
一 御多葉粉入一箱 包熨斗  
一 御鼻紙十束箱入 御土産物

養心院様へ

右之通御部屋へ被為入、御対面之節

被進之候付而、先達而御陸持参仕候事、

一 御部屋へ被為入、養心院様御対面被成、

直様御諸司代土岐丹後守殿へ為御伺

御機嫌被成御出、御座敷御通り被成御相對候、

左候而左之御方々様御勤被成候事、

但、丹後守殿へ御相對被成御立御道迄

只今御出被成御相對候、御挨拶

為旁御門前方一町程御途中

(六)

以御使者被仰越、御口上及御聞、

御即答被仰入候事、

付り、右御途中江御使者被差越候

御挨拶之儀、御帰之上沙汰被仰付候

処二、前々も御使者御途中江

被差越候へ共、御挨拶之御使者被

差越候段御控二不相見、其上

殿様御出被成候御挨拶之義付而御

沙汰之上御使者被差控候事、

鷹司中納言

鷹司中納言様

右一条方直様御出被成、御座敷御通り被成

御対顔、御菓子・御吸物御馳走有之、御

盃事被成、中納言様御搾昆布被成、左候而

殿様方も御搾肴被進候様二と御挨拶

(10)

有之、一通りハ御辞退被成候へ共、達而御

挨拶有之付而、御搾昆布被成御馳走相済

被成御立候事、

一条右府

一条右府様  
(兼卷)

右鷹司様方直様御出被成、御座敷御通り

御対顔被成、為御馳走御菓子・御吸物被差

右大将様

出之、御盃事有之候、尤右大将様江も御相

対被成、御盃事有之、右大将様御搾昆布

被成御馳走、畢而御立被成候事、

有隣軒

有隣軒様  
(鷹司體信)

右一条様方直様御出被成、御相對御馳走

物被召上之、一品被進之御立被成候事、

御掛物

一御掛物二幅対

倉橋二位

萩景之絵  
倉橋二位卿筆

〔元年度〕

醍醐内大臣

讚賀公書  
醍醐内大臣公筆

久我前内大臣

久我前内大臣公筆

右於有隣軒様被進之、御帰已後御持せ  
被成候事、

大文字屋獻  
上品

一御菓子重一箱 包熨斗

大文字屋市兵衛方

一御不洗沓包 包熨斗

同人妻方

一御手拭沓包 包熨斗

同弥四郎方

一行成紙沓折 包熨斗

同人嫁方

右例之通差上及披露候、左候而弥四郎  
呼出、遂披露候段記録所役相對申聞せ候

尤市兵衛義病氣付而弥四郎へ一同二申

聞せ候事、

御太刀金馬代  
広折紙

一広折紙二十束

京都所司代  
の使者口上

京都所司代土岐頼徳  
土岐丹後守殿

右御口上、愈御堅固御勤被成珍重存候、

最前得御意候通、拙者儀今日御当地

罷越候、依之使者を以目錄之通

致進覽候との御事、

御太刀小馬代  
広折紙  
京都町奉行  
の使者口上

一 御太刀小馬代  
一 広折紙二十束

(京都町奉行向井政輝  
向井伊賀守殿)

右御口上、

公方様・大納言様益御機嫌能

⑬

被成御座奉恐悦候、次御自分様弥  
御無異御勤之由珍重存候、拙者儀  
今度令参勤候付今日御当地罷越候、  
依之以使者申達候付、目録之通令  
進覽候との御事、

広折紙

一 広折紙二十束

二 一条御殿預へ  
の使者口上

(二 一条御殿預・二 輪置  
三 輪七之助殿)

右御口上、弥御無異御勤珍重存候、

手前儀今度令参勤候付今日

御当地罷越候、依之為御見廻以使者

申入候付、目録之通令進入候との御事、

串海鼠

一 串海鼠一箱

(政季)

西園寺前内府様

右御口上、弥御安泰可被成御座と

⑭

珍重奉存候、将亦私儀今度致参  
勤候付而今日御当地罷越候、依之為  
御見廻以使者目録之通致進上候、  
との御事、

西園寺大納言  
への使者口上

(公見カ)  
同大納言様

右御口上、太体御同前、尤御音物無之  
事、

御使者

大和嘉七郎

串海鼠

一 串海鼠一箱

鷹司中納言へ  
の使者口上

鷹司中納言様

右御口上、弥御安泰被成御座珍重

奉存候、将又私儀今度参勤仕候付

今日御当地罷越候、依之為御見廻以

使者目録之通致進上候、此段

⑮

諸太夫方迄宜被仰達可被下候との御事、

串海鼠

一 串海鼠一箱

有隣軒へ  
の使者口上

有隣軒様

右御口上、弥御堅勝被成御座珍重奉存候、

将又私儀今度致参勤候付今日御

当地罷越候、依之為御見廻使者を以

目録之通致進上候との御事、

西本願寺へ  
の使者口上

西本願寺

右御口上、弥御堅勝被成御座珍重奉存候、

将又私儀今度参勤候付今日御

当地罷越候、依之為御見廻使者を以

得貴意候、且又一昨日者伏見之駅へ

御使者被下、殊預御音物入御念忝

奉存候、乍序右御礼をも申進候

との御事、

同新御門主

右御見廻一通り前断之通、相心之御

口上之事、

興正寺

右御口上、弥御堅固可被成御座と珍重

存候、将又私儀今度致参勤候付

今日御当地罷越候、依之為御見廻

以使者得御意候との御事、

(禁裏様付役人・松平忠一)

松平石見守殿

右同・桑山元武

桑山下野守殿

右御口上、

公方様・大納言様益御機嫌能

被成御座奉恐悦候、次御自分様弥

御無異可為御勤珍重存候、拙者儀

今度致参勤候付而、今日御当地罷越候

依之為御見廻以使者得御意候との御事、

一金子二百疋

(下鴨神社禰宜カ)

梨木左京大夫殿

一金子貳百疋

御同人御祖母

右御口上、弥御替之儀も有之間敷と

珍重存候、手前儀今度令参勤候

西本願寺新門主への使者口上

興正寺への使者口上

禁裏様付への使者口上

梨木左京大夫への使者口上

付而今日京都罷越候、依之以使者  
目録之通進入候との御事、  
御使者  
祖式又右衛門

串海鼠 一串海鼠一箱

兼倉  
一条右府様

一条右府への使者口上

右御口上、弥御安泰被成御座珍重

奉存候、将又私儀今度致参勤候付

今日御当地罷越候、依之為御見廻使者

を以目録之通致進上候、此段諸大夫

方迄宜被仰達被下候様二との御事、

同 右大將様

右御口上太体御同様、御音物無之事、

一条右大將への使者口上

広折紙

一広折紙二十束充

(武家伝奏・標置)

葉室前大納言殿

(右同・為久)

冷泉前大納言殿

葉室・冷泉前大納言への使者口上

右御口上、弥御堅勝可被成御座と珍重

奉存候、私儀今度致参勤候付今日

御当地罷越候、依之為御見廻使者を以  
目録之通致進覽候との御事、

広折紙

一広折紙二十束

勸修寺前大納言殿

右御口上同断

同 右少弁殿

右御口上太体御同様、御音物無之事、

勸修寺前大納言・右少弁への使者口上

花山院内府他  
への使者口上

花山院内府様  
(當座)

胤君様

大乗院様

右御口上、弥御堅勝被成御座珍重

奉存候、将又私儀今度參勤仕候付

今日御当地罷越候、依之為御見廻以

使者得貴意候との御事、

御使者  
中村丹下

右御音物旁前々之通御使者を以被仰入候、

(10)

依之孰も御使者相勤、京都御屋敷へ

罷出、御返答記録所役へ申達候事、

一鮮鯛一折

鷹司中納言  
より使者

鷹司中納言様方

御使者  
広庭舍人

右御当地御着之為御悦以御使者被差越

御返答被仰入候事、

西園寺前内府  
他より使者

西園寺前内府様

同 大納言様方

御使者  
西川主税

有隣軒様方

御使者  
久松内記

花山院内府様方

御使者  
山本右近将監

(11)

聖護院御門主様方  
(マ、門跡)

御使者  
片岡左京

興止寺御門主方

御使者  
片岡但見

右当駅御着之為御悦御使者を以被仰越

孰も御返答被仰入候事、

三輪七之助殿方

三輪七之助  
より使者

御使者  
田中瀬兵衛

右同断、且又此御方方以御使者被仰入候

御礼為旁御使者を以被仰越御留守之御

時分申置候事、

角倉与市殿  
(マ、鷹)

角倉与市

右同断之為御悦御出、御他出之御時分

付而被仰置候事、

(12)

一梨木左京太夫殿方為御悦以御使者

梨木左京太  
夫より使者

被仰越御他出之御時分申置候、尤御出

可有之処二御不快之由二而御使者を以被仰越候

事、

(桑名藩主松平忠輝)

松平下総守様御留守居

内藤幸右衛門  
(岡山藩主池田継政)

松平大炊頭様方同  
水野七郎左衛門

右為伺御機嫌罷出、御奏者番へ相

対引取候事、

黄梅院

黄梅院  
弟子  
良首座

般首座

右当所御着之御悦伺御機嫌為旁

(13)

参上、御奏者番へ相对引取候事、

名塩教行寺 一名塩教行寺を為伺御機嫌以使者

申上之御返答被仰入候事、

鷹司中納言  
より使者

鷹司中納言様方

御使者  
小林民部権正

右殿様先刻御出被成御対顔候為御礼、

御使者を以被仰越御返答被仰入候事

薰物 一御薰物三種

一条右府・右  
大将より使者

一条右府様  
御音物無之  
同 右大将様方

水口求馬

右殿様先刻御出被成御対顔候御礼

為旁、御使者を以被差越御返答被仰入候、

事、

(14)

鷹司中納言様

鷹司中納言  
上への使者口

右御口上、今日者致参上久々二而

得尊顔、其上御馳走被成下忝

一条右府・右  
大将への使者  
向上

次第奉存候、右為御礼以使者申上候、

且又先刻者被為入御念早々御使者

被成下、今朝も以御使者御目錄

之通被下置、段々忝次第奉存候、

右之御礼をも申上候、此段諸大夫方

迄宜被仰達被下候様との御事、

一条右府様

同 右大将様

右御口上、今日者致参上久々二而

得尊顔、其上御馳走被成下忝

次第奉存候、且又先刻者早々御

(15)

使者被成下殊御目錄之通被下置

忝次第奉存候、右為御礼使者を以

申上候、此段所大夫方迄宜被仰達

被下候様二との御事、

付り、右大臣様方ハ御音物無之候付而

御目錄之御礼不及候事、

聖護院御門跡様

右御口上、弥御安泰被成御座珍重

奉存候、随而私儀今日上京仕候付而

早々御使者被成下忝次第奉存候、

右為御礼使者を以申上候、此段諸大夫

聖護院門跡  
上への使者口

方迄宜被仰達被下候様二との御事、  
右御彼方様方方以御使者被仰越候  
為御礼、御使者粟屋与一右衛門を以被仰入候事、

南都酒

一南都酒二樽 古酒新酒

(天和郡山藩主柳沢吉里)

松平甲斐守殿方

郡山藩主より使者

御使者 新発田源太

右御当地迄御着被成候為御悦、郡山方御使者  
を以被差越、御口上御奏者番承之達  
御聞御返答記録所役を以被仰入候事、

一金子五百疋 新発田源太

右被对苦劳被遣之付而記録所役申聞せ

及退出候事、

(徳山藩主毛利広豊)

一毛利但馬守様為御参勤被成御旅行、今日

御上京被成候故、為御見廻御長屋へ被成御出

於御座之間御相对、早速御立被成伏見之

駅へ被成御帰候、依之右御礼御挨拶為芳

於伏見之駅御使者を以被仰入候事、

⑬

右御口上、今日者京都御屋敷へ御

見廻乍早々御相对御満悦被思召候、

右為御挨拶以御使者被仰入候事、

右之通就被仰入候、伏見之駅二罷居候表

番頭・御手廻物頭江記録所役方飛札を以  
御口上書差越申談、大和嘉七郎御使者  
相勤候事、

一今昼八時分御部屋へ被為入、御料理被召上之

緩々被成御座一通り御長屋へ被成御帰候、左候而

暮時分又御部屋へ被為入、御夜食被召上候て、

夜五半時分被成御帰被遊御静候事、

一御匂袋沓箱

鷹司中納言様方

右養心院様迄被差越被進之候付而、於

⑭

御部屋御披露有之候事、

北幡源兵衛

北幡源兵衛

(毛利綱広女・桑多藩主松平忠雅室)

右馬場先御前様御不例之通御途

中江申来候付而、源兵衛儀為御心添可被

差上せとの御事二而、海田之駅方御国申遣

早速差上せ今昼当所迄着、御長屋罷出候

付而、老中相对及御聞候、左候而御

部屋方被成御帰御座之間被召出御目見

被仰付候事、

煙臺盆 一御多葉粉盆一組箱入 京細工物

御前様へ

右源兵衛就被差上せ候、為御慰御口上被仰合

一種被進之候、尤下総守様（委多藩主松立忠雅・忠雅八男忠張）・飛騨守様・

岩姫様江も御口上被仰入候付而、桂主殿

申合候事、

但、大多和惣兵衛・年寄女中三人ハ

被成御意候付而、是又御意書

主殿申合候事、

付り、右御進物於当所買立二被

被仰付源兵衛取登り候事、

御見

一御膳已後御部屋方御帰被成、左之者共被  
召出之御目見被仰付候事、

平川長左衛門

栗屋権兵衛

弘中忠右衛門

国主喜右衛門（重之）

藤井又兵衛

木原惣右衛門

荒川太郎左衛門

児玉吉右衛門

瀬川藤左衛門

.....

右之通被召出之、御目見被仰付披露  
記録所役勤之、左候而御部屋付之者被  
召出候事、

御用有之不能出

児玉伝右衛門  
伝右衛門嫡子

児玉七郎左衛門

御用有之不能出  
久坂玄龍

小川助右衛門  
玄龍嫡子

久坂玄伯

品川玄貞

柿並勘右衛門

福井源右衛門

木村新左衛門

佐藤源右衛門

光田喜左衛門

羽根七郎兵衛

佐波久平  
支リ

松井市郎兵衛

藤井平兵衛

三戸久右衛門

宮川治兵衛  
病氣

大文字屋市兵衛

同 弥四郎

.....

八百屋久兵衛  
奈良物屋  
弥兵衛  
服部屋  
五郎兵衛

右之通被召出之、御目見被仰付孰も

披露前二進候事、

一平川長左衛門・粟屋権兵衛今晩於記録所  
御料理被遣之候、尤記録所役申聞せ候事、

三月二十日

三月廿二日晴天

一今朝被為成御立足、

養心院  
養心院様江御機嫌之御障り不被成

児玉勘兵衛  
御座候段為可被聞召、御使者児玉勘兵衛  
を以被仰入候、尤昨日御料理被進候御礼  
をも御込被仰入候事、

一今朝於御長屋被召上候付而、御料理道具  
御部屋方被進候事、

一朝御膳已後御部屋へ被為入、

(13)

養心院様御対面候て緩々被成御座、昼  
時分御長屋へ被成御帰、又八時分被為入  
御料理被召上之、御暇乞相濟御長屋被  
為入追而御発駕被成候事、

一御長屋へ被成御帰、早速

養心院様へ昨今之為御礼、御使者乃美  
藏人を以被仰入候事、

外郎餅 一外郎餅一折

鷹司中納言よ  
り使者

鷹司中納言様方

御使者

藤江右門

右当所御滞留之為御見廻御使者を以  
被差越御返答被仰入候事、

有隣軒より  
使者

有隣軒様方

御使者

久松内記

(14)

右昨日殿様被成御出御対顔被成候

御挨拶御見廻為旁、御使者を以被仰越  
御返答被仰入候事、

西園寺前内府  
への使者口上

(ママ、内府)  
西園寺前内様

右御口上、弥御勇健被成御座珍重

奉存候、随而私義上京仕候付而、昨日者

為御悦御使者被下忝奉存候、将又

此間者年始之為御祝儀、爰元屋敷江

御使札を以御目録之通被懸尊意

被為入御念忝奉存候旁為御礼

使者を以得貴慮候、猶御返書進候

との御事、

西園寺大納言  
への使者口上

同大納言様

右御口上、弥御堅勝被成御座珍重

(15)

奉存候、随而私儀上京仕候付而、昨日者  
為御悅御使者被下忝奉存候、為御礼  
以使者得貴慮候との御事、

有隣軒への使者  
口上

有隣軒様

右御口上、愈御障も不被成御座珍重  
奉存候、将又昨日者致参上久々二而  
懸御目大慶奉存候、其節者御馳走  
被成殊二一段之品被懸貴意忝奉  
存候、且又先刻者為御挨拶御使者  
被下、昨日も上京為御悦御使者  
段々被入御念忝奉存候、旁為御礼  
以使者申進候との御事、

右之通御使者山名惣右衛門を以被仰入候事、

一御札守忝箱

(16)

八幡中坊

八幡中坊方

右伺御機嫌旁為以使僧差上及披露候  
左候而為御初尾金子式百疋御神納被成候  
付而、御発駕已後平川長左衛門方御挨拶  
被仰付差越候事、

鷹司中納言  
より使者

鷹司中納言様方

御使者  
小林民部権少輔

右為御見廻御発駕前被差越、御口上  
御奏者番承之記録所役へ申達、

殿様御部屋へ被為入候御時分付而御部屋  
にて及御聞候処二、御部屋御立被成候  
御時分御出懸り御目見被仰付、御直答  
をも可被仰入之旨二付、民部権少輔儀御  
部屋へ御奏者番同道罷出、於霞之間

(17)

殿様被遊御出、老中列座之上権少輔被  
召出之御目見披露有之、御直答被  
仰入候、左候而退去仕候節少御贈り被成候事、

一今昼八時前之御供揃二而被成御発駕候付而、  
其段御供中江及触候事、

一御発駕前御熨斗御小姓差上之、  
御前被為取御三方御小姓引之、平川  
長左衛門被召出之御目見被仰付、桂主殿  
御取合申上候事、

但、前々御発駕之節も平川長左衛門

御熨斗差上之也、先々御参勤之

節長左衛門申出之趣有之、其節之

御沙汰を以先差上候様二と被仰付候

先御参勤之節松浦喜右衛門

(18)

役中二者御小姓差上候、依之

此度も長左衛門方申出之趣有之候  
得共、於大坂も御着之節計御留守

居御熨斗差上、御手熨斗被下之、  
御発駕之節者御小姓差上候付而、  
京都計二而両度差上候段間違

之事候、長左衛門方控も有之由申  
出候得共、其控御取上ケ御沙汰相成

二ても無之付而、去年御通路之節  
之通り、御小姓御熨斗差上、長左衛門  
義ハ被召出之御目見計被仰付、

此趣記置候様二との御事、

御初尾金 一御初尾金百疋充

稻荷 祇園

下賀茂 北野

御霊 愛宕

八幡

右例之通御代参就被仰付候、御発駕  
已後在京之役人御代参可申付之由、

平川長左衛門へ記録所役申聞せ候事、

一昨今於御当地御使者又は御音物等被  
差越候御方々様江御礼等之儀 御式台帳二  
付紙を以相伺、御勤不相濟候御先々江者、

御発駕已後御使者勤之可致沙汰之通、  
長左衛門へ申聞せ候事

京都御発駕 一右畢而申ノ刻京都御発駕被成候事、  
御当地御発駕之為御届、土岐丹後守殿へ  
平川長左衛門を以被仰入候事、

見送り人

御見送り

平川長左衛門

栗屋権兵衛

在京之役人

大文字屋弥四郎

竹田紹旦

三木権太夫

大黒屋善四郎

同 円純

御部屋御門前へ

伝右衛門嫡子

児玉七郎左衛門

久坂玄龍

同 玄伯

右為御見送り御迎之通孰も罷出及

披露候、尤御部屋付之者共御用有之不  
罷出候事、

一養心院様方為御見送り、栗田口辺迄

御使者見玉伝右衛門被差出之、御口上達

御耳、御駕籠際へ伝右衛門被招呼、

御目見御直答被仰入候事、

大津著

一同晚酉ノ中刻大津御着、御本陣大坂や

本陣大坂屋  
嘉右衛門亭

嘉右衛門亭被為入被遊御止宿候、依之亭主方

一種差上及披露候事、

江戸加判・広越

一毛利宇右衛門儀、一宿二宿充御先へ旅行

就被仰付候、当駒御着之上被召出之、御目見

被仰付、御暇被下致退出候事、

笹巻

一笹巻老籠 包熨斗

養心院様方

(102)

榊井源右衛門

右当駒御着之御見廻為旁御被官使福井

源右衛門を以被進之達御聞、御返答記

録所役を以被仰入早速被差戻候事、

小浜藩主よ  
り使者

小浜藩主酒井忠宥  
酒井備後守様方  
御使者

行方庄左衛門

右当駒御着之為御見廻以御使者被仰越

御返答被仰入候事、

但、右御使者昨夕伏見之駒罷越

相勤候処、京都御越被成候段於

御本陣御奏者番及挨拶候故

引取、於当駒相勤之由御使者

演説仕候事

酒井備後守様方

御使者

向井弥五左衛門

(103)

右当駒御着之御悦御見廻為旁御使者

を以被仰越、御返答被仰入候事、

但、右御使者演説、当所二罷居候、

何ぞ御用等御座候ハ、被仰付候様兼而

被仰付置之由申引取候事、

興正寺門主  
より使者

興正寺御門主方

御使者

岡本凶書

右当駒御着之御悦御見廻為旁以御使者

被仰越、御返答被仰入候事、

一宮御渡海被成候時者、前々桑名船割之

義於当駒及沙汰、御供中江も付出等

之義付而及触候処二、此度者美濃路被成

御旅行候付而不及其沙汰候事、

一明朝五時之御供揃二而当駒御発駕

(104)

被成候付而、其段御供中江相触候事、

一銀子五枚 大坂屋嘉右衛門

右御止宿被成候付而例之通被遣候事、

三月十五日 三月二十三日晴天

大津発 一今朝辰ノ中刻大津御登駕被成候事、

一銀子貳枚

一金子百疋

草津茶屋佐藤四郎左衛門

草津茶屋 佐藤四郎左衛門

右御通路之中御駕籠被為立御供中二

馳走物差出候付而被遣候事、

一御初尾銀壹両

石山觀音

石山觀音

右例之通為御代參御用心騎馬

就被仰付候、前晚申渡先達而相勤候事、

一今日者御道程近夕候付而御昼休無之事、

一同昼午ノ中刻守山御着、御本陣宇野

守山着

本陣宇野忠右衛門邸

本陣宇野忠右衛門邸

忠右衛門亭被為入被遊御止宿候、依之亭主方

一種差上及披露候事、

一今晚夕御膳之節毛利宇右衛門・桂主殿・

内藤与三右衛門并医師被召出、御相伴二而

御料理被下候事、

但、右之通今晚御相伴二被召出候儀

大坂之格を以於伏見御相伴二被召

出筈候処、十九日・廿日兩日共御日

並付而不被召出、其節之御沙汰を以

今晚被召出候事、

万渡御祓熨斗壹箱

村山若狭主

村山若狭主

手代 弓場文右衛門

右伺御機嫌為秀手代を以当駅へ差上之

及披露候、左候而為御初尾金貳百疋御神納

被成候故、同時文右衛門へ申聞せ候事、

弓場文右衛門 一金子百疋

弓場文右衛門

扇子

右同断付而扇子壹箱差上御受納被成候、

依之被对苦勞被遣之候故申聞せ罷下候、

尤御旅中之儀二付而前々之通御料理をハ

不被下候事、

但、若狭儀罷出筈候処、當時之義付而

被差留候故、手代を以差上候事、

野須川

守山八丁程

野須川

但、陸渡りにて水有之時ハ川越

入候事、

横関川

守山式り半程

横関川

但、船橋有之、荷付馬川渡り候事、

守山六リ程

愛知川

但、仮橋有之事、

愛知川

高宮川 守山より入り程宿入口  
高宮川

但、水浅ク陸渡りニて小キ土橋も有之事  
右明日川々有之付而及其沙汰、中村丹下・  
山名惣右衛門為見合被差出候故、今晚申渡先  
達而罷越候、尤惣右衛門へハ足輕之者付被  
差出候事、

小刀屋嘉兵衛  
一銀子貳両 小刀や 嘉兵衛

右当駅罷出候付而御沙汰之上於干時被遣  
候事、

一銀子五枚 宇野忠右衛門

右御止宿被成候付而例之通被遣候事、

三月十四日

三月廿四日晴天 昼九半時分より  
雨少降

守山発 一今朝辰ノ中刻守山御発駕被成候事、

野須川 一野須川御越被成候付而中村丹下為見合被

差出候処、此間天氣能水浅ク第一小キ

板橋 板橋有之不及見合候、尤乘懸駄荷等川

を渡り候、天氣悪敷時分者川越等入候へ共

今日者不及其沙汰候事、

横関川 一横関川御越被成候付而中村丹下罷越見

舟橋 合仕候へ共、舟橋有之付而不及見合候 尤水

無之付而川をも渡候事、

武佐着 一同昼武佐御着、御本陣下川七左衛門

本陣下川七左衛門邸 亭被為入被遊御休候、依之亭主方一種  
差上及披露候事、

一銀子三枚 下川七左衛門

右御昼休被成候付而例之通被遣候事、

一銀子壹両充

年寄

忠左衛門

庄屋

嘉兵衛

横関川

右朽木和泉守殿御領内横関川江為  
(備知山藩主朽木文通) 嘉兵衛

見合罷出候付而被遣候事、

愛知川 一愛知川・高宮川御越被成候付而南方又八郎・

高宮川

中村丹下先達而罷越候へ共、孰も水浅ク

見合等二不及候故、足輕之者老人充残置

土橋

罷通り候、尤両川共小キ土橋有之候事、

但、両川江所之者為御馳走人足

差出候へ共被遣物不及沙汰候事、

彦根藩領の者へ下賜 一銀子壹両充

愛知川横目

次郎左衛門

小畑村横目

三右衛門

中村之横目

市郎兵衛

柳瀬村横目

徳右衛門

右彦根御領候而罷出川見合等仕候故  
被遣候事、

彦根藩士へ  
下賜 一金子百疋充

彦根御家来  
佐藤与市  
樋口小野右衛門

右愛知川人馬所へ罷出見合等仕候付而  
被遣候事、

一銀子壹両充

同断  
先払式人

右愛知川方沓懸村迄罷出御先払  
仕候故被遣候事、

一銀子壹両充

同断  
先払式人

右沓懸村方出町村迄御先払仕候付而  
被遣候事、

一金子百疋

同断  
杉立重兵衛

右沓懸村へ見合為旁罷出候付而被遣候事、

一金子百疋充

同断  
園川只兵衛  
堀 治太夫  
松本只右衛門  
上田 紋兵衛

右彦根御領境方高宮御本陣迄  
御案内仕候付而被遣候事、

一銀子三兩

愛知川御本陣  
西沢神右衛門

右御通路之節御道筋へ罷出候付而被遣候事、  
一金子百疋充

彦根御家来  
田辺藤右衛門  
原 宮内

右高宮川為見合被差出候付而被遣候事、  
一銀子壹両充

同断  
先払式人

右出町村方高宮迄御先払仕候付而  
被遣候事、

高宮着  
一同晩申ノ刻高宮御着、御本陣北川  
本陣北川四  
郎右衛門邸  
四郎右衛門亭被為入被遊御止宿候、依之  
亭主方一種差上及披露候事、

活鯉  
一活鯉壹桶

松尾茶  
一松尾茶壹箱  
彦根藩より  
使者口上  
彦根藩より  
御使者  
井伊掃部頭殿方

右御口上、今度為御參勤御堅固  
被成御旅行珍重存候、今日者爰元  
御着之通及承候、依之為御見廻使者

を以目録之通致進上候との御事、

右之通彦根方以御使者被差越御口上

御奏者番承之、記録所役達

御聞候、左候而於御座之間老中列座

之上御使者被召出之御目見被仰付、

披露記録所役、則御直答被仰入候事、

但、式台迄退座之上老中罷出

相對及挨拶候事、

(14)

一金子五百足 高橋新五左衛門

右被対苦勞拜領就被仰付候、於式台

記録所役申聞せ及退去候事、

川鱒・鮒・  
鮒・蕨・独  
活・慈姑

一生肴一折 川鱒(鮒)・はす魚・鮒

一野菜物一折 わらひ(蕨)・うと(独活)・くわい(慈姑)

井伊掃部頭殿方

右御止宿被成候付而為御仕入御本陣江

被差出置候付而、本陣方差出及披露候事、

一生肴一折充

桂 主殿

内藤与三右衛門

右掃部頭殿方御仕入肴之内拜領就

被仰付候、孰も御本陣居合之時分、

主殿へハ御手廻頭を以被成御意、与三右衛門へハ

(15)

奥番頭を以被成御意拜領被仰付候事、

但、御到来肴沢山二付而拜領被

仰付候事、

蘇鉄 一蘇鉄 一曲物

粕漬匏 一粕漬匏 一器

彦根藩主への  
使者口上

井伊掃部守殿へ

御使者

大和嘉七郎

右御口上、

公方様・大納言様益御機嫌能

被成御座恐悦至極奉存候、次御自分様

弥御堅固可為御在城珍重存候、拙者

義為參勤致旅行、昨日高宮之

駅致止宿候、依之為御見廻使者を以

得御意候付、目録之通致進覽候

(16)

との御事、

但、取次へ演説被仰付候、昨晩者

夜二懸り候付而、今朝相勤候様二申

付候との事、

右当駅御着、早速以御使者被仰入管候

処、及晩景候付而夜二懸り候故被差控

翌朝御使者勤被仰付候事、

一金子貳百足

彦根御家来

角田弥兵衛

一 金子百疋充

同断

野田梶左衛門

芳賀小兵衛

西村紋左衛門

一 銀子壹両充

(17)

同断

足輕拾四人

右高宮之馭為火之廻り被差出之候付而

被遣候事、

一 御初尾金百疋

多賀大明神

多賀大社

右御旅行之中、明日為御代参祖式

又右衛門就被仰付候、今晚申渡先達而

罷越相勤候事、

一 銀子五枚

北川四郎右衛門

右御止宿被成候付而例之通被遣候事、

一 明朝七半時之御供揃二而御発駕被成候故、

其段御供中江相勤候事、

大堀川

高宮方鳥居本之宿之間

垂井川

垂井ト大垣との間垂井出口

(18)

右明日大垣迄之間、右之通川有之付而

見合旁今夕及沙汰候事、

三月十五

三月廿五日雨天

朝之内陰天

高宮発

一 今朝寅ノ中刻高宮御発駕被成候事、

一 金子五百疋

摺針峠茶屋

摺針峠茶屋田中九郎左衛門

田中九郎左衛門

右御通路之中御駕籠被為立、御駕籠

廻りへ馳走物差出候付而被遣候事、

醒ヶ井着

一同昼醒井御着、御本陣松井新介亭

本陣松井新介

被為入被遊御昼候、依之亭主方一種差

上及披露候事、

一 銀子三枚

松井新介

右御昼休被成候付而、例之通被遣候事、

(19)

郡山藩主より使者

天和郡山藩主柳沢重忠松平甲斐守殿方御使者

秋山彦八

右当馭領分付而御見廻、且又何そ御用等

御座候ハ、被仰付候様ニとの義ニ而、醒井御休江

被差越御返答被仰入候事、

一 金子百疋

役人

一 銀子壹両充

小西笹右衛門

年寄・庄や四人

右大堀川江見合為旁罷出候付而被遣候事、

一 銀壹両充

彦根御家来

梅野吉兵衛

葛卷丹右衛門

但、宮高方鳥井本迄御先払仕候事、

(180) 一金子百疋充

同断目付役  
池 八右衛門

小堀重左衛門  
同馬方  
村瀬弥二右衛門

但、鳥居本宿迄見合為旁罷出候  
付而被遣候事、

一銀子壹兩充

同人馬見合  
堀部軍右衛門

松井儀左衛門  
上野折右衛門

但、番場之宿被差出候付而被遣候事、

一金子百疋充

同目付役  
仲 治兵衛

四宮文五郎

一銀壹兩充

同先私  
堀口重兵衛

徳田利左衛門  
春沼儀左衛門

田辺伴七  
岩梅三太夫

但、鳥居本方御領境入河原迄  
罷出候付而被遣候事、

右之通諸所へ就被差出候被遣候事、

垂井川

一垂井川御越被成候得共水無之不及見合候  
尤足輕之者差越見分仕候事、

一金子百疋充

同断柏原  
高部辰右衛門  
同今津  
伊藤五郎兵衛

(182) 右柏原・今津御通路之節見合為旁  
罷出候付而被遣候事、

一銀子三兩充

鳥居本御本陣  
寺村庄兵衛  
番馬御本陣(番馬)  
市川七右衛門  
柏原御本陣  
南部辰右衛門  
居合御本陣(今須之)

今須本陣  
伊藤五郎次  
関原御本陣  
古山兵吉  
垂井御本陣  
井上伝右衛門

右御通路之中宿々江罷出被遣事、

大垣着  
本陣沼波吉  
助郎

一同晚未ノ中刻大垣御着、御本陣沼波  
吉助亭被為入被遊御止宿候、依之亭主方

一種差上及披露候事、

一金子三百疋

(183) 美濃大垣藩吉田氏英  
戸田徳次郎殿方  
当所町奉行  
上田儀左衛門

右御本陣江罷出、何ぞ御用等承候様ニと

兼而被仰付置之由間、御奏者番承之記  
録所役相対及挨拶候、左候而右被遣候通  
申聞せ引取候事、

但、宿入口方先払被差出候事、

一金子百疋充

大垣藩士へ  
の下賜

戸田徳次郎殿御家来

子安甚内

竹内彦三

右大垣之駅為人馬役被差出候故被遣事、

戸田徳次郎殿へ

大垣藩主へ  
の使者

御使者

栗屋与一右衛門

右御口上、

(184)

公方様・大納言様益御機嫌能

被成御座恐悦奉存候、次御自分御無異

可有御座珍重存候、拙者儀致参勤候付

今晚御城下致止宿候、依之以使者

得御意候との御事、

右当駅御城下二付而、御着早速御使者を以

被仰入候、尤御在府付而申置候事、

一銀子五枚

沼波吉助

右御止宿被成候付而被遣候事、

沢渡り川 大垣方一り程

洲俣川 洲俣出口

起川 起宿入口

右明日宮之駅之間川有之付而見合旁  
今晚及沙汰候事、

(185)

一明朝七半時之御供揃二而御発駕被成候付

御供中江相触候事、

御供中へ触

一松平兵部大輔様今晚垂井之駅御止宿

(福井藩士松平宗起)

被成候付而、御供中江左之通相触候事、

松平兵部大輔様今晚垂井之駅

御泊二而、明晩清洲迄被成御越之由候

然者此先御泊・御休共若御同宿

之儀可有之哉、尤此御方御泊宿方

御先へ御越被成候儀も可有之候間、御先

人数・御跡人数共二御彼方様御

本陣候所罷通候節、下馬下乗仕

可被罷通候、尤下々之義ハ笠をぬき

罷通り候様堅可被申付候、御小休

御駕籠立候儀も可有之候間、随分

(186)

氣を附可被罷通候、且又川々船

渡等有之節御供人数二入交り

不申やうに、尤船場等二而も込合

不申様銘々被相心得、下々江も入念

可被申付候事、

三月十六日

三月廿六日 雪降 昼時分陰天

大垣発

一今朝寅ノ中刻大垣御発駕被成候事、

沢渡川

一沢渡り川御越被成候付而為見合南方又八郎

被差出候処、水無之不及見合候付而足輕之者

残置罷通り候事、

一同川へ戸田徳次郎殿方見合為差下役人

被差出、御領内先払をも被差出候事、

墨濱川  
起着  
本陣加藤右  
衛門七郎

一洲俣川・起川御越被成候付而山名惣右衛門・

(187)

大和嘉七郎被差出候処二、水無之不及見合候

付而足輕之者残置罷通候事、

一同昼起御着、御本陣加藤右衛門七亭被

為入被遊御休候、依之亭主方一種差上

及披露候事、

一銀子三枚 加藤宇右衛門七

右御昼休被成候付而例之通被遣候事、

一金子貳百疋 同人江

右新宅初而御昼休被成候付而、被成御祝被

遣候事、

一銀子三両充

洲俣御本陣

沢井彦四郎

萩原御本陣

森権左衛門

稲葉御本陣

原所治右衛門

清須本陣

(188)

清須御本陣

林惣兵衛

右御旅行之中宿々江罷出候付被遣候  
事、

一金子百疋充

尾州様御家来

吉田猪兵衛

仲原理左衛門

右奈古屋本町人馬所へ見合為

旁被差出候付而被遣候事、

寫着

一同晚申ノ刻宮御着、御本陣森田

本陣森田八  
郎右衛門邸

八郎右衛門亭被為入被遊御止宿候、依之亭主方

一種差上及披露候事、

名古屋藩主徳川家春

尾張中納言様

御使者

中村丹下

右御口上、

(189)

公方様・大納言様益御機嫌能

被成御座恐悦奉存候、将亦弥御

勇健可被御座珍重奉存候、私儀

今度致参勤候付而今日御城下

通路仕候、依之以使者申上候、此段

御家老中迄宜被仰達被下候様二との

御事、

右奈古屋御通路被成候付而御使者を以被仰入候

依之丹下儀於大垣之駅申渡、先達而

罷越相勤候事、

（名古屋藩士衛川宗卷）

一中納言様方前々当駅へ為見廻御

使者被差越候処ニ、此度者御在府之中

付而御使者不被差越候事、

一御初尾金百疋

(19)

殿様ヨリ

一御初尾金貳百疋

法林院様

養心院様

長寿院様

は、先

御前様

宇多

御奥様

心涼院様

真寿院様

永昌院

右熱田大明神

右当駅御着之上、例之通為御代参粟屋

与一右衛門を以被備御初尾、御銘々様江御

祓熨斗取帰及披露候、左候而

(20)

上々様方江之御祈禱物於江戸令沙汰、

伊勢御祓一同二被進候事、

一伊勢江之御代参内藤新左衛門当駅帰着

御本陣罷出、達御耳、被召出之

御目見被仰付候、尤御祓熨斗取帰差出

及披露候事、

一同断付而、上々様方江之御祓熨斗をも

取帰差出候付而大到来方へ相渡候、尤

被進候儀於江戸令沙汰候事、

一御祓熨斗一折

内藤新左衛門方

右同断付而、自分方差上及披露候事、

一御祓熨斗一折充

毛利宇右衛門

(22)

桂 主殿

内藤与三右衛門

右自分方伊勢江代参申付御祈禱物

取帰候付而差上及披露候、尤宇右衛門義御

先へ旅行仕候付而、披露状相添差上之、

桂主殿方以奉書申遣候事、

御書院小姓

山崎権左衛門

右馬場先御前様御病氣御滞被成候通

江戸方御注進仕、於中国路相達候付而、

御聞懸早速為御見廻江戸被差上せ候処

相勤、今晚当駅へ帰着、御本陣罷出候故

桂主殿令相對候、左候而達御聞、御返答  
旁記録所役及御耳候事、

一 銀子五枚 森田八郎右衛門

(18)

右御止宿被成候付而例之通被遣候事、

飛脚宿新兵衛  
一 金子貳百疋 飛脚宿 新兵衛

右御家来之飛脚之者定宿二仕、世話  
之義有之付而前々之格を以被遣候事、

白須賀

一 明後廿八日白須賀之駒御休被成善二付而、  
先達而御閑札被差越候処二、御泊宿へ

二川

程近夕御昼休迄八道程遠夕候故、二川

御休被仰付候、依之御閑札為打替御陸老  
人被差越候故今晚及其沙汰候事、

一 明朝七半時之御供揃二而御登駕被成候付而

御供中江相触候事、

一 片桐石見守殿・黒田甲斐守殿、今晚  
(大和小泉藩主片桐貞起) (筑前秋月藩主黒田長寛)

御供中へ触 鳴海之駒御止宿付而、御供中江左之通

相触候事、

(19)

片桐石見守殿・黒田甲斐守殿

今夕鳴海御泊之由候、此先行衛

被申儀も可有之候条、片付候而行

規能可被罷通候、尤御時宜二八不及

候へ共、馬・駕籠より下り候而可被罷通候

右之趣下々江も手堅可被申付候  
事、

三月十七日

三月廿七日陰天 昼雨少降

宮亮

一 今朝卯ノ上刻宮之駒御登駕被成候事、

一 御初尾銀老両

等寺觀音

等寺觀音

右御通路之中為御代參祖式又右衛門  
被仰付候故、前晚申渡先達而罷越

(20)

相勤候事、

柄本惣兵衛

一 銀子貳両 柄本惣兵衛

右御通路之中例之通草花持參差上

御受納被成被遣候事、

刈谷藩町奉行  
渡辺五右衛門

(三河刈谷藩主浦義理)  
三浦志摩守殿より  
町奉行

渡辺五右衛門

池鯉鮒

右池鯉鮒御通路之節、御途中江御

見廻且又何そ御用等御座候へ、被仰付候様二と

御使者を以被仰越、御返答被仰入候、其外人

馬方役人・先払等被差出候、尤道橋掃

除をも被仰付候事、

大浜茶屋高井  
善兵衛

一 金子百疋 大浜茶屋 高井善兵衛

右彼者宅江御駕籠被為立候付而被遣候、

且又献上物并御駕籠廻り迄馳走

(16)

物一向二被差留候事、

岡崎藩人馬・(三河岡崎藩主水野忠輝)  
先松 一岡崎御通路之節、御城主水野監物殿方

人馬方役人・先松等被差出、市中掃除  
被仰付候事、

岡崎着 一同昼岡崎御着、御本陣磯貝久右衛門

本陣磯貝久

右衛門邸 亭被為入被遊御休候、依之亭主方一種  
差上及披露候事、

一銀子二枚 磯貝久右衛門

右御昼休被成候付而例之通被遣候事、

(二河拳母藩主末多忠史)

一本多兵庫頭様方前々当駅又は池鯉

拳母藩主使者

鮒之駅御休間へ為御見廻拳母方御使者

被差越候処、此度者御使者・御飛脚等二而も

不被差越候事、

(二代藩主綱公女・桑名藩主秋立忠雅室)

一馬場先御前様御病気段々御滞

(17)

被成候通江戸方御注進仕候付而、御見廻之為

御使者未近九左衛門義江戸被差越候故、

今日出足被仰付候事、

松平下総守様

同 飛騨守様

岩姫様

右九左衛門就被差上せ候、御見廻之御口上

被仰入候付而桂主殿申合候事、

益田図書

小幡源兵衛

大多和惣兵衛

年寄三女中

右同断付而九左衛門を以被成御意候付而  
是又主殿申合候事、

(18)

赤坂着 一同晩申ノ下刻赤坂御着、御本陣赤坂

本陣赤坂彦 彦十郎亭被為入被遊御止宿候、依之亭主方

十郎邸

一種差上及披露候事、

新居船割 一明後廿九日荒井御渡海被成候付而、船割

として大和嘉七郎就被差出候、今晚申

渡先達而罷越候事、

天龍川

一同日天龍川御渡被成候付而、為見合中村

丹下被差出候故今晚申渡先達而罷越候事、

(新居)

一荒井御渡海被成候付而、御供中江今晚

左之通相触候事、

明後廿九日荒井御渡海被成候

付而、為船配大和嘉七郎被差出候、

然者御渡海之節御先人数其外

込合申儀候間、御用荷物・自分

(19)

荷物并通馬共可相成程者明

晚舞坂之駅迄可被差越候事、

一明日非番之面々其外荒井之

駅二而御用無之面々之儀、直様

舞坂之駅迄可被相越候、若舞

坂之駅宿無之候ハ、浜松迄越可

被申候、右御用荷物并身柄直様

追越候儀旁治定難相成儀も

有之候ハ、支配方請口等承合可相

成程ハ随分追越可被申候事、

一兼而明日白須賀御休之管候処二、

二川之本陣普請成就二付而、

御休被仰付被下様ニと段々相願候

趣有之候、依之明日二川之駅御休

(20)

相成候条、御昼休御用有之面々

右之通可被相心得候事、

一銀子五枚 赤坂彦十郎

右御止宿被成候付而例通被遣候事、

三月十八日

三月廿八日晴天

赤坂翁 一今朝卯ノ中刻赤坂御登駕被成候事、

吉田本陣清須 一銀子貳枚

吉田本陣 吉田御本陣

清須屋与右衛門

右彼者居宅旧臘出火之節類焼仕候付而

願之訊有之御沙汰之上被遣候事、

二川着 一 同昼二川御着、御本陣後藤五左衛門亭

本陣後藤五左衛門邸 被為入被遊御休候、依之亭主方一種差上

及披露候事、

一銀子三枚 後藤五左衛門

右御昼休被成候付而例之通被遣候事、

一金子貳百疋 同人江

右類焼已後新宅初而被遊御昼休候付、

被成御祝各別二被遣候事、

大村庄左衛門 一銀子貳枚 大村庄左衛門

右彼者所へ被遊御昼休管付而先達而

御閑札被遣候処、前後道程之御沙汰

を以、二川之駅御休被仰付候、依之急ニ御閑札

打替被仰付候故、造作之廉も有之付而被遣候

事、

新居着 一同晚未ノ中刻荒井御着、御本陣引田

本陣引田八郎 八郎右衛門亭被為入被遊御止宿候、依之亭主方

右衛門邸 一種差上及披露候事、

一鳥目老貫文充

(21)

(桑名藩主松平忠雅 松平下総守様江

飛脚式人

右御前様御病氣被成御滞、廿三日・廿四日

別而御勝不被成之由、為御知せ以御飛札被仰  
越当駅へ相達、御返書被成飛脚被差戻候、  
依之右之通被遣候事、

御使者御小姓  
竹田弥左衛門

右馬場先御前様御病氣御養生

御叶不被成、去ル廿五日夜中御逝去被成候

通益田図書方御注進仕候付而、御悔之為

御使者江戸就被差上せ候、今晚被仰渡

早速出足被仰付候事、

松平下総守様  
（松平権左衛門・忠雅五男・直存）

同 飛騨守様

妙薫院様

岩姫様  
（殿後宮板倉主・忠雅五男・直存）

井伊伊賀守殿  
（全官退）

長寿院様  
（宇多川）

御奥様  
（百太郎女・宗広姉）

心涼院様  
（百太郎）

法林院様

但、法林院様へハ為御悔此者被差

上せ候故被仰進候との御口上計、

右同断付而、為御悔弥左衛門被差上せ候付、御口上

旁桂主殿申合候事、

益田図書

小幡源兵衛

大多和惣兵衛

年寄女中三人

右同断付而弥左衛門被差上せ候故、被成

御意候付而主殿申合候事、

江戸方遠近

山崎治右衛門

右馬場先御前様御病氣御大切

為御注進益田図書方右之者を以御

注進申上之、治右衛門義廿五日江戸出足申

付、今晚当駅着仕御本陣罷出、老中

相對口上旁承之及御耳候、左候而彼

者義御留守番手相勤交代之者付而

直様御国被差下候事、

大井川川割

一明後晦日大井川御越被成候付而、為川割

中村丹下就被差出候、今晚申渡先達而

御供中へ触

左之通相触候事、

明朝七半時之御供揃二而御発駕

被成候付而、御渡海之節込相申儀候間、

昨夜も相触候通非番之面々并御

用荷物・自分荷物共ニ随分遂

(ママ・浜松)

吟味、可相成者今晚舞坂・松松

之間へ可被差越候、明日者松平

(福井藩主松平定頼)

兵部大輔様ニも御渡海被成義ニ付而、

船場別而込相可申候間可有其

心得候事、

一当駅船場ニ而乗船之節、海江はいり候

義堅御制禁之事候間、其段

下々江も手堅可被申付候事、

(206)

一明朝御関所明不申内、木戸

際江人数荷物等寄せ懸可被申

間敷候、自分へ宿之内ニ用意

仕置、大和嘉七郎方一左右有之

木戸辺之宿へ順々可被罷越候、

尤御本陣方西ニ有之宿之儀者

猶以嘉七郎方一左右之上可被差越候、

且又御関所前ニ而行規能様ニ

下々江も手堅可被申付候、扱又御借

船之事候間、荷物積込候義申合

御為能様積込可被申付候、此段下々江

重畳可被申付候事、

一明後晦日大井川御越被成候付而、

御供中其外荷物等ニ迄

(207)

金谷之駅宿はつれニ而参懸り

見分を以川札相渡管候間、さ様可

被相心得候、尤行懸り之事候へ者

札渡場込相不申候様ニ下々江も

可被申付候、前々川札請取候節、緩怠

成儀共有之不心得之面々も有之

様ニ相聞候間、其段能々相心得

下々江も重畳可被申付候事、

馬場先御前様  
御逝つき御  
供中へ触

一馬場先御前様御逝去之御到来有之

付而御供中江左之通相触候事、

馬場先御前様御不例之処ニ、

去廿五日夜中御逝去之通御到

来有之付而、来月四日迄御供中

相慎旅行仕候様ニ被仰付候条、面々

(208)

其心得ニ而末々又者ニ至迄高声

等不仕候様ニ堅方可被申付候事、

三月二十日

三月廿九日晴天

(新居)

新居発

一今朝卯ノ中刻荒井被成御発駕、天氣

浜名湖渡海

能被遊御渡海候事、

(新居) 一荒井御船舟・添船等為御馳走前々之通  
(三河吉田藩主松平實訓)  
松平豊後守殿方被差出御召被成御渡候、

尤船頭・肝煎等守護罷出候故、御乗船之節於御船場及披露候、其外番所役人

下座任御挨拶被仰付候、被遺物等之義船割より令沙汰候事、

但、老中乗船組付之屋形川割方  
借置候其外之儀者借舟仕候事、

浜松着  
本陣梅屋市  
左衛門邸

(20) 一同昼浜松御着、御本陣梅屋市左衛門亭被為入被遊御休候、依之亭主方一種差上之及披露候事、

一当所御城主松平豊後守殿方御使者勤無之付而、此御方方も御使者等被差控候事、

江戸より遠近  
津森清兵衛

右馬場先御前様御逝去之為注進

益田図書方彼者を以申越、去ル廿六日

江戸出足、今昼当御休へ着仕、御本陣罷出

老中相对仕達御耳候、左候而彼者義

御留主番手相勤交代之者二付而、直様御国被差下候事、

秋葉山

一御初尾金五百疋 秋葉山

右火除之札御請させ被成候付而浜松本陣江

(21) .....

御頼せ被成候、依之為御初尾御神納被成候故  
本陣江相渡候事、

一銀子三枚 梅屋市左衛門

右御昼休被成候付而例之通被遣候事、

天竜川 一天龍川御越被成候付而先達而中村丹下

被差出候、依之川役人等江之被遺物丹下方令沙汰候事、

長森茶屋高羽  
屋新左衛門

一銀子壹枚

長森茶屋  
高羽屋新左衛門

一金子百疋

右御通路之中御駕籠被為立、御菓子

簞等差上并御駕籠廻りへ馳走物

差出候付而被遣候事、

中和泉花作方  
青井沢与右衛門

一銀子貳両

中和泉花作方  
青井沢与右衛門

右例之通草花持参罷出、御受納

(21) .....  
被成被遣候事、

袋井着  
本陣田代八郎左衛門邸

一同晚袋井御着、御本陣田代八郎左衛門亭

被為入被遊御止宿候、依之亭主方一種差

上之及披露候事、

桑名藩主より使者

松平下総守様方

御使者大小姓

斎藤清九郎

右御前様御逝去之為御知せ江戸方

御使者を以被仰越、見付辺於御途中相

達候付而達御聞、御泊之駟程近候間、  
袋井之駟へ罷越候様二と挨拶被仰付、  
御跡方当駟罷越御本陣江罷出候付而、  
御奏者番出會御口上承之、記録所役  
達御聞、於御座敷老中列座  
有之、御使者被召出御目見被仰付、

(212)

披露記録所役、則御直答被仰入  
候事、

齊藤清九郎 一銀子三枚 齊藤清九郎

右被对苦勞拜領就被仰付候於式台  
記録所役申聞せ候事、

但、右御使者下宿被仰付、挨拶

為人中村丹下被差出候故、丹下

下宿江罷越同道二而御本陣

罷出候、尤於下宿二使者へ壹汁

五菜、供之侍分へ壹汁三菜、其

已下壹汁式菜之御料理被遣候、

依之下宿へ御台所方役人

差越及沙汰候事、

一銀子五枚 田代八郎左衛門

(213)

右御止宿被成候付而例之通被遣候事、

一明朝七半時之御供揃二而御登駕

御供中へ触  
被成并大井川之儀付而左之趣御供中江  
相触候事、

明日大井川御渡被成候付而、前々之通

行懸り川札相渡筈候、込相

申付而、金谷之駟宿末二而

三ヶ所二分り、札渡所二張紙

差出置候間、右之分り見合札

請取可被申候、尤此間相触候通、

下々至迄不心得成義共不仕候

様二重置可被申付候事、

一御備之内江札相渡候節、前々込相申

付而、此度者行懸り次第相渡筈候

間、御先備方順々乱二無之様札請

取可被申候事、

(214)

三月晦日

三月晦日 雨天朝之内陰天

袋井発

一今朝卯ノ上刻袋井被成御登駕候事、

掛川藩町奉行  
牧野惣太夫

遠江掛川藩末笠原長應  
小笠原老岐守殿方

町奉行

牧野惣太夫

右懸川御通路之節、御途中江御見廻

為旁以御使者被仰越御返答被仰入候、

尤兼而江戸方被仰越之由候、且又市中

見合之役人被差出掃除等被仰付候事、

菊川鍛冶五  
一 銀子貳匁

菊川鍛冶  
五条清次郎

右矢根持参例之通罷出被遣候、矢根

御受納不被成候事、

(25)

金谷着  
本陣佐塚左  
次右衛門邸  
一同昼金谷御着、御本陣佐塚左次右衛門  
亭被為入被遊御休候、依之亭主方一種  
差上及披露候事、

一 銀子三枚 佐塚左次右衛門

右御昼休被成候付而被遣候事、

大井川渡河  
一 雨天ニ候得共大井川無御障御越被成候

尤見合為旁中村丹下被差出川役人

等江之被遺物令沙汰候事、

鍛冶員助

一 銀子三匁

島田  
鍛冶員助

右例之通罷出候故被遣候事、

田中藩主よ  
り家来差出

一 藤枝御城主本多伯耆守殿方島田之

(駿河田中藩主本多正珍)

駅方御領分諸所へ御家来被差出之

見合辱仕候付而、其駄く二而及披露候事、

瀬戸川  
一 雨天付而瀬戸川少々水増候故、先達而

(26)

足輕之者差越見合申付候事、

岡部着  
本陣二刀清  
左衛門邸

一同晩申ノ下刻岡部御着、御本陣

二刀清左衛門亭被為入被遊御止宿候、依之

亭主方一種差上及披露候事、

一 於当駅本多伯耆守殿方人馬方役人・

先私之足輕等被差出候事、

安倍川

一 明日阿部川御越被成候付而、見合為旁

大和嘉七郎被差出候故、今晚申渡先

達而罷越候事、

興津川

一 明日沖津川御越被成候付而、為見合御目付

南方又八郎被差出候故、今晚申渡先

達而罷越候、尤足輕之者被付遣候事、

一 銀子五枚 二刀清左衛門

右御止宿被成候付而例之通被遣候事、

(27)

御供中へ触 一 明朝七半時之御供揃二而御発駕

被成候付而御供中江相触候、且又尾張

中納言様御旅行二付而左之趣をも触候事、

尾張中納言様明朝方御登被成候

付而、追々御備之遠近承合行懸り

不申様ニ、前方方脇道又は往還

筋之家江成共除被申、尤御用

荷物・自分荷物・駄荷等ニ至迄、御

彼方様御備御人数等ニ少も不

相支やうに片付置せ、御通り切被成候

已後可被罷通候、若又除場無之

所二而急ニ御備参懸り候ハ、惣下

座仕等をぬき謹而控居可被申候、  
此段下々江も手堅可被申付候、

(218)

尤人足又は宿々やとひの者たり

とも重畳念を入可被申付候、可相

成程者自分く荷物等迄も除

被申候義肝要候事、

一尾張様明朝日蒲原之駅御昼休

之由相聞候条、御立不被成内此御方

御先人数彼駅参込候ハ、御彼方様

御関札之外町屋などニ控居御通り

已後面々之宿々江越着可被申候

事、

四月一日

四月朔日 晴天

岡部

一今朝卯ノ刻岡部御発駕被成候事、

宇津谷・石川忠左衛門

宇津谷  
石川忠左衛門

(219)

右宇津谷御通路之中杳持参罷出

御受納被成被遣候事、

(安備)

安倍川渡河 一天気能阿部川無御障御越被成候事、

一銀子貳枚

茶屋

茶屋破風屋 一金子三百足 破風屋六兵衛

六兵衛

右御通路之中御駕籠被立差上物仕

并御供中江も馳走物差出候付而被遣  
候事、

駿府城代への  
使者口上

駿府御城代(勝淳)  
板倉下野守殿

右御口上、

公方様・大納言様益御機嫌能

被成御座御同意奉恐悦候、次御自分様

弥御無異可有御座珍重存候、拙者儀

此度為参勤当所罷通り候、依之

(220)

以使者申入候との御事、

駿府町奉行  
松浦与次郎

町御奉行(正信)  
松浦与次郎殿

但、此度者御出役無之付而不及御勤候事、

右府中之駅御通路被成候付而、例之通御使者

祖式又八右衛門を以被仰入候、依之又右衛門儀前晚

申渡先達而相勤候事、

一尾張中納言様御下向被成、今晚江尻

(興津)

之駅御止宿被成候、尤殿様冲津御昼

休之内御通り被成候付而相對無之事、

尾張中納言様

御使者

大和嘉七郎

右御口上、御勇健御旅行被成、今晚

江尻之駅御止宿被成之由承知仕

名古屋藩主への  
使者口上

珍重奉存候、私儀為參勤今日此筋

(21)

通路仕候、依之以使者申上候、此段

御家老中迄宜被仰達被下候様二との

御事、

但、御取次へ演説被仰付候、今日当宿

通路之節申付置候通申達候事、

右江尻御着之上、御見廻為旁御使者を以

被仰入候、依之嘉七郎江御使者被仰付候儀

阿部川見合相濟、中納言様江尻御

着之段承合相勤候様二と被仰付候事、

一同昼沖津御着、御本陣市川新左衛門亭

被為入被遊御休候、依之亭主方一種差上

及披露候事、

但、江尻之馭御昼休被成筈二付而

先達而御関札被差越候処二、

(22)

尾張様被成御止宿候付而追日

御関札打替被仰付、興津之馭

御休被成候事、

一銀子三枚 市川新左衛門

右御昼休被成候付而例之通被遣候事、

一沖津川水少々有之処二仮橋有之被成

御渡り候、尤荷付馬之儀者川渡り候付

興津川  
仮橋

南方又八郎被差出令沙汰候事、

井原川

鳩打川

由井川

一井原川・鳩打川・由井川水少充有之

付而不及見合候、尤足輕之者差越見分

申付候事、

薩埵茶屋

薩埵茶屋

片嶋勘兵衛

一金子三百疋

片嶋勘兵衛

右御通路之中御駕籠被為立差上物

仕并御駕籠廻りへ馳走物差出候付而

(23)

被遣候事、

薩埵海士

薩埵

一銀子壹両充

海士貳人

右例之通罷出鮑差上候付而被遣候事、

一同晚申ノ中刻蒲原御着、御本陣

瀧縫殿右衛門亭被為入被遊御昼休候、依之

亭主方一種差上及披露候事、

一明日富士川御越被成候付而、見合為旁

中村丹下就被差出候、今晚申渡先達而

罷越候事、

御供中へ触 一明朝五時之御供揃二而御発駕被成候付而

御供中江相触候、且又松平信濃守様

御下向付而左之趣相触候事、

松平信濃守様御下向付而明日

原宿御休之由候、然者御先御跡

(24)

人数共二御途中二而行逢可被

申候、右之節惣下座被仰付候、勿論

御本陣之前二而も下馬下乗仕、笠

をぬき可被罷通候、此段下々江も

念を入可被申付候事、

一昨晦日大井川無御障御越被成候付而、江戸

上々様方并京・大坂・萩御留主居中江

御知せ、尤養心院様・永昌院様并

吉川左京殿江も御知せ被成候付而飛脚

今夕差越候、且又左京殿江之知せ之儀

家老迄各々以書状申遣候故、同便を以

毛利大藏方迄差越候事、

一銀子五枚 瀧縫殿右衛門

右御止宿被成候付而例之通被遣候事、

四月一日

蒲原翁

四月二日晴天 夜中より雨降

一今朝卯ノ中刻蒲原御翁駕被成候、

尤今日者御道程近夕候付而御昼休無之事、

一金子五百足

茶屋浮島屋  
利右衛門

茶屋

浮島屋利右衛門

右柏原御通路之中御駕籠被為建

差上物仕并御駕籠廻りへ馳走物差

出候付而被遣候事、

一銀子貳枚

原御本陣

渡辺平左衛門

原本陣渡辺  
平左衛門

右原之駈御泊り又は御休等之義前廉

段々申達候訳有之候へ共、御泊・御休共二

無之付而最初方世話仕候故被遣候事、

(佐賀藩主鍋島茂茂)

一松平信濃守様御下向御旅行之中、

(26)

今昼柏原と原宿之間二而御行逢

被成候故、御双方様御時宜有之候、左候而

御彼方様方右御挨拶為旁御途中江

御使者隅五右衛門と申者を以被仰越、御返答

被仰入候事、

沼津着

本陣間宮喜  
右衛門邸

一同晩申ノ刻沼津御着、御本陣間宮

喜右衛門亭被為入被遊御止宿候、依之亭主方

一種差上及披露候事、

定本陣清水  
助左衛門邸

但、定御本陣清水助左衛門亭

被遊御止宿筈候処二、脇坂淡路守殿

(播磨龍野藩主脇坂安興)

御先札御止宿被成候故、脇本陣

御止宿被成候事、

脇坂淡路守殿方

御使者

宮村武兵衛

龍野藩主上  
り使者口上

(27)

右当駈御止宿、御相宿付而御着以後御

見廻為旁御使者を以被仰越御返答被

仰入候、左候而此方方も右御挨拶為旁

龍野藩主へ使  
者口上

御使者を以左之通御口上被仰入候事、

脇坂淡路守殿

御使者  
栗屋与一右衛門

右御口上、

公方様・大納言様益御機嫌能

被成御座恐悦奉存候、将又御自分様

御堅固順々御旅行、今晚当駅御止宿

之由珍重存候、拙者儀も当所致着候、

依之御見廻旁以使者得御意候との

御事、

但、御取次へ演説被仰付候、当所御先

(28)

約付而兼而及御通達候処ニ、御相宿ニ

相成本望存候、右之御挨拶先達而

被申達候へ共、猶又各様迄宜得御意

旨被申付候との御事、

(福井藩主松平宗矩)

松平兵部大輔様方

御使者

榊原助左衛門

右御彼方様、今晚三嶋之駅御止宿被成候

付而先達而御着被成候故、御見廻為旁当

駅江御使者を以被仰越御返答被仰入候、尤

右御挨拶へ御見廻為旁此御方方も御使者

を以三嶋之駅江被仰入候事、

福井藩主よ  
り使者

但、右御使者演説、明日者坂も有之

義御座候故、平生之出足方時刻

を取上ケ罷立筈ニ御座候、此御方様

(29)

御発駕何時共ニ御立可被成候哉

承懸存候、将又明日方江戸迄御泊

之駅承罷帰候様ニと申付候、此段

御知せ可被下候由ニ付而、其段及

御耳御宿之駅々書付被仰付

御渡させ被成候事、

松平兵部大輔様江

御使者

大和嘉七郎

福井藩主へ  
使者口上

右御口上、弥御堅固川々無御障順々

御通路被成、今晚三嶋之駅御止宿

明日者箱根をも御越可被成珍重

存候、拙者儀も相替儀無御座候、

先刻者預御使者度々被入御念候

義忝存候、右御礼為旁以使者

(29)

得御意候との御事、

右之通三嶋之駅へ御使者を以被仰入候事、

沼津定御本陣

一金子式百疋

清水助左衛門

右彼者宅脇坂淡路守殿御止宿被成候間、

沼津本陣清  
水助左衛門

伺御機嫌為旁肴一種持參御本陣江

罷出候付而被遣候、尤肴之義者御受納

不被成候事、

三嶋本陣樋口伝左衛門

一金子貳百疋

三嶋御本陣樋口伝左衛門

右御參勤之御大名方数多明日御通路

被成候付而、三嶋之駈人馬差聞申候通為

注進当駈罷出、肴一種持參仕候付而

被遣候、尤肴御受納被成候事、

伊豆代官齊藤喜六郎

御代官(書房)

齊藤喜六郎殿方

右当駈御宰判所付而為見廻以使者

(23)

一種被差越御返答被仰入候、尤御音物之

義兼而御断之趣御受納不被成候、左候而

使者へ金百疋被遣候付而同時申聞せ候事、

高間喜右衛門

一銀子五枚

宮間喜右衛門

右御止宿被成候付而例之通被遣候事、

一明朝五時之御供揃二而御發駕被成候故

相触候、且又人馬之儀其外御番衆等

之義付而左之通をも及触候事、

三嶋之駈御大名方御通路込相付

繼馬別而御不如意之由二候条、面々

其心得可被仕候事、

一二条御番頭今日小田原御泊明晚

沼津御泊之由候、御彼方御通り之節  
行懸り候ハ、下々至迄相嗜不礼

(24)

等不仕、尤入交り不申様口論等

不致候やうに念を入、下々江も可被

申付候事、

一明後四日箱根御關所御越被成候

付而、早朝御發駕被成二付而御待請

之面々御間合申間敷との儀二付而、

明後四日御待請之面々畑・湯本

之間へ追越止宿可被仕候事、

一御用荷物・自分荷物等之儀ハ右之

所柄人馬不如意可有之候条、小田原

之駈迄差越可被申候、尤小田原之

駈御大名方御泊も可有之候条、御

關札之外御障不相成候様宿々

前後乱二無之様才料之者江申付

(25)

止宿致させ可被申候事、

四月三日

四月三日晴天 夜中雨降

沼津発

一今朝辰ノ中刻沼津御發駕被成候事

三嶋神社

一御初尾金百疋

三嶋明神

右御通路之中為御代參栗屋与一右衛門

被仰付候、依之与一右衛門儀前晚申渡先達而

罷越相勤候事、

三嶋着  
本陣樋口伝  
左衛門邸

一同昼三嶋御着御本陣樋口伝左衛門亭  
被為入被遊御休候、依之亭主方一種差上  
及披露候事、

一銀子三枚 樋口伝左衛門

右御昼休被成候付而例之通被遣候事、

(29)

一銀子貳枚 同人江

右当駅別而人馬不如意候へ共無滞様

致心遣候故、前々之格を以各別ニ被遣候事、

一銀子三匁充

山中獵師

山中獵師

広野助兵衛

藤原七左衛門

望月伝右衛門

右御通路之中例之通獵之物一品持

参罷出候付而被遣候事、

山中

一金子三百疋 宗閑寺

宗閑寺

右御通路之中御駕籠被為立御駕

籠廻り江馳走物差出候付而被遣候事、

一同晚未ノ中刻箱根御着、御本陣川田

角右衛門亭被為入被遊御止宿候、依之

箱根着  
本陣川田角  
右衛門邸

(29)

亭主方一種差上及披露候事、

(備中鴨方藩志池田政倫)

一池田内匠頭様為御参勤被成御旅行、今晚

当駅御止宿御相宿付而、御見廻為旁以

鴨方藩主へ使  
者口上

御使者被仰越御返答被仰入候、左候而此御方  
方も以御使者左之通被仰入候事、

池田内匠頭様

御使者

栗屋与一右衛門

右御口上、御自分様御無異段々御旅行

今晚当駅御着珍重存候、先刻者

早々預御使者入御念儀忝存候、御見廻

旁以使者得御意候との御事、

但、御取次へ演説被仰付候、

大膳大夫殿藤沢之駅迄明日被

罷越筈御座候故、明朝御関所

(29)

明次第早速発足之心得御座候、

其御方様御泊程近之様ニ被承候

間、人数込相不申様先達相越候

様仕度被存候、此段各様迄申達

候様ニと被申付候事、

一明朝御関所御越被成候付而、御届為旁

中村丹下就被差出候、今晚申渡候事、

一明朝七半時之御供揃二而御発駕被成候付而

御供中江相触候事、

一明日佐川御越被成候付而為見合大和嘉七郎

被差出候故、今晚申渡先達而罷越候事、

馬入川

一銀子五枚 川田角右衛門

右御止宿被成候付而例之通被遣候事、

一明日馬入川御越被成候付而為見合南

(27)

又八郎就被差出候、今晚申渡先達而

罷越候、尤足輕之者被付遣候事、

四月四日

四月四日晴天 暮時分る雨天

箱根発

一今朝卯ノ刻箱根御発駕被成候事、

一御関所江中村丹下就被差出候、御先へ

罷越御番所へ相届、殿様御通り被成、

御跡人数迄悉通り切、又々相届罷通候事、

井上扱右衛門

一金子百疋

井上扱右衛門

右御関所下役人二而御用相懸候趣有之付而、

前々之通御関所へ被差出候物頭を令

沙汰遣候事、

畑茶屋茗荷

一銀子弐枚

屋畑右衛門

畑茶屋

一金子百疋

茗荷や畑右衛門

(28)

右御通路之中、御駕籠被為建御側

廻り江馳走物差出候付而被遣候事、

大磯着

一同昼天磯御着、御本陣尾上市右衛門亭

本陣尾上市  
右衛門邸

被為入被遊御休候、依之亭主方一種差上

及披露候事、

尾市右衛門 一銀子三枚 尾上市右衛門

右御昼休被成候付而被遣候事、

一金子百疋充

梅沢茶屋

梅沢茶屋

南湖茶屋

大友屋半四郎

南郷茶屋(舊)

松屋清左衛門

右御通路之中、御駕籠被為立候付而被遣候、

且又御駕籠廻り江馳走物差出候義

被差留候故、何二ても不差出候事、

藤沢着

一同晩夜二入酉ノ中刻藤沢御着、御本陣

本陣蒔田源

蒔田源右衛門亭被為入被遊御止宿候、依之

右衛門邸

亭主方一種差上及披露候事、

江戸御使婦御小姓  
竹田弥左衛門

竹田弥左衛門

右馬場先御前様御逝去之御到来

於荒井之駅被聞召候付而、為御悔使者江戸

被差上せ荒井之駅方被差越候処、相勤

当駅へ帰着仕御返答旁申上候事、

藤沢上人

一藤沢上人方伺御機嫌為旁、御本陣江

使僧を以申越、達御聞、御返答被仰入候

左候而使僧演説為御返礼為御返礼御使者

等被遣不及之由二付而不及其沙汰候事、

一銀子五枚 蒔田源右衛門

右御止宿被成候付而被遣候事、

四月五日

四月五日陰天 朝之内雨天

藤沢発

一今朝辰ノ上刻藤沢御発駕被成候事、

医師中所良  
仙・田北順仙

醫師  
中所良仙

田北順仙

右御留主番手相勤交代被仰付罷下候故、

当馱着昨晚相届候付而今朝被召出之、

御発駕之節式台於上之間御通懸之

御目見被仰付候事、

新宿着  
本陣苅部清  
兵衛邸

一同昼新宿御着、御本陣苅部清兵衛

亭被為入被遊御昼休候、依之亭主方

一種差上及披露候事、

一銀子三枚 苅部清兵衛

右御昼休被成候付而例之通被遣候事、

(30) (川崎)

川崎着  
本陣田中兵  
庫邸

一同晚未ノ中刻河崎御着、御本陣

田中兵庫亭被為入被遊御止宿候、依之

亭主方一種差上及披露候事、

一毛利宇右衛門儀、一宿二宿充御先へ旅行

仕候処二、於当馱御待請仕御本陣罷出

被召出御目見被仰付候事、

公儀人井上  
半右衛門

公儀人

井上半右衛門

右御用有之、当馱罷出候様ニと御途中方

申遣候故彼者罷出、達御聞、被召出之

御目見被仰付、披露御手廻頭也、左候而御用

筋旁御直二被聞召候、且又彼者罷出候

付而左之上々様方御伝言被成候事、

法林院様

長寿院様

(31) 宇多川

御奥様

心凉院様

真寿院様

右御見廻旁御口上被仰越記録所役承之、

達御聞、彼者江戸被差戻候節御返

答被仰入候付而、記録所役申合候事、

但、井上半右衛門江前々之通被成御祝

於記録所老汁式菜之御料理被遣之

御菓子・御茶被下候、尤御料理被遣之旨

記録所役申聞せ候、畢而御用埒明

御暇被下早速引取候事、

(32) (明石藩主松平直忠)

一松平左兵衛督様当馱御止宿被成、御相宿候

付而先達而御着被成候、依之御見廻為旁

御使者大和嘉七郎を以左之通被仰入候事、

(33) 明石藩主(使  
者口上)

右御口上、

公方様・大納言様益御機嫌能

被成御座恐悦奉存候、将又御自分様

弥御堅固順々御旅行、今晚当駅

御止宿之由珍重存候、拙者儀も今晚

致御相宿候、依之為御見廻使者を以

得御意候との御事、

明石藩主より使者

一同断付而左兵衛督様方も御見廻為旁

御使者庄林宇右衛門と申者を以被仰越候

付而、御返答被仰入候事、

但、御使者演説下総守様御奥様

御不幸之由承之絶言悟候、此段

宜申候様二と被申付との御事、

〔長府藩主毛利匡敏〕

毛利岩之允様方

〔24〕

御使者

駒田太郎左衛門

但、真寿院様方御伝言被成候事、

〔徳山藩主毛利広豊〕  
毛利但馬守様方

御使者

竹村定右衛門

但、良寿院様方御伝言被成候事、

〔清水藩主毛利政直〕  
毛利讃岐守様方

御使者

高野団右衛門

但、讃岐守様御旅行之中御途中

より被仰越之由候事、

右当駅御着之御悦為旁江戸方御使者

被仰越、孰も御口上御奏者番承之記

録所役達御聞候、左候而於御座敷老中

列座之上御使者老人充被召出之

御目見被仰付、披露記録所役、則御直答

〔25〕

被仰入候、尤真寿院様・良寿院様二ハ

御直答不被仰入、於式台記録所役を以

御返答被仰入候事、

一金子式百疋充

駒田太郎左衛門

竹村定右衛門

高野団右衛門

右被対苦勞拜領被仰付候故、於式台

記録所役申聞せ候事、

江戸御用聞・諸町人出迎

一千鯛一折

三谷三九郎

一熨斗一折充

三谷万太郎

手代  
三谷甚兵衛

同  
三谷文助

春若孫三郎

〔26〕

炭屋惣十郎

町使頭  
五郎左衛門

伊勢屋五郎兵衛

河内屋五郎左衛門

野村屋善治

河内伝兵衛

和泉屋伊右衛門

福田屋孫八

武田門右衛門

木津屋庄左衛門

一御菓子一組 春若又右衛門

一御膳酒一樽 龜屋六左衛門

右江戸御用聞・諸町人当駄罷出

三九郎父子御着之節本陣前並居

(27)

御通懸名披露、残者共宿頭罷出並

居御通懸及披露候、左候而差上物本陣江

持参御帳二付引取候、尤三九郎父子之

義者記録所役相对及挨拶候事、

一毛利讚岐守様為御参勤今晚金川(神奈川)

之駄御止宿被成候付而、前々之通為御見廻

御書を以被仰入候故、飛脚今夕被差越候事、

一明日六郷川御越被成候付而、為川割・宿割

大与物頭三戸勝左衛門被差出候付而今晚

呼出申渡候事、

一明日鈴森方増御供御側小姓一人・大番

六郷川

二人并御陸七人御供被仰付候故今晚及  
其沙汰候、且又御書院小姓之儀ハ当番  
計被召連、非番之義ハ為御待請先達而

(28)

江戸被差越候事、

一御手廻物頭明日兩人共御供被仰付候故、其段

呼出申渡候事、

本所・猿江(将軍吉本 墨田区・江東区)  
一明日公方様本所・猿江辺江(橋徳川宗尹)

御成被成、刑部様河崎辺御成被成候

由江戸方御注進仕候付、夜中九時之御供揃

二て当駄御発駕被成候故、其段御供中江

相触候、尤御成道之儀故荷物其外御

用無之面々今晚方被差越候付而其儀をも

相触候事、

田中兵庫 一銀子五枚 田中兵庫

右御止宿被成候付而例之通被遣候事、

四月六日

四月六日雨天

昼四半時分方  
晴天

(29)

川崎発 一夜中子ノ中刻河崎御発駕被成候事、

六郷川 一六郷川御越被成候付而、為見合三戸勝左衛門被差

出及其沙汰候、尤川肝煎等江之被遣物之儀

勝左衛門方令沙汰候事、

法林院様方

御使者  
羽仁善左衛門

長寿院様方

御使者  
村上又右衛門

宇多川  
御奥様方

御使者  
赤川半兵衛

心涼院様方

御使者  
廻神舎人

右御迎為旁鈴森迄御使者を以被仰越、

御口上孰も記録所役承之達

(20)

御聞、御駕籠被為建壺人充御駕籠

近夕被召呼、御目見御直答被仰入候事、

毛利岩之允様方

御使者  
瀧十郎左衛門

毛利但馬守様方

御使者  
尾越忠七

右同断付而例之通鈴森迄御使者を以

被仰越、御口上御奏者番承之記録所役

達御聞、則同人を以御返答被仰入候、左候而

御通懸御目見被仰付及披露候事、

但、毛利讃岐守様方前々御使者

被差出候処二此度者不被差出候事、

玉泉院

一 玉泉院様方前々品川御屋敷近辺江御使者  
被差出候処、此度者夜深御通路被成候故

(21)

御使者不被差出候事、

一 江戸御用聞・諸町人為御迎品川方

鈴森迄之間御道筋へ罷出候付而、御通り懸

及披露候事、

一同朝卯ノ中刻江府御着、御屋敷へ被為入候

事、

江戸着

一 御着之節、御留守居役益田凶書并御

留守之御目付・御門物頭共二御本門之外

罷出、御屋敷辻番之前江公儀人中并

手子中罷出、孰も御供之内方披露

仕候事、

一 御式台前へ御留守詰之諸士中・御番

医師等至迄罷出並居候付而、都合二而

御奏者番及披露候事、

(22)

一大与頭・表番頭・役人中御式台前罷出

記録所役及披露候事、

一 中国路・東海道御旅行之中、私領之

御城主へ江御使者御音物惣而御馳走

かましき堅御断被成候付而、於江戸公儀人方

其沙汰被仰付候、然とも御使者・役人・先払

被差出道橋掃除等被仰付候御方々

御参府之上御礼等之及沙汰、御使者又ハ

公儀所手紙等を以被仰入候事、

一同断付而御代官所、二而御使者御音物等

之義御断被成候、尤御道筋二而手代等

罷出其駅、二而及披露候、左候而被遣物

小到来方差出被遣候、川々罷出候者之

義者川割方令沙汰候事、

(28)

一 中国路・東海道御泊御休之外宿々

本陣罷出銀子三両充被遣候、且又

御泊宿之本陣江御遣羽織被遣候儀者

近年之通被差止候事、

一 熱田・浅間・鎌倉鶴岡社人等并桑名

二而佐々部茂左衛門前々之通御断被仰入候

諸事御勤方及沙汰候事、

御泊御休附

中国路・東海道御泊御休附

萩

三月五日

山口

佐々並

六日

三田尻

七日

花岡

八日

久芳

高森

(29)

九日 海田

十日 西条

十一日 尾道

十二日 神辺

十三日 河辺

十四日 片上

十五日 鵜

十六日 加古川

十七日 兵庫

十八日 郡山

十九日・廿日 伏見

廿一日 京

廿二日 大津

廿三日 守山

廿四日 高宮

廿五日 大垣

廿六日 宮

廿七日 赤坂

廿八日 荒井

廿日市

本郷

矢懸

藤井

有年

御着

大蔵谷

西ノ宮

武佐

醒井

起

岡崎

二川

廿九日 袋井  
 晦日 岡部  
 四月朔日 蒲原  
 二日 沼津  
 三日 箱根  
 四日 藤沢  
 五日 河崎  
 六日 江戸

新宿 大磯 三島 沖津 金谷 浜松

終

〈附録〉「諸事小々控」より

## 江戸被成御着候事

付、上使并御参勤御礼被仰上候事

①  
中庭

元文二年三月ヨリ三年四月マデ  
江戸  
諸事小々之控  
桂主殿広保役中

②

江戸被成御着候事

付、上使并御参勤御礼被仰上候事

四月六日

江戸藩邸着

一元文二巳年四月六日河崎之駅御発

駕、卯ノ中刻江戸被遊御着候事、

一御着之節御門之外江益田(江戸留守居・問田益田・元方)凶書

③

并御目付罷出、辻番之前江公儀人

中・同之手子中罷出及披露候事、

一御式台前、大組頭見玉三郎右衛門を始

御表方役人中記録所役及披露候事、

毛利岩之允様御家来(長府藩主毛利匡敏)

三吉内蔵

迫田茂右衛門(徳山藩主毛利広豊)

毛利但馬守様御家来

鳥羽衛士

六戸彦左衛門(清水藩主毛利政道)

毛利讃岐守様御家来

渡辺三右衛門

御待請

右御着前方御付置被成候付、御着之  
節御式台前役人之後江罷出並

④

居及披露候、左候而於記録所御料  
理被下之候事、

一為御待請左之御方々御出被成候事、

毛利岩之允様

毛利龜次郎殿

平賀玄張老

同 玄孝老

(本道長・永麴)  
小川玄孝老

山添宗積老

右孰も為御待請早朝方御出、為

御迎御式台迄御出向被成御相對

御挨拶有之候、左候而岩之允様計

御座之間被為呼御相對被成候事、

但、前々ハ御心安御出入之御方々・

⑤

御頼入御先手衆杯為御待請

御出有之候所ニ、今日者

公方様御成付而河崎之駅夜中

御発駕被成、早朝御着府被成候

付而、右之外孰も御待請ニ御出

無之、御着之上追々為御歡御出

有之候事、

諸大名使者

(薩摩藩主島津維豊)  
松平大隈守様御使者

阿多十兵衛

(福井藩主松平宗矩)  
松平兵部大輔様 同

大関新五左衛門

(岡山藩主池田継政)  
松平大炊頭様

御奥様 同

安田彦七

(越前丸岡藩主有馬孝純)  
有馬日向守様 同

福嶋孫大夫

(越前鯖江藩主間部詮左)  
間部若狹守様

同 御奥様 同

金子八左衛門

(越後村上藩主内藤信興)  
内藤紀伊守様 同

岡 善兵衛

(摂津高槻藩主永井貞朝)  
永井飛騨守様 同

中村只右衛門

(備前生坂藩主池田政晴)  
池田丹波守様 同

藤沢九郎兵衛

見樹院様 同

海老名三吉

右為御付使者御着前方被差越、御

(式台カ)

色代靴之間・鷺之間等二差置之、

御筆並を以並居、御通懸御奏者番

披露之、左候而一同二都合にて御直答

被仰入候、尤御着方内御料理被遣候事、

但、右御使者不及名披露、御主人様

御名計遂披露候、依之御着方内

銘々御使者江、各様御名之儀ハ数多

之儀候へ者先達而申聞候故、被致

着候節各様御名を者披露仕

間敷候由、御奏者番を以挨拶被仰

付候事、

白河藩留守居

(陸奥白河藩主松平明矩)  
松平大和守様御留守居

赤目田伝左衛門

右御付使者可被成候処ニ、被任御断

被差控候由候、依之相窺御機嫌御

在所江申遣候由にて罷出、御奏者番

相对及び罷帰候事、

坊主衆等御一御城坊主衆御出入之者共医師・役者

待請 等前々為御待請御着前方罷出、

相之間於廊下御通懸之

御目見被仰付候処ニ、今日者はやく

御着府被遊候付而孰も不罷出候、尤

罷出候者之儀者例之通

御通懸之御目見被仰付、左候而

御料理をも被遣候事、

一御座之間被為入御着座之上、(江戸加判・阿川毛利・広徳)毛利  
宇右衛門・桂主殿(當役・広保)御手廻頭・元慶  
有之、御留守居益田図書被召出之

⑨

御目見披露御手廻頭也、左候而  
白木三方七種之御菓子図書(益田)

持出差上之、御前被為取御手目

宇右衛門・主殿・与三右衛門江被下之、夫より

図書江も被遣之、則御三方図書引之、

宇右衛門・図書退去、主殿・与三右衛門計

列座有之、御供之記録所役・奥番頭・

御直目付迄被召出之

御目見、披露御手廻頭也、桂主殿

御取合申上候事、

一右畢而於御座之間二汁五菜外二

御香物、尤上々様方被進候御肴

御菜数之外御料理被仰付被召上、

為御相伴毛利宇右衛門・桂主殿・益田

⑩

図書・内藤与三右衛門并医師被召出之、

いづれも御意之旨御手廻頭

申聞候事、

但、御俟約之中御三献之御規式無之、

御料理之御菜数をも被減候事、

一於御次乃美藏人・記録所役・奥番頭・

御直目付并当番之御配膳役・御目付

迄二汁二菜之御料理残被下、孰も

御意御手廻頭申聞候、且又御配膳

役・御目付江者奥番頭申聞候事、

(五代松藩毛利吉元室)

法林院様江

御使者

田北太右衛門

法林院へ使者

右御着早速御見廻為旁御使者

御小姓を以被仰進候事、

⑪

一御初尾銀壹両

御中屋敷

稻荷

御代参

重留三郎左衛門

中屋敷稲荷  
社代参

右御着早速為御代参如例

御小姓を以被相備候事、

一御着早速為御届、御老中方・同

御嫡子方・若御年寄中江如例御

使者御留守居を以被仰入候事、

一御膳已後四時之御供揃ニて御老中方

不残御自身被成御出候而、孰も

被仰置御帰被成候、左候而直様御中

屋敷被為入

法林院様御对面被成、御三献

有之候、尤

(毛利吉元女・長府毛利御就室)

心涼院様ニも被為入候付、御不事

被成御帰被遊候事、

但、右御供御平生之通袴羽織

着被召連候事、

付り

上使并御參勤御礼被仰上候事

一御参府為

(忠良)

四月九日

上使

者中本多忠良

上使四月九日御老中本多中務大輔様

御出被成候由、御城方御走りを以

13

御知せ有之候事、

一今日八時過中務大輔様御出被成候付

(地幅)

殿様為御迎御門地福之外迄御

(備前生坂藩主池田政晴)

出向被成候、池田丹波守様御式台前

栗石中程江御往来共ニ被成御出、御

(勝郷)

先手細井左二右衛門殿・大嶋織部殿御

(義彦)

式台横薄縁江御出有之、御門

地福之外ニて御時宜相有之、

殿様御先立ニて大廊下通り相之

間江 大書院御普請 御通り、於同所

成就不仕候付

上意有之候而、白木御三方御熨斗

殿様御持出被成、

上使被為取、則御三方

殿様御取下り被成候、左候而

14

上使少シ御居直り被成御料理 二汁七菜

外御香物

御用意被仰付候故、御膳二之間

未迄御通ひ持出構居、御取持衆を以

御挨拶被成候処ニ御断ニ付引之、

御茶被差出候へ共不被召上、中務大輔様

最前之御席江御居直り被成、

殿様御出被成御請被仰上、さつそく

御立被成候付、御迎之通御門地福

之外迄御先立被成御送り候、池田

丹波守様・細井左二右衛門殿・大嶋織部殿

ニも最前之通御出被成候、尤雨天

付而上使御双方様御手筈被成

御差候事、

一上使御往来共ニ毛利宇右衛門・桂主殿

14

益田凶書儀者御門之外江罷出候、尤

公儀人・御目付・御門物頭之儀も御門

外罷出並居、内藤与三右衛門・乃美藏人

儀者御側近控居、大組頭・御直

目付・御裏年寄を始御役人中  
之義者御式台前左右之栗石  
罷出並居候事、

但、末家方御家老、御留守居之御  
役人通り之後江罷出並居候事、

一上々様方并御末家方・其外御三家様  
方を始諸御役人等迄御使者を以被仰  
入候、尤右之外御一門様方・御知音之  
御大名方江者御留守居手紙勤被  
仰付候事、

毛利岩之允様御家来

西 凶書

駒田太郎左衛門

毛利但馬守様御家来

鳥羽衛士

六戸彦左衛門

毛利讚岐守様御家来

長沼孝右衛門

高野団右衛門

右上使之御物音有之早速罷出

詰居候付而、於記録所御料理被遣候

左候而御勤二御出被成候節、於鷺之間

御通懸御目見被仰付披露御

奏者番相勤候事、

四月十二日

(16)

老中松平乗色  
一四月十二日、御用番松平左近將監様方

小島重治

御使者小島重治を以御連名之御奉書  
老通御持せ被成渡置候、早速御請之  
御書左近將監様江御使者御手廻物頭  
大和嘉七郎を以御持せ被成候事、

但、御奉書者御直書二納ル、

一右御奉書御到来候段

上々様方江為御知御付り迄宇右衛門・  
主殿・凶書方以手紙申遣候、尤常々  
御心安御出入之御方々江も老中又者  
記録所役方以手紙御知せ仕候事、

一明朝御登城候節、毛利但馬守様

御同道可被成候、尤御彼方様二も御登

城御礼被仰上ニて可有之候、明朝

(17)

六半時此御方迄御出被成候様二と御  
使者を以被仰入候事

御参勤御礼御進物

一御太刀一腰

一御馬代白銀三十枚

一縮緬十卷  
白木折  
包のし

公方様

一御太刀一腰

一御馬代白銀三十枚  
包のし

大納言様

右之通被献之候

御参勤御礼  
御進物

御礼之次第

御礼之次第

(徳川吉宗)  
公方様御黒書院出御

(仙臺藩主伊達丹)  
松平陸奥守様

(18)

(鳥取藩主池田吉泰)

松平相模守様

(福井藩主松平定忠)

松平兵部大輔様

御席

(熊本藩主細川宗孝)

細川越中守様

(明石藩主松平正徳)

松平左兵衛督様

(米沢藩主杉雲房)

上杉民部大輔様

(秋田藩主佐竹義養子義堅)

佐竹修理大夫様

四月十三日

一 四月十三日朝六半時御登

登城

城、毛利但馬守様御同道被成候、御黒

書院出御、右之御順を以御礼被仰上、

殿様御下段御縁類御出被成

(正徳)

御目見、御奏者御番高木主水正殿

(御太刀目録)

献上之御敷居之内ニ被置、御縁類

ニて御披露有之、則御次之間江御退席

(19)

又最前之御縁類江御出被成、此時者

御披露無之、夫江と

上意有之時、御下段敷居方内江御入

(息才)

被成、此時御老中御取合有之、息才デト

上意

上意有之、御老中迄御礼被仰上

西丸

御退出被成候事、

一 御退出候節、西丸江御出仕被成、御奏者

番江御相對御礼被仰上筈候処、

(徳川家重)

大納言様昨日小菅江被為成被遊御

滞留候付、西丸江御出仕不被成候、依之

(西丸老中松平乘賢)

松平能登守様御宅江被成御出御礼被

仰上候事、

但、右之通能登守様御宅江被成御出

御礼被仰入候儀、於殿中被仰合被成

(20)

御出候事、

一 御退出直様御老中不残・同嫡子方・

若御老中不残御自身御勤被成、

孰も被仰置被成御帰候、尤西尾

(忠壽)

隠岐守様之御嫡主水正様江者御口上

被仰置候事、

一 白銀三枚充 包のし

御城御年寄  
女中

御城御年寄女中

豊岡との

八島との

浦尾との

同御表使女中

藤野との

岡野との

御表使女中

春野との

深野との

右御参勤之為御祝儀先格之通

被差贈候付、今朝献上物一同ニ

御城江被差出候事、

一御退出之時分例之通御家来中

御通懸之

御目見被仰付候事、

(終)